

青森県報

号外第四十二号

平成二十二年
五月二十一日
(金曜日)

目 次

監査委員

包括外部監査の結果…………… (事務局)… 一

監 査 委 員

包括外部監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成21年度の包括外部監査人大坂健蔵氏から平成22年3月25日付けで監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 5月21日

青森県監査委員

同	泉	山	哲
同	元	木	篤
同	相	川	正
同	三	橋	一
			三

平成 21 年度 青森県包括外部監査結果報告書

目 次

第 1 外部監査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）・・・・・・・・	1
3. 外部監査対象期間・・・・・・・・・・・・・・	1
4. 特定の事件の選定理由・・・・・・・・・・・・	1
5. 外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・	1
6. 利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 2 県税の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1. 青森県の歳入の状況・・・・・・・・・・・・	4
2. 青森県の中期財政見通し・・・・・・・・・・	6
3. 県税の種類・・・・・・・・・・・・・・	8
4. 組織及び分掌事務・・・・・・・・・・・・	9
5. 収入済額及び徴収率・・・・・・・・・・・・	14
第 3 外部監査の結果及び意見の要約 ・・・・・・・・	16
1. 賦課及び徴収事務・・・・・・・・・・・・	16
2. 滞納整理事務・・・・・・・・・・・・・・	23
3. 県税システム・・・・・・・・・・・・・・	27
4. 徴税費・・・・・・・・・・・・・・	32
5. 組織体制・・・・・・・・・・・・・・	33
6. 地方税の延滞金・・・・・・・・・・・・	34
7. その他・・・・・・・・・・・・・・	35
第 4 外部監査の結果及び意見 ・・・・・・・・	36
第 1 章 賦課及び徴収事務 ・・・・・・・・	36
第 1 節 個人県民税・・・・・・・・・・・・	36
第 2 節 個人事業税・・・・・・・・・・・・	48
第 3 節 法人二税（法人県民税、法人事業税）	58

包括外部監査人

大坂 健蔵

第4節	不動産取得税	82
第5節	ゴルフ場利用税	91
第6節	自動車税	98
第7節	軽油引取税	109
第8節	法定外二税(核燃料物質等取扱税、産業廃棄物税)	120
第9節	その他の県税	135
第2章 滞納整理事務 161		
第1節	滞納整理	161
第2節	不納欠損処分	174
第3節	その他の事案の検討	180
第3章 県税システム 184		
第1節	税務の電算システム	184
第2節	税務電算システムのコストと現状	192
第3節	情報セキュリティ管理	199
第4節	障害発生時の対応	204
第4章 徴税費 206		
第5章 組織体制 216		
第6章 地方税の延滞金 222		
第7章 その他 227		

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(チーク)

「県税の賦課及び徴収事務の執行について」

3. 外部監査対象期間

原則として平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

4. 特定の事件の選定理由

地方財政にとって、歳出に見合う歳入の確保は重要な課題である。国の三位一体改革が実行に移され、国庫支出金の削減、地方交付税改革及び税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しが行われた。また、昨今の経済情勢の悪化は、納税額の減少や収入率の低下を招くことが予想される。

青森県の平成20年度の一般会計歳入決算額は7,093億円であるが、県税や諸収入等自らの権限によって収入できる自主財源の占める割合は36.9%と低い。そのうち県税収入は平成20年度収入済額1,385億円で、一般収入に占める割合が19.5%と小さいものであるが、自主財源として貴重なものである。

このように自主財源が少ない中、平成20年度の収入未済額は82億円に達し、ここ数年増加する傾向にある。財政状況の厳しい青森県にとって、これまで以上に、地方財源の拡充と自主財源の確保が急務となってくる。

この課題に取り組む上で、地方税行政が適法・適切かつ効率的に執行されているのかどうかを検証することが重要であると考え、本チークを特定の事件として選定した。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

税の賦課及び徴収事務が、法令や条例等に準拠し、適正かつ網羅的に行われているか

(適法性・公平性)

税の賦課及び徴収事務が、地方自治法第2条第14項(住民の福祉の増進と最小経費による最大効果の実現)及び第15項(組織及び運営の合理化)の趣旨に則り行われているか(経済性・効率性)

税の賦課及び徴収事務における情報システムの検証(妥当性)

(2) 主な監査手続き

関係法令等の根拠規定を検証するとともに、決算資料や簿冊等を閲覧し制度の趣旨及

- ・ 事務の手続きの流れ等を確認した。
- ・ 調定額の算定、課税客体及び納税義務者の捕拮、税の減免等の賦課事務は適正に行われてしているか。
- ・ 税の収納及び滞納整理等の徴収事務は適切に行われているか。賦課徴収体制が適切に整備されているか、また効率的に執行されているか確認した。
- ・ 全ての地域県民局県税部及び税務課他関係部署に往査し、賦課徴収体制が適切に整備されているか、また効率的に執行されているか確認した。
- ・ 賦課徴収システムのセキュリティ等に問題がないか確認した。
- ・ その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続き。

(3) 施設等の略称等

機関等の名称	略称
青 森 県 総 務 部 税 務 課	税 務 課
青 森 県 総 務 部 市 町 村 振 興 課	市 町 村 振 興 課
青 森 県 企 画 政 策 部 情 報 シ ス テ ム 課	情 報 シ ス テ ム 課
東 青 地 域 県 民 局 県 税 部	東 青 県 税 部
中 南 地 域 県 民 局 県 税 部	中 南 県 税 部
三 八 地 域 県 民 局 県 税 部	三 八 県 税 部
西 北 地 域 県 民 局 県 税 部	西 北 県 税 部
上 北 地 域 県 民 局 県 税 部	上 北 県 税 部
下 北 地 域 県 民 局 県 税 部	下 北 県 税 部
地 域 県 民 局 県 税 部	県 税 部

(4) 外部監査従事者の資格及び氏名

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	大 坂 健 蔵	税 理 士
補 助 者	兼 平 義 弘	税 理 士
補 助 者	柳 谷 順 三	公 認 会 計 士
補 助 者	西 村 晴 夫	税 理 士
補 助 者	今 良 暢	税 理 士
補 助 者	長 谷 川 有 実	税 理 士
補 助 者	西 谷 俊 広	公 認 会 計 士
補 助 者	吉 田 柳 一 郎	公 認 会 計 士
補 助 者	三 上 武 三	税 理 士
補 助 者	宮 野 安 弘	そ の 他
補 助 者	佐 藤 孝 児	そ の 他
補 助 者	櫻 田 政 信	そ の 他

(5) 外部監査の日程（現地調査）
実施の時期等は以下の通りである。

監査時期（平成21年度）	監査対象	監査従事者
9月2日	税務課	大坂ほか10名
9月7日～9月8日	東青県税部	大坂ほか10名
9月15日～9月16日	三八県税部	大坂ほか9名
9月29日	下北県税部	大坂ほか7名
10月5日	西北県税部	大坂ほか6名
10月7日～10月8日	中南県税部	大坂ほか10名
10月14日～10月15日	東青県税部	大坂ほか10名
10月21日～10月22日	上北県税部	大坂ほか8名
11月4日	税務課	大坂ほか7名
11月5日	市町村振興課	大坂ほか3名
11月10日	三八県税部	大坂ほか6名
11月13日	情報システム課	大坂ほか4名
11月13日	税務課	大坂ほか4名

(6) 包括外部監査の執務日数等

平成21年7月22日から平成22年2月27日までであり、その間の執務日数は次の通りである。

	監査対象機関等への往査等	事務所執務	計（+）
包括外部監査人	20	41	61
補 助 者	126	55	181
合 計	146	96	242

（注1）平成21年7月22日から平成22年2月27日までの集計であり、平成22年2月27日以後実施された監査結果の報告等に係る執務日数は含まれない。

（注2） の事務所執務は、包括外部監査人の事務所における執務に加えて、補助者が自らの事務所にて執務した時間を含む。

（注3）1日の執務時間を6時間として日数計算をしている。

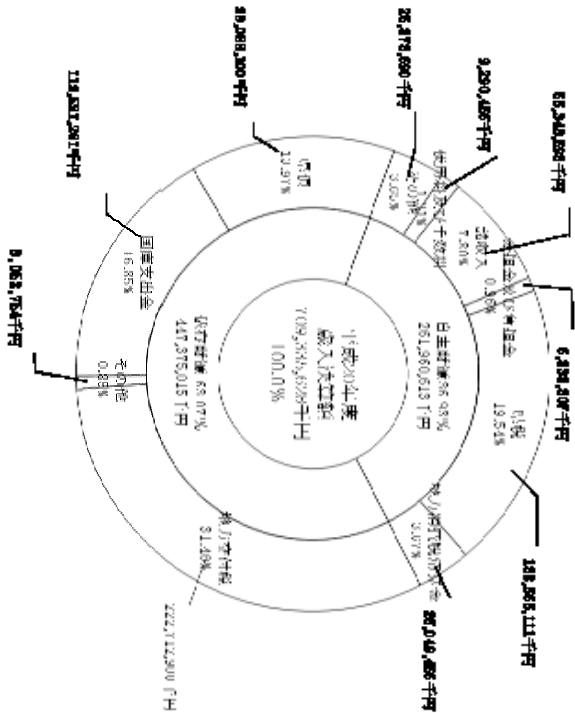
6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 県税の概要

1. 青森県の歳入の状況

(1) 平成 20 年度青森県一般会計歳入決算額構成比



(「平成 20 年度青森県税務統計」より)

県の平成 20 年度の一般会計歳入決算額は 7,093 億円である。

普通会計 (平成 19 年度) による歳入の規模は全国の都道府県中 24 番目であり、東北地方の他県との比較では、宮城県 (7,799 億円) や福島県 (8,269 億円) よりも小さく、秋田県 (6,137 億円) や手嶋 (6,818 億円) や山形県 (5,662 億円) よりも大きい。

歳入は、財政運営の自主性という観点から分類すると、県税や諸収入等県自らの権限によって収入できる自主財源と、地方交付税や国庫支出金、県債等国によって交付あるいは割り当てられる依存財源が占めている。

平成 20 年度決算では、歳入の 63% を依存財源が占め、自主財源の割合は 37% と低く、歳入構造の自主性という観点からは、まだまだ課題が多い。

(2) 歳入の推移

歳入	H12年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
	9,667	7,863	7,511	7,336	7,096	7,093

(単位：億円)

- ・歳入は、平成 12 年度をピークに減少傾向に推移している。
- ・厳しい経済情勢が続く中、平成 12 年度に比べて 2,574 億円も減少している。

(3) 一般会計の歳入に占める県税収入の割合

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
県税	14.9%	16.2%	18.5%	19.8%	19.5%
地方消費税清算金	3.7%	3.6%	3.9%	4.0%	3.7%
地方交付税	29.6%	31.4%	31.5%	31.8%	31.4%
国庫支出金	18.4%	17.4%	14.8%	15.4%	16.9%
その他	33.4%	31.4%	31.3%	29.0%	28.5%

(「平成 20 年度青森県税務統計」より)

- ・平成 20 年度一般会計歳入決算額 7,093 億円に占める県税は 19.5% である。
- ・平成 19 年度の全国都道府県の平均 38.7% (平成 21 年度版地方財政白書) に比べると低い。

2. 青森県の中期財政見通し

(1) 財政の中期的な見通し (平成20年8月試算) (行財政改革効果反映前)

平成20年12月に公表された「青森県行財政改革大綱」(取組期間：平成21年度～平成25年度)の本県財政の中期的な見通しによれば、今後、公債費の増加が財政運営を圧迫し、新たな行財政改革効果を見込まなければ、平成22年度には財政調整用4基金が枯渇する見通しである。

	集中取組期間			参 考	
	H21	H22	H23	H24	H25
歳入					
県 税 等	1,764	1,889	1,961	1,963	1,963
地 方 交 付 税	2,197	2,129	2,080	2,107	2,107
県 債	988	941	826	813	792
そ の 他 の 歳 入	1,982	1,911	1,898	1,902	1,883
歳 入 合 計	6,891	6,870	6,765	6,785	6,745
歳 出					
義 務 的 経 費	3,369	3,430	3,431	3,425	3,448
人 件 費	2,026	2,028	2,009	1,980	1,964
扶 助 費	169	174	179	184	190
公 債 費	1,174	1,228	1,243	1,261	1,271
普 通 建 設 事 業 費	1,582	1,518	1,410	1,391	1,339
補 助 事 業 費	719	723	724	723	673
単 独 事 業 費	654	616	507	489	487
そ の 他	179	179	179	179	179
そ の 他 の 歳 出	2,157	2,164	2,177	2,207	2,215
歳 出 合 計	7,078	7,112	7,018	7,023	7,002
財 源 入 不 足 額 (財 政 赤 字 残 額)	△ 187	△ 242	△ 253	△ 241	△ 257
	271	29	(△224)	(△465)	(△703)
				(△960)	

(平成20年12月「青森県行財政改革大綱」より)

(2) 行財政改革効果額の見込み等

県は平成21年度から平成23年度までを行財政改革大綱の集中取組期間と位置づけ、収支均衡の実現に向け歳出改革の推進と財源確保等に取り組み、平成23年度末において基金残高50億円程度の確保を目指すとしている。

区 分	集 中 取 組 期 間				参 考	
	H21	H22	H23	計 (H21～H23)	H24	H25
行 政 改 革 効 果 反 映 前 の 額	242	253	241	736	238	257
行 政 改 革 効 果	3年間で合わせて510程度				510程度	
財 政 改 革 効 果 反 映 後 の 額	120程度	80程度	20程度	220程度	(概ね収支均衡)	
財 源 入 不 足 額	150程度	70程度	50程度	-		

(平成20年12月「青森県行財政改革大綱」より)

財源確保の取り組みで、県税収入の確保策として次の項目を挙げている。

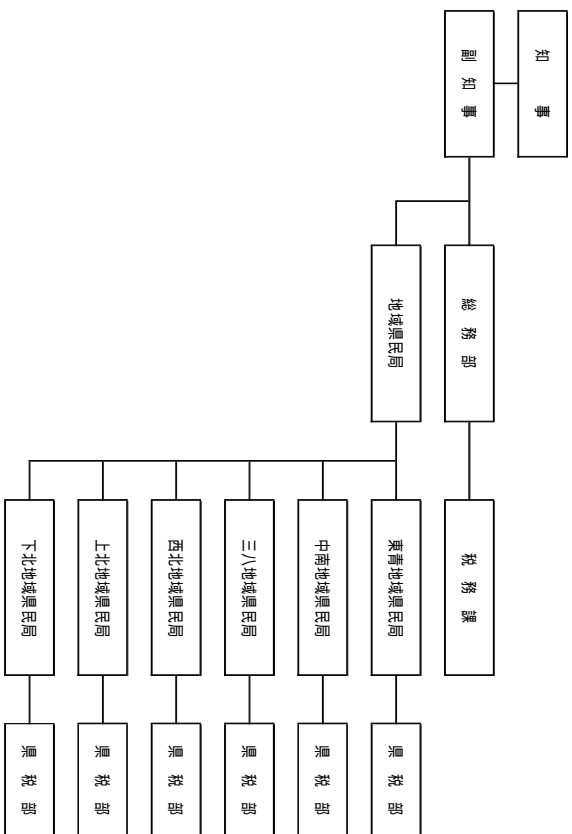
1. これまで実施してきたいる法定外税等(核燃料物質等取扱税等)について更新・延長を検討するなど、課税自主権の活用を図る。
2. 税負担の公平と財源確保を図るため県税の徴収対策を引き続き実施する。

3. 県税の種類

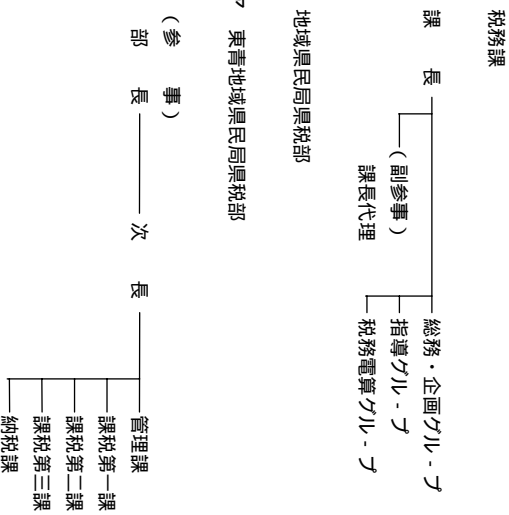
県税	普通税	個人県民税	個人県民税 法人県民税 利子割・配当割・株式等譲渡所得割
		事業税	個人事業税 法人事業税
		地方消費税	
		不動産取得税	
		県たばこ税	
		ゴルフ場利用税	
		自動車税	
		鉱区税	
		固定資産税	
		核燃料物質等取扱税 (法定外(普通税))	
		自動車取得税	
		軽油引取税	
		狩猟税	
	目的税	産業廃棄物税 (法定外目的税)	

4. 組織及び分掌事務

(1) 税務組織



(2) 税務課と地域県民局県税部の組織図 (平成 21 年度)



イ 中北地域農政局農稅部

- 部長
- 次長
- 管理課
- 課稅第一課
- 課稅第二課
- 納稅課

ウ 三八地域農政局農稅部

- (参事)
- 部長
- 次長
- 管理課
- 課稅第一課
- 課稅第二課
- 納稅課

エ 西北地域農政局農稅部

- 部長
- 次長
- 納稅管理課
- 課稅課

オ 上北地域農政局農稅部

- 部長
- 次長
- 納稅管理課
- 課稅課

カ 下北地域農政局農稅部

- 部長
- 次長
- 納稅管理課
- 課稅課

職員数

(平成21年4月1日現在)

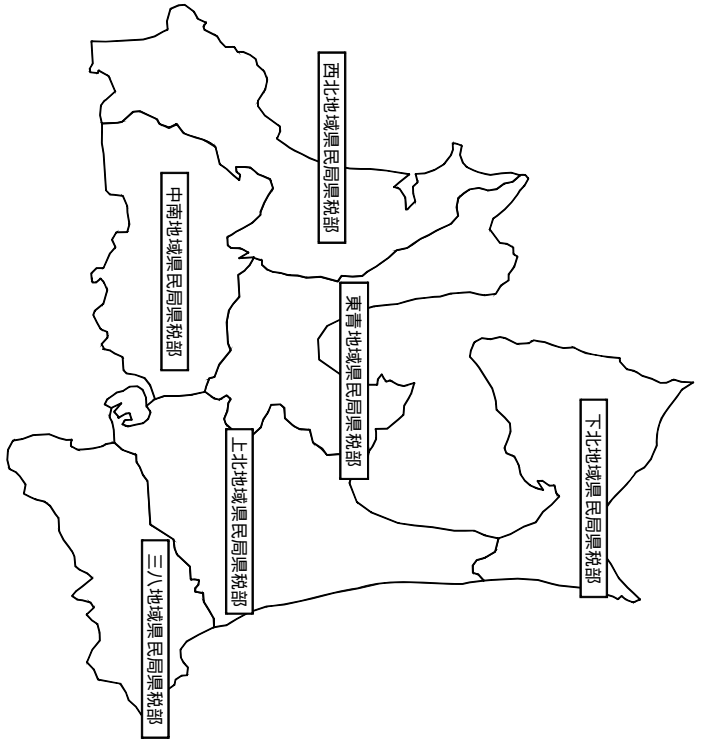
区分	稅務課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
員 数	21人	53人	27人	32人	22人	24人	14人	193人

(3) 地域農政局農稅部及び稅務課の分掌事務

東青地域農政局農稅部	管理課(11)	納稅相談、農稅の収納、納稅證明等に関すること。
部長(1) 次長(1)	課稅第一課(12)	法人農民政・法人事業稅(2以上の都道府農民政に事務所を有する。)、個人事業稅(個人に上の都道府農民政に事務所を有する(個人に係るものを含む。))、輕油引取稅に関すること。
	課稅第二課(8)	不動産取得稅、ゴルフ場利用稅、狩獵稅、農民政利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関すること。
	課稅第三課(7)	たばこ稅、紙區稅、固定資産稅、自動車稅・自動車取得稅に関すること。
	納稅課(13)	納付、督促、滞納処分、納稅貯蓄組合等に関すること。
	管理課(4)	納稅広報、納稅相談、農稅の収納、納稅證明等に関すること。
	課稅第一課(6)	法人農民政・法人事業稅、個人事業稅、輕油引取稅に関すること。
	課稅第二課(6)	不動産取得稅、ゴルフ場利用稅、狩獵稅、農民政利子割に関すること。
	納稅課(9)	納付、督促、滞納処分、納稅貯蓄組合等に関すること。
三八地域農政局農稅部	管理課(5)	納稅広報、納稅相談、農稅の収納、納稅證明等に関すること。
部長(1) 次長(1)	課稅第一課(7)	法人農民政・法人事業稅、個人事業稅、輕油引取稅に関すること。
	課稅第二課(8)	不動産取得稅、ゴルフ場利用稅、狩獵稅、農民政利子割に関すること。
	納稅課(10)	納付、督促、滞納処分、納稅貯蓄組合等に関すること。
西北地域農政局農稅部	納稅管理課(10)	納稅広報、納稅相談、農稅の収納、納稅證明等に関すること。
部長(1) 次長(1)	課稅課(10)	法人農民政・法人事業稅、個人事業稅、輕油引取稅、農民政利子割に関すること。
上北地域農政局農稅部	納稅管理課(12)	納稅広報、納稅相談、農稅の収納、納稅證明等に関すること。
部長(1) 次長(1)	課稅課(10)	法人農民政・法人事業稅、個人事業稅、輕油引取稅、農民政利子割に関すること。
下北地域農政局農稅部	納稅管理課(7)	納稅広報、納稅相談、農稅の収納、納稅證明等に関すること。
部長(1) 次長(1)	課稅課(5)	法人農民政・法人事業稅、個人事業稅、輕油引取稅、農民政利子割に関すること。
	總務・企画グループ(7)	農稅条例など農稅制度に関すること。
	指導グループ(6)	農民政の課稅免除、不均一課稅、減免に関すること。
稅務課	稅務電算グループ(6)	納稅貯蓄組合の育成指導に関すること。
課長(1) 課長(代理)(1)		稅務電算システムの開発及び管理に関すること。

平成21年4月1日現在

(4) 執務行政の所管区域

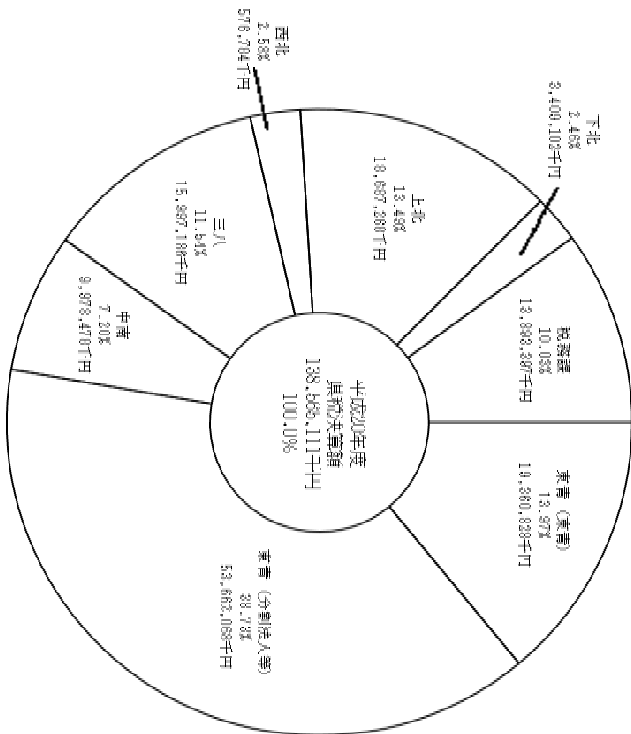


区分	所 管 区 域	面 積 km ²	人 口 人	世 帯 数 世帯
東 青	青森市、東津軽郡	1,477.34	334,530	144,196
中 南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	1,555.92	295,271	113,046
三 八	八戸市、三戸郡	1,274.57	321,695	130,112
西 北	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	1,794.79	166,478	62,643
上 北	十和田市、三沢市、上北郡	2,089.62	214,218	84,736
下 北	むつ市、下北郡	1,414.87	83,396	36,065
計	十市、八郡	9,607.11	1,415,588	570,788

面積は「平成20年全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。
人口、世帯数は平成21年7月末日現在住民基本台帳による。

(「平成20年度青森県税務統計」より)

(5) 平成20年度県税別別県税決算額



(「平成20年度青森県税務統計」より)

5. 収入済額及び徴収率
(1) 県税収入済額の推移

(単位：百万円)

科目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
個人県民税(均等割・所得割)	16,034	16,080	17,226	31,194	32,602
個人県民税(配当割)	116	212	330	441	170
個人県民税(株式等譲渡所得割)	108	264	218	185	47
法人県民税	4,492	4,807	5,143	5,897	5,174
県民税利子割	1,842	948	726	939	993
計	22,593	22,312	23,645	38,657	38,986
個人事業税	1,000	936	872	873	878
法人事業税	17,660	21,433	31,151	30,514	28,745
計	18,661	22,369	32,023	31,388	29,623
地方消費税	11,947	12,092	15,555	13,541	13,632
不動産取得税	4,456	3,284	3,447	3,347	3,723
県たばこ税	3,404	3,303	3,354	3,296	3,112
ゴルフ場利用税	239	212	205	196	191
自動車税	19,873	19,936	19,376	18,992	18,412
鉱区税	5	4	4	3	4
固定資産税	0	1,376	2,317	1,847	1,823
核燃料物質等取扱税	13,130	14,495	14,858	9,022	11,282
自動車取得税	4,001	3,944	4,020	3,769	3,303
軽油引取税	18,828	18,352	16,883	16,549	14,265
狩猟税	32	30	29	27	26
産業廃棄物税	61	64	89	80	183
特別地方消費税	0.3	0.3	0.1	0.4	0.0
県税合計	117,236	121,761	135,813	140,722	138,565

現年度と滞納繰越分を含む。

(「平成20年度青森県税務統計」より)

平成18年度は、定率減税が廃止されたことによる個人県民税の増加、企業業績の回復に伴う法人事業税の伸び等によって、県税収入は1,300億円の大台に乗った。平成19年度は税源移譲が実施されたことにより、個人県民税は前年度比で80%を超える伸びを示した。

平成20年度の特徴として、所得税から個人住民税への税源移譲の平年度化等により、個人県民税(均等割・所得割)が4.5%の増(+14億円)、核燃料物質等取扱税が25.0%の増(+22.6億円)となったものの、軽油引取税が13.8%の減(-22.8億円)、法人事業税が5.8%の減(-17.7億

円)となったことなどにより、県全体では1.5%の減(-21.6億円)となった。

(2) 県税の徴収率

(単位：%)

科目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
個人県民税(均等割・所得割)	91.6	91.5	92.0	94.0	93.2
個人県民税(配当割)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人県民税(株式等譲渡所得割)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
法人県民税	98.8	99.1	99.1	99.2	99.1
県民税利子割	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人事業税	93.6	92.9	93.5	94.5	94.0
法人事業税	98.6	99.2	99.5	99.4	99.4
地方消費税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	95.2	93.9	94.1	92.4	93.3
県たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ゴルフ場利用税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車税	96.9	97.2	97.5	97.8	97.8
鉱区税	98.5	97.7	100.0	100.0	100.0
固定資産税	-	100.0	100.0	100.0	100.0
核燃料物質等取扱税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車取得税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	99.9	99.8	99.6	99.6	99.3
狩猟税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業廃棄物税	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0
特別地方消費税	2.9	4.2	2.4	7.1	0.0
県税合計	97.7	97.9	98.2	97.9	97.6

(「平成20年度青森県税務統計」より)

・徴収率は現年度と滞納繰越分の合計。特別地方消費税は滞納繰越分のみ。

・平成20年度の個人県民税(均等割・所得割)は、前年比0.8%と僅かな減少であるが、調定額が大きいのので収入未済額の増加が大きいものとなる。

・平成20年度の個人事業税、不動産取得税は、大口の収入未済額があるため徴収率が低い。

・平成20年度の徴収率は県税全体では0.3%の減となった。

・平成20年度の当県の徴収率は全国都道府県の平均96.9%に比べると0.7%高く、全国順位で11位という結果が出ている。

第3 外部監査の結果及び意見の要約

1. 賦課及び徴収事務

(1) 個人県民税

税源移譲による収入額の増加と滞納額の拡大

平成 19 年度から税源移譲が実施され、県の財政に占める個人県民税の重要性が高まった。

収入金額は平成 20 年度には平成 18 年度のほぼ 2 倍の 326 億円にも増大したが、収入未済額もそれに伴い増加し、平成 20 年度では平成 18 年度の額から 9 億円増の 22 億円に達している。

しかし、県には個人住民税（市町村住民税及び県民税）の賦課徴収権が原則として無いため、県としては次のような問題が生じている。

イ．個人住民税については、所得税の確定申告書制度が根源にある。そのため、国、県、市町村は三税協議を行い、情報の共有、申告促進などについて共通の取り組みをしている。

税の賦課徴収事務の遂行は、市町村間に納税義務者の捕捉や税の徴収等に格差が生じ、個人県民税について課税の公平が確保されているとは言えない状況にある。

ロ．個人県民税は県税の主要な税目である。

この滞納額及びこれに係る延滞金は県の債権であるが、賦課徴収を市町村が行っているため市町村から連絡があって初めて把握出来るシステムとなっている。

このなかで、延滞金は事後調定のため徴収したもののみが報告されるが、滞納となっているものは全く報告されず、県では把握のできない状態となっている。

個人住民税の滞納額は、今後さらに増加するものと見込まれ、県や市町村の財政基盤に多大な影響を与えることは明らかである。

このため、県と市町村は、収入確保のため、全力を挙げて滞納整理に取り組みざるを得ない。

以上の問題打開に向け、また収入額の増収及び滞納圧縮のためにも、県はこれまで以上に市町村と連絡協調を密にして、住民税の賦課徴収に積極的に関わっていく必要がある。

滞納額の圧縮のための特別対策

平成 20 年度の県税収入未済額削減に向け、次のような対策を実施している。

- ・徴収支援チームの設置
- ・県職員派遣、研修生受入
- ・町村職員、議員への出前講義
- ・地域県民局長による収入確保要請

・納税証明書添付事業の拡大 など

また、市町村振興課は市町村に対して、次の収入確保対策を行っている。

イ．市町村税徴収事務ヒアリング

ロ．市町村職員への研修の充実強化

ハ．青森県市町村総合事務組合（一部事務組合）への職員派遣

県と市町村は対等の関係であり、市町村に対する助言等に強制力はないが、滞納対策は県と市町村共通の課題であるため、諸対策を実効ならしめるよう、県がリーダーシップを執り、県全体の徴収率向上を目指して尽力することが肝要である。

指摘事項

イ．市町村から引継した徴収引継整理票の処理欄に顧客の記載が全くないものがあった。

ロ．不納欠損処理は、各県税部が市町村からの決算処理に係る公文書に基づいて行うこととされているが、FAX上の数値により行っているものがあった。

(2) 個人事業税

人かに依存する個人事業税の事務について

現在、国税の確定申告書のデータは電子データで受け取っており、税務署で閲覧・転記する作業は当該電子データから抽出した課税対象者のみについて行えばいいようになっており、税額計算については課税所得まで入力すれば自動的に算定されるシステムとなっている。

しかし、県では納税者からの質問などがあった場合一人別処理票で対応しているため、これですべての事項が確認できるよう閲覧・転記事項から税額計算まで手作業によって行っており、それを改めて電算に入力するという事務処理を行っている。

またある県税部では、従来どおり、電子データの事前検討前に税務署に出向き閲覧・転記作業を行っている。

これらの作業は膨大であり、相当の労力が投入されており、電算化によるメリットが生かされていない事務処理と認められる。

個人事業税課税の認定について

事業税の課税対象業種は限定されているが、業種、事業内容によって課税・非課税の境目が存在するため、その認定については実務上困難な場合も多い。

以下のケースを重点的に検証した。

- イ．不動産貸付業と駐車場業との区分
- ロ．自家労力を用いて行う畜産業の判定
- ハ．請負業と労務を提供するものとの区分
- ニ．共同事業を行う場合の自家労力の判定

それぞれに不適切な事例が認められた。これらはいずれも県税部において適切な事務処理をしていけば間違いなく判定できる事例であった。課税の公平の観点から、客観的かつ均一な判定が望まれる。

無申告者の捕捉について

所得税の申告義務があるのに申告を行っていない者や、所得税の申告義務はないが、事業税の申告義務があるものについて、特段の捕捉は行われていない。

課税の公平の観点から、納税義務がある者の無申告は容認できるものではないので、各県税部において捕捉の努力をすべきである。

指摘事項

- イ．滞納者との折衝の状況は逐一滞納整理票に記録することとされているが、滞納処分停止記録表で管理し、滞納整理票に記載を行っていないケースがあった。
- ロ．賦課漏れがないかを確認するため、課税状況整理表を作成することとされているが、所定の欄に課税・非課税又は無申告を判別する印のないものがあった。

(3) 法人二税（法人県民税、法人事業税）

未登録法人の捕捉

- イ．未登録法人とは、県内に事務所を有しているにもかかわらず、税務システムに登録されていない法人をいう。
県税の公平性及び税収確保の観点から、適切に捕捉し申告納税を促す必要がある。現在の登録情報から捕捉する方法の他、日常の中にアンケートを張る方法や、不動産取得税や自動車税のデータベースを活用する方法を検討する余地がある。

- ロ．未登録法人が発覚した場合は、法人設立届を遡査することになる。その後反応がない場合は、申告書が提出されるまで登録されることがなく、不申告法人のリストに載ることもない。
課税の公平性及び課税時期の観点から、積極的な遡査や実態調査が必要である。

- ハ．設立届の提出のない法人には、葉書若しくは電話などで遡査を行っている。その後も提出のない場合、その法人の国税の申告を待つて、税務電算システムへ登録することになる。
従って、現状では全ての法人が登録されているわけではない。特に収益事業を行わない法人に関して、登録が見送られているケースが見受けられた。

不申告法人の除却と判断

- イ．不申告法人とは、県のデータの上では登録があり、申告義務があるにも関わらず申告書を提出しない法人である。

法人の不申告が続いた場合、除却処理される場合がある。その規定については「法人除却事務処理要領」として独自に作成している県税部もあれば、全般的業務を定める「税務事務実施要領」の中で、ひとつの項目として規定している県税部もあった。全ての県税部の規定を、高い品質の県税部の規定に統一することが必要である。内部統制を充実し、標準的な業務の文書化を進めることにより、ミスの減少や課税の公平に努めていただきたい。

- ロ．法人を除却する判断は均等割の課税に関係しているものであり、課税の公平性に関係する。除却の判断にブレがあってはならない。県は個別の事情を勘案してその都度判断しているが、一定の基準がないと、担当者によりバラツキが生じる。
県全体として一定の基準、あるいは、指針を策定することが望ましい。
以下の事項に注目した。

- ・ 破産手続開始登記における除却処理
- ・ 除却処理の決裁の適時性
- ・ 休業処理の手続き

公益法人等の均等割の減免

収益事業を行わない学校法人や社会福祉法人、NPO等に対しては、均等割を課さないとしている。県は収益事業の判断について国税の申告義務の有無で判断している。

また、県は、収益事業を行わないものであることを証する書類を調製すること、及び法人電算システムにデータの登録を行うことの二つの業務を行うこととしているが、現状では十分に行われていない。

分割法人の調査

分割法人に該当する法人の事務は、東青県税部が行っている。分割基準は、関係都道府県又は市町村ごとの法人税額課税標準の算定期間末日現在における従業員の数である。この調査は現在行われていない。先ず一度調査を行い、その結果と費用対効果を斟酌した上、今後の調査に対する指針を策定することが望ましい。

医療法人の申告に関連して

医療法人の事業税申告の指針である、青森県の「医療法人等に係る法人事業税申告書添付書類の記載要領」が非常に解りづらい。特に「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載方法における収入科目の表示や、消費税に関する説明が挙げられる。決算事務を行う立場にたった、明瞭性のある理解しやすい「記載要領」又は「記載の手引」に改訂することが望ましい。

電子申告に関連して

現在、県の電子申告のシステムと、法人二税を管理する電算システムは統合していない

ため、データの共有がなされていない。従って、現在のシステムでは、いかに電子申告が普及したとしても、データ入力の時間が節約され効率化されることはない。

早急に二つのシステムの統合を可能にし、業務の一層の効率化を図るべきである。

指摘事項

イ．各県税部は、税務署に赴き、法人の異動事項を捕捉し、適時・適切に税務電算システムで情報の訂正処理をしているが、人的ミスも重なり、資本金の異動による均等割額の変動について不具合のケースがあった。

ロ．利子割額の5%について実際の申告書をチェックしたところ、5%を超えている例が数件見受けられた。申告書の数字をシステムに入力するが、5%を超えるような数字でもエラーメッセージが出ないことによる。同様に、仮装経理と租税条約に関する以外の繰越欠損金の繰越額の数字についても、システム上のチェックがないことが判明した。

(4) 不動産取得税

不動産の評価までの期間

不動産取得税の県評価分については、実際に調査に入って調定決議書が起案されるまで3~4ヶ月要するが、ある県税部において評価事務の遅れが原因で、収納される税金が、取得した会計年度から二期過ぎたものがあった。県税収入確保の上から好ましくない。

市町村との連絡協調

不動産取得税の県評価分については、評価した都度市町村に通知している。市町村評価分については、毎年11月頃から開示されている。

市町村からの開示が1月以降になると、当年度において調定することができなくなり、県税収入確保の上から好ましくない。

県は関係市町村との連絡協調に努めると共に、市町村に対する資料の早期開示の働きかけを強めるべきである。

(5) ゴルフ場利用税

実地調査について

各県税部では、毎年各特別徴収義務者に対して調査通知をしてから調査を行っている。ただし、ゴルフ場利用税の網羅性、公平性の観点から、調査の範囲、調査月及び調査日数については、同じパターンとならないよう計画的に実施していただきたい。

交付金の交付時期について

ある県税部において、平成20年6月行爲分のゴルフ場利用税が7月31日に収納されて

いたにも関わらず、12月交付分に合算されているものがあった。本県の場合、ゴルフ場利用税についてはここ数年収入未済がなく、徴収率100%であることを鑑みれば8月に交付されるべきであった。また、電算機上の収納照会を確認できていれば防げた事例である。

換価猶予の適用について

徴収事務処理要綱によれば、「納税資金、財産状況及び納付計画を明らかにし、出来る限り換価猶予制度を活用する」とある。

この制度を適用していた県税部において、納付計画は約束手形を取り付けるなどにより満たしているが、納税資金、財産状況についての把握に不十分なところがあった。

(6) 自動車税

賦課保留

自動車税は自動車登録ファイルの登録の有無によって課税している。そのため、自動車が減失、解体等により運行の用に供されていない場合でも、何らかの理由により登録が抹消されていない限り課税の対象となっている。これら課税の対象となっている自動車の大部分は滞納となっており、賦課徴収事務の大きな障害となっている。

賦課保留は、これらの自動車について実態調査を行い、減失、解体等課税することが適当でない状況にあると認められるものについては、賦課決定の処理を保留し、課税の適正と事務の効率化を図るという趣旨の制度である。

賦課保留金額等をヒアリングしたところ、減失、解体等で課税要件を満たさないものが、平成20年度において、およそ2,700件で108百万円に及んでいることが判明した。

減失、解体等について、その事実が官公署等により証明され、自動車として運行されていないことが明らかなものについては、登録抹消の積極的勧奨に努め、賦課保留に早期決着を図るべきである。

制度改正の要望

自動車税は、一時的にまた多数の納税者に賦課する税であり、自動車税の滞納は、件数も金額も大きいものである。しかしながら、滞納処理に携わる人員は限られており、担当者にとっては大きな負担となっているところである。

膨大な滞納整理事務を削減するためにも、自動車購入時あるいは車検時に前払方式で徴収する方法など制度的問題として、国に求めていくことが必要と思われる。

(7) 軽油引取税

免税軽油使用者調査

免税軽油使用者調査報告書の中に義務付けられた帳票類の備え付けが全くされていない免税軽油使用者もいるとの報告があった。指導や注意だけでなくさらす厳格に対処すべきである。

定期調査の100%遂行

各県税部においては軽油引取税の調査を3ヵ年計画に基づき行っている。しかし県税部の中には、軽油引取税の担当者が1名だけであり、平成19年度の調査計画の進捗状況が6割に満たないものがあった。

県職員の適正配置及び合理化の問題もあるであろうが、各県税部の垣根を越えた「調査対策チーム」なるものを設置し、全県的に対応するなど改善を図ってほしい。

指摘事項

回収された免税証の裏面の日付、住所、名称及び押印等を閲覧したが、明らかに日付の記載のないものがあった。嚴重注意すべきことと思われる。

(8) 県民税利子割

税務署への閲覧調査

平成20年度「税務事務実施要領」によると、「金融機関の営業所等の届出書」、「源泉所得税調査簿」等を税務署において閲覧することとあるが、過去5年間一度も行われていない県税部があった。

(9) 狩猟税

指摘事項

県外登録申請の窓口である東青県税部において、代理申請による狩猟税申告書に当該登録申請の押印がされていないものがあった。

2. 滞納整理事務

(1) 滞納整理

平成20年度の青森県における県税の収入未済額は32億円に達し、ここ数年増加している状況である。県税の収入未済額の増加は、県の財政に非常に大きな影響を及ぼす事になるため、収入未済額の整理・縮減が県税務行政のもっとも重要な課題の一つである。

(2) 滞納額縮減の取り組み

徴収支援チームの運営

徴収支援チームは、個人住民税の滞納額縮減を図り、併せて市町村職員の滞納整理技術の向上に資するため、平成21年度から平成23年度の間において各県税部に設置する市町村の徴収事務を支援するチームである。

試行的に実施した平成20年度の実績をみると、徴収支援チームによる実績は、大分低い数値で終わっているように思う。

当該施策について、次のように希望する。

イ．個人住民税の収入未済額は急増しており、この縮減のために施策として設置された徴収支援チームは研修の場ではなく、個人住民税の滞納縮減のためのプロジェクトチームとしての意識をもって事務の遂行に当たる必要がある。

ロ．個人県民税の滞納額縮減、滞納整理技術の向上という観点から事業の選定にあたっては、県が主導的な立場に立つて行うべきであり、大口滞納者や滞納整理困難事を優先すべきである。

ハ．有能な市町村職員の育成のためにも、徴収支援チームは滞納処分を積極的に行い、より多くの滞納処分事例を経験すべきである。
経験豊かな県職員が積極的に搜索や差押え等を実施し、範を示すべきである。

ニ．個人県民税の賦課徴収権は市町村にあるが、平成20年度末における収入未済額は2,269,764千円と金額も大きく、また、前年(平成19年度末収入未済額1,842,829千円)より、426,935千円も大幅に増加している状況においては、やはり県が積極的に関わるべきではないかと思う。

共同催告・共同徴収

大口滞納者や滞納整理困難事案等について、県と市が連携して回収に向けて努力することが効果的であると考える。

現在、市町村により、温度差があるが、共同徴収にもっと力を入れるべきである。

地方税法第48条による徴収引継ぎ
徴収引継ぎとは、個人住民税の滞納について、県知事が市町村長の同意を得て県の徴収引継ぎを執行するものである。

引継ぎを執行しただけでも効果があり、徴収引継ぎしたものである。高い割合での滞納整理結果がでている。

県と市町村が両者協議して徴収引継ぎの対象債権を決定しており、徴収引継ぎの申出については市町村により温度差があるところであるが、市町村との連絡協力を密にし、良好な関係を構築するとともに、各市町村の首長等の意識改革に努めるなどし、徴収引継ぎ制度の有効活用を努力する必要がある。

タイヤロツク

県は、差し押さえた自動車の車輪を固定し動かなくする「タイヤロツク」を平成19年度から各県税部に配備している。タイヤロツクを実際に使用したケースは1件と少ないが、装着予告に対する納付割合は高く、相当の効果が認められる。

県として実施時期とか実施方法等について指針を示し、積極的に推進する必要があると考える。

インターネット公売

インターネットを通じ、より幅広い公募情報の周知と入札者の便宜拡大を図ることにより、差押え財産の売却を推進し、徴収の確保を目指す目的で平成17年度から導入した。これまでの実績をみるとまずまずの成果と思われる。

滞納整理促進のため、今後も制度の積極的な活用を期待したい。

コンビニエンスストアでの納付

コンビニエンスストアでの納税を平成21年1月から実施した。

コンビニエンスストアでの納税の実績をみると非常に高い利用率となっている。期限後納付については、コンビニエンスストアでは延滞金の計算ができないため、県税部に申し出てコンビニエンスストアでの納付を発行してもらったうえで納付できないという制約がある。この使い勝手を改善すべく検討する必要がある。

振替納税の推進

振替納税は、確実に収入済みとなる確率が高いので口座振替の利用促進に向けた取り組みを積極的に推進すべきである。

(3) 不納欠損処分

平成19年度の滞納繰越分の不納欠損率をみると、青森県は10.5%と他県とほぼ同水準のものであるが、個人県民税を除いた当該滞納繰越分の徴収率についてみると27.2%で、東北6県の下から3番目の非常に低い数字となっている。

当県は滞納繰越額の徴収率が低いので、不納欠損処分が出来るものは積極的に行うなどして徴収活動の効率化を図り、徴収率の向上に努めていきたいと思う。

(4) その他の事案の検討

イ. 換価処分の実施と時効完成分のチェック

納税保証人の財産差押えを行ったが、滞納者本人の財産を差押えていなかったのに、滞納者本人の時効が完成し、納税保証人の土地に対する差押を解除したという事例があった。

ロ. 納付委託と担保

大口の滞納常習者からの口頭による分割納付約束を受け、先日付小切手を受領しただけで担保を取っていない事案があった。

ハ. 延滞金の保全措置

手形支払期日までの延滞金も入れた金額で納付委託を受けた手形を滞納者が期日に落とせないということで、本税相当分のみを納付させ返却していた事案があった。延滞金相当額の新たな手形を振り出してもらおう等何らかの保全措置をとるべきである。延滞金を完全に徴収するための更なる努力が必要である。

ニ. 延滞金の滞納処分

県税では、延滞金だけの滞納について、長期間換価処分の手続きを行わないでいたところ、当該物件は開発許可の条件として、市に所有権を移転しなければならぬ緑地予定地で公売が行えない土地であることが判明し、当該土地の差押えを解除していたという事例があった。延滞金についても、本税と同様の徴収努力をするべきである。

ホ. グループ管理

親会社と子会社について、親と子のそれぞれの住所を所管するそれぞれの班で、滞納整理を行っている事例があった。グループ会社については、一元管理し、対応すべきである。

ヘ. 市町村との連携

土地は県が差押えをしたが、建物については市が差押えているため公売手続きができないで長期間塩漬けの状態としているというものがあつた。市町村との連絡協力を密にし、効率的な滞納整理事務を推進すべきである。

ト. 分割納付の期限

大口の滞納者について、担保の提供もなく、口頭による分割納付約束を行い、月々

少額の入金をさせ、完納までの年数をみると1年超という事案が多々見受けられた。担保を徴し、分納の約束違反等があれば、ただちに差押等の処分を行うべきである。

子．搜索

滞納整理における財産状況の調査は、ほとんどが金融機関等に対する文書照会、市町村に対する住民票及び固定資産の文書照会等で終わっている。

滞納整理には、搜索という強力な手段があるのであるから、これを有効に活用できるように担当者の教育育成が望まれる。

3．県税システム

(1) 税務の電算システム

税務の電算化の沿革

青森県では税務事務に関わる業務の効率化・迅速化・的確化を主たる目的に、税務課が主体となり、昭和49年から全国自治体の中でも先駆的に電算化を進め、平成元年までには全税目を電算処理するシステムをホストコンピュータ上に作り上げた。

これとは別に、企画政策部情報システム課が、日常の庁内業務を円滑に進めるため、県庁全庁内及び各県民局を光ファイバーの高速回線で結び、全庁ネットワーク LAN（以下「全庁 LAN」という）を構築した。これらのシステムインフラのもとで、職員は一人1台の割合でパソコンが与えられ、税務以外の事務処理も含めて電算化が図られている。

税務事務全体で使用するコンピュータおよびネットワーク等のシステムインフラは、大きく分けて以下のように2分類される。

- イ．定型事務：納税通知書作成、調定決議書作成、収納仕訳、未納一覧等。
ホストコンピュータ（ACOS）上で処理する事務。

- ロ．非定型事務：見積資料、調定回、滞納整理（個票）作成等。
企画政策部情報システム課が管理する全庁 LAN で処理する事務。

税務電算システムの現状

システムの開発と運用の現状は、以下の通りである。

イ．システム開発手法

プログラムの開発体系としては、税目別のアプリケーション・プログラムの開発手法を採っている。プログラムとデータベースは、税目別に稼働するよう分かれており、データも税目別のデータベースであり、共用や統合はされていない。

共有情報のほとんどはコンピュータからの出力紙に手書き追記で事務処理され、別途、稟議書にて決裁された情報のみがホストコンピュータに入るシステムになっている。

ロ．ホストコンピュータとの連携および相互利用

のイ．定型事務、ロ．非定型事務の間では、プログラムもデータベースも独立しており、ホストコンピュータとファイナルサーバシステムやパソコンとの間でデータの直接共有および自動連携はない。

他の団体から提供されるデータ（地方自治情報センターからの自動車登録に関するデータ、銀行からの領収済み通知データ等）も、各団体とネットワーク回線で接続されたコンピュータからデータ受領し、それをワイルドデータとして落とし、あるいは各所属から提出された紙による入力伝票をパッチすることで、ホストコンピュータで処理できる形式にしている。

ハ．電子決済および電子承認機能

税務事務において電子メールやファイルサーバを経由した電子決済の機能はない。現状は、パソコンから出力された票議書で決済を受けたデータを、手入力でホストコンピュータに入力し、出力した決済書類が原本となる。この時点で、パソコンやサーバ側のデータは消去される。

ニ．セキュリティ管理

ホストコンピュータへのアクセスは、各県税部内でグループ単位に割り振られたID・パスワードにより行う。全庁LANにアクセスする場合には、職員個々にホストコンピュータへのアクセスとは異なるID・パスワードが割り振られている。このような異なるアクセス管理の方法を採るのは、コンピュータどうしで直接運動をさせない方が、「情報流出の心配が少ない」ことが主な理由である。

ホ．データ管理の体系

税務課税務電算グループでは、ホストコンピュータ上のデータを正式なものとしていますが、当該データは次の理由で完全なものではない。

- a. 国税から提供を受けた電子データには、不動産貸付業や駐車場の規模の判定等地方税の賦課に必要な情報が入っていない。このため不足する部分は県職員が税務署へ出向き確定申告書の添付書類等を書き写し賦課資料として使用している。
- b. 国税から提供を受ける電子データは、国税における確定申告書の電子化には相当の時間を要するため提供の時期が遅くなり、県職員が当該データに基づき調査を行うのに十分な時間がとれない。

以上の理由から職員はコンピュータ・データによる処理よりも、紙に書かれた情報での事務処理を主体として行っている。

(2) システムの問題点

全体の問題点

本県のシステムは(1)のとおり、国税の電子申告(e-TAX)や地方自治情報センタ等の外部ネットワークシステムと連動していないし、事務処理も紙ベース主体でのものとなっている。

IT導入の目的は、組織内の情報収集効率アップと情報共有により業務を円滑に進めることで、行政コスト削減と効率アップを図るものである。ITガバナンスの面からも、全国的にIT戦略の目標設定は、この方向が主流である。

本県税務システムの非効率性

本県の場合、外部ネットワークシステムから受領した元データに地方税賦課に必要な情報がすべて入っているものではない。各税目の賦課担当職員がそれぞれ税務署へ赴いて情報を收受しデータの補充を行っている。重複する情報が、税目別に何も整理をされないままホストコンピュータ上に集められている。さらなる事務の円滑推進、情報収集効率アップには、情報共有が必要である。情報共有とデータの統合化が進めば、何人も職員が同じ情報を税務署へ行って書き写する必要もなくなる。

高額なホストコンピュータのリース料や高速の光ファイバー網の回線使用料など多額のIT費用を負担しながら事務処理の効率化もされておらず、また情報の共有化も進んでいない。

情報セキュリティの管理

税務情報は個人情報、自動車税等に代表されるように個人情報塊である。現在は、「青森県情報セキュリティ・ポリシー」に準拠して税務課が制定した「税務オンラインシステムにかかわる情報セキュリティ・ポリシー実施手順」に則り、ホストコンピュータや部局毎に設置されているファイルサーバの中へ入るには、ログインIDとパスワードによるアクセス制限を含めて厳しい規制が敷かれている。

しかしながら、事故が起こった際の証拠管理ができておらず、罰則規定も明記されていない。コンピュータにアクセスした記録は、すべて個人が特定できるように、個人別のIDで自動的にログ(アクセス記録)を残すことになっている。しかし、ホストコンピュータへのアクセスは共用IDで行っており、ファイルサーバにいたってはログを採る機能が備わっていない。情報セキュリティ管理のためのセキュリティ記録の保管は必要である。

証拠管理のためにはサーバ自体へのアクセスログを保管しておく機能が必要である。不正アクセス防止機能はついていますが、そのプロテクト(防御)が破られた場合の警報発信やログのセキュリティファイルへの自動保管・消去防止機能などは搭載されていないため、この対応も考える必要がある。

障害発生時の対応、防災等の問題

ホストコンピュータは、耐震建築の施された県庁舎内に設置されていて、障害発生時には、税務課のシステム担当職員がすぐにかかけつけられるように応急処置体制はとられているが、ホストコンピュータ自体が一台で、他の人事給与や経費精算などのアプリケーションも同時に稼働しており、他のアプリケーションやサテライトが原因でダウンした場合の回避系(バックアップ用)の予備機はなく、復旧を待つしか方法がない。

ファイルサーバについても、各県税部のデータの退避(バックアップ)を兼ねて設置されているため、サーバ機自体にデータ保全のための多重化格納を行うデュアルレイ等の信頼性向上機能はついていない。

(3) システムの改善策の提案

IT化の基本戦略の見直し

IT化および電算化の基本戦略を、情報活用の本来目的となる以下の項目に求めるべきである。

イ．情報活用的高度化による業務の一貫性の確保

納税者に関する情報の一元化により、納税者を混乱させないことが肝要である。住民や企業からの問い合わせに対しても、個別情報の管理部門ごとにたらい回しにすることや、後日、直接担当者から返答させることなく、一回の問い合わせで用事が済むようなワンストップ・サービスをめざすべきである。

ロ．部門間の事務処理の効率化

税目毎の徴収漏れの防止、税負担の公平性を確保するためにも、税務署へ出向いて調査した納税者に関する情報等を各課課部門と納税部門で共有化し、事務処理の効率化を一層進めるべきである。

最新 IT 技術の導入

最新の IT 技術導入により、未解決の問題を改善する必要がある。改善すべきポイントを以下にあげる。

イ．情報の高度利用（情報共有、検索容易性、情報アクセス者の制御）

主な技術：リレーショナル・データベース（RDB）化、各種データ検索システムの導入

ロ．電子決裁導入による事務処理のスピードアップと承認プロセスの透明性の確保

主な技術：ワークフロー、電子メール、電子決裁、電子捺印等の導入

ハ．情報セキュリティの確保

主な技術：アクセス制御（アクセス者の制限、警報、ログ管理）、ウイルス対策、ファイアウォールプログラム等のレベルアップ

紙による個人情報の取扱の抑制

「セキュリティが大事だから紙で受け渡しをする」という現況は、最新の IT 技術による情報漏えい先の特定や追跡の作業を無視した時代遅れの考え方である。

イ．ネットワーク経由でハッキングされた情報であれば、

ネットワーク経由でハッキングされた場合なら、相手 IP アドレスを特定できるので、相手のドメインの所属団体等から追跡調査が行える。

ロ．内部で不正取得した ID を利用して情報を抜き取った場合でも、ID の使用履歴から、情報不正取得をおこなった個人の特定は容易である。

いずれのケースでも、実際に不正取得を行った個人が特定できれば、そのルートからどこまでデータの提供が及んだかの追跡調査も行える。しかし、紙で渡していれば、事故で散乱した場合などは、一切の追跡調査は不可能となる。

コンピュータ上に整理格納されているデータは、全庁 LAN のセキュリティの下で、画面で参照し、必要最小限のデータのみを印刷する事務形態に改めるべきである。

システムの二重化

ホストコンピュータを本番系の他に回避系としてもう一台用意するのは莫大な費用がかかる。

このような状況を打開する意味でも、新システムとしてデータベース・サーバ、WEB サーバ、アプリケーション・サーバと小型サーバ複数にプログラムを配置し複合環境でプログラムを稼働させるよう変えるべきである。これらのサーバ費用は一台数十万円～数百万円規模なので、全機種を二重化してもホストコンピュータの10分の1である。

税務システムのクラリアント・サーバ型やWEB方式サーバ型のオープン系コンピュータ環境への移行を既に終えた県の事例をみても、ハードウェアの費用は格段に安くなったので、二重化による回避系の準備ができたと報告されている。

また、今後、オープン系環境への移行を明言している自治体も複数あり、いずれも回避系予備機を持つことは常識になっている。障害対応、防災の面からも早期に検討を開始されたい。

4. 徴税費

青森県の徴税費

県税は自動的に収納されるものではないため、人件費や物件費等の費用が徴税コストとして発生する。課税する側は、適正公正な税務行政の遂行とともに常に課税の効率性を意識しながら業務に携わる必要がある。

平成 20 年度における青森県の県税収入は 138,565 百万円であり、歳入額全体の 19.54% を占めている。また、徴税費は 5,166 百万円であり、その割合は 3.73% であった。平成 19 年度の青森県の徴税費の割合の 3.24% は全国で 29 位であるが、全国平均の 2.58% より 0.66% 高い。

隣接三県の徴税費の比率

青森県の徴税費の割合が他の県より若干小さい数字となっている。これは青森県には特有の税目、大規模機却資産に係る固定資産税及び核燃料物質等取扱税があり、徴収が秋田県、岩手県より多くなっていることによるものである。これらの税目を除いたところで徴税費を比較すると、当県は岩手県とほぼ同じであるが、秋田県よりは高い徴税費率となっている。

人件費の検討

青森県の税務職員の数は、平成 20 年度は 197 名、平成 21 年度は 193 名に減員している。この減員による徴収率に対する影響を見ると、平成 20 年度は県税全体の数字が 97.6% で、平成 19 年度の 97.9% から 0.3% の落ち込みとなっている。平成 20 年度調定額 1,420 億円でのこの 0.3% は 4 億 2 千 6 百万円であり、小さな金額ではない。因みに人員削減による平成 20 年度の人件費の減少額は 42,873 千円である。

このように、県税職員の削減は人件費の減少となるが、行き過ぎた削減は逆に効率性を損なう恐れがあるため、総合的なバランスを考慮した上で判断する必要がある。

徴収取扱費の検討

徴収取扱費の中で一番大きなものは、個人県民税徴収取扱費である。その算定方法については、地方税法の改正に伴い、平成 19 年度以降は納税義務者数によって算定されることとなった。

このため、県は市町村からの払込金額に拘わらず一定の徴収取扱費を払うこととなり、市町村の徴収意欲が薄れ、収入未済額が増加するおそれ大きい。

制度上の問題ではあるが、市町村の徴収努力に見合った徴収取扱費の支払いとなるよう法改正等を要望していくことが望まれる。

5. 組織体制

税務職員の年齢及び経験年数

青森県における税務職員の平均年齢は 40.4 歳（平成 20 年 4 月 1 日現在）である。また税務経験年数から見ると、経験年数は 5 年から 10 年未満の者を中心に 10 年未満のものが全体の半数以上を占める状況となっている。

若くして税務の職場に配属となるが、経験を積み油がのってきこれからという年頃になると他の部署に異動となっている状況であり、若い人が多いが経験者が少ない職場となっている。

体系的研修の実施

青森県の研修実施状況を見ると、実務直結型の断片的な研修に終始している感が強い。新人に対する研修でも 5 日で終わっている。税務の仕事は担当する税法だけでは処理できない。関連するものが簿記会計、民法、商法等広範囲に渡っている。

カリキュラムが体系的にプログラムされた研修を行い、後継者の早期育成及び優秀な人材の育成に力を入れるべきである。

県は職員の自己研修に頼ることなく、組織としても人材育成のための体系的な研修制度の実施に取り組んでいく必要がある。

税務の人事政策について

税務行政は高度な専門性が求められることから税務経験を考慮した人事異動が必要である。現在は若くして税務の職場に配置されているが、役付になる年代になると他部署へ異動しているようであり、それが若年化及び税務経験年数の浅い者の増加となっている。

将来的には税務職として採用し、税務のフロバーとして、人事異動は原則税務関係機関内で異動する制度も検討すべきである。そうすることにより、税務のノウハウの継承や体系的な研修も可能となる。

6. 地方税の延滞金

延滞金の管理状況

延滞金は納税者が県税を法定期限までに納付しない場合に課せられるものである。これは期限内に納付した者との権衡を図る必要があること、併せて県税の期限内納付を促進させる見地から、納付遅延に対して遅延利息に相当する金額を課するものである。

滞納が発生すると、督促状と同時に滞納整理票が出力され、それを地区担当者毎に分け滞納整理を行っている。本税の納付により確定した延滞金についてもこれにより管理している。

延滞金の徴収

延滞金は税外収入であり、税務統計上徴収率にも関係がなく、また一件あたりの金額が小さいこともあるためか、その滞納整理が疎かにされている状況にある。

延滞金は納付を高める制度として設けられたものであり、その本来の機能を発揮させるためにも厳正なる対応を行うべきである。延滞金を徴収するための更なる努力をすべきである。

延滞金の開示

滞納している本税については、税目別に収入未済額及び不納欠損金が公表されているが、本税の完納によりその金額が確定する延滞金は、納入額を調定額とする事後調定のため、徴収率が常に100%で、これらの金額は統計数値として表に出てこない仕組みになっている。因みに、平成20年度における延滞金の徴収未済額は9,055件、130,793,859円である。

本税であれ延滞金であれ、県税に係る地方団体の徴収金に変わりはないのであるから、延滞金についても確定した額及びそれに対する徴収状況並びに期末の収入未済額等を、税務統計において開示すべきである。

7. その他

(1) 調定収入状況調の整合性

収入未済額と翌年度調定額との差異
 収入未済額と翌年度調定額との差異
 税務課が毎年作成している「青森県税務統計」によると、前年度末の収入未済額合計額と当年度調定済額の繰越額との金額に差異がある。

これは、前年度の収入未済額について繰越調定決議を行うのが、出納整理期間の関係から6月1日（繰越額分は4月1日）となり、この間に「課税の取消」等が行われる場合があり、当該金額を加減算したところで翌年度の調定済額を表示しているために、生じているものである。

差異の原因の記載

個人事業税、不動産取得税、自動車税の各税目について、差異の発生した主な理由が判明したが、青森県税務統計においては、前年度の収入未済額が何故そのまま翌年度に繰越調定されなかったのか不明瞭である。

不一致の原因を脚注に記載するなどして、その調定収入状況について網羅的な情報を提供するように記載することが望ましい。

(2) 窓口業務について

地域県民局県税部の窓口業務は、主として自動車税、軽油引取税等県税の収納事務、納税証明書の発行、軽油免税証の交付等である。

ある県税部では、所内徴収を他の受付窓口と区別しないで、カウンターに面した職員が席において行っているが、事務担当者が日常業務を行う席において現金を受領した場合、過不足等を原因としたトラブルに発展しないとも限らない。所内徴収はそのために必要なもの以外は置かない専用の窓口又は席で行うことが望ましい。

(3) 県税事務指導検査について

青森県県税事務提要に定めるところに基づき、税務課職員が地域県民局県税部に対して実施する事務指導検査である。指導検査には「総合指導検査」「一般指導検査」及び「特別指導検査」がある。

指導検査をさらに意義あるものにするため、事務処理が放置されている事案等についての処理促進のために個別具体的な指導もあっていいのではないか。

例えば、差し押さえ物件で塩漬けとなっているような事案については、計画書と実績の報告を求めるなどである。

第 4 外部監査の結果及び意見
第 1 章 賦課及び徴収事務

第 1 節 個人県民税

(1) 概要

【趣旨】

一般に県民税と市町村民税を併せて住民税と呼んでいる。県や市町村が行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、そこに住む住民にも分担してもらおうとする性格を有しており、地方自治を支える基幹税である。

【分類】

納入方法による分類	直接税
使途による分類	普通税
税額の確定方式による分類	賦課課税方式*

※賦課課税方式：納税義務者から提出された申告書又は給与支払者から提出される給与支払報告書等の課税資料を基にして税額を計算し、これを納税通知書により納税者に通知すること（賦課処分）によって課税する方式。

【納税義務者】

賦課期日（毎年 1 月 1 日）の現況により、以下の人に課税される。

納税義務者	税額
県内に住所がある人	均等割額及び所得割額の合計
県内に事務所・事業所・家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しない人	均等割額

なお、以下の者は非課税である。

分類	対象者
均等割と所得割が非課税となる者	・生活保護法による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が 125 万円以下の人
均等割が非課税となる者	・均等割のみを課される人のうち、前年の合計所得金額が一定の金額以下の者**1
所得割が非課税となる者	・前年の総所得金額等が、35 万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 32 万円を加算した金額以下の者**2

※1 一定の金額以下とは次の金額である。
基準額×家族の人数＋加算額
基準額及び加算額は市町村の条例により定められ、生活保護法の級地区分による。なお、加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算される。

(単位：円)

	基準額	加算額	県内市町村
1級地	350,000	210,000	該当なし
2級地	315,000	189,000	青森市
3級地	280,000	168,000	その他市町村

※2 32 万円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合。

【納税額】

均等割額＋所得割額

【均等割額】

所得の金額にかかわらず一律 1,000 円/年

【所得割額】

課税所得金額×税率－税額控除額

・ 課税所得金額＝前年の所得金額－所得控除額

・ 税率：一律 4%

・ 税額控除額：配当控除及び外国税額控除など

【税源移譲及び税源移譲に伴う所要の調整措置】

いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への 3 兆円規模の税源移譲が平成 19 年度分から実施された。

すなわち、所得割について、税源移譲前は課税所得 700 万円を基準として、税率が 2%もしくは 3%とされていたが、税源移譲により一律 4%となった。

その実施に当たっては、全ての納税者の負担が増えないようにするため、以下の調整措置が講じられた。

調整控除	所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づき負担増しを調整するための控除
住宅ローン控除の調整	個人々の所得税額が減少することにより住宅ローン控除額が所得税額から控除しきれなくなること回避するための控除

年度間所得の変動にかかわる調整措置

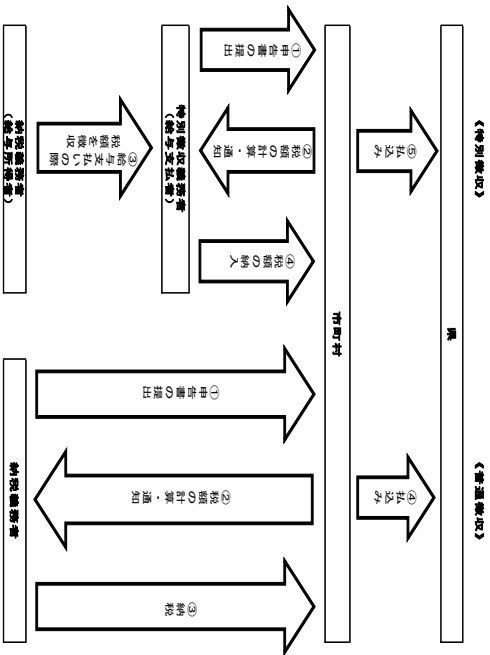
平成 18 年中の所得と平成 19 年中の所得との変動に伴う負担増しを調整するための経過措置

【申告及び納税】

市町村が市町村民税とあわせて徴収する。

申告	給与所得者は申告の必要はない。それ以外の者は、3月15日までに個人住民税又は所得税の申告書を提出する。
納税	給与所得者は特別徴収の方法による。それ以外の者については普通徴収の方法による。

【徴収事務フロー】



(市町村からの払込みについて)

市町村が県に払込むべき個人県民税に係る徴収金の額は次の算式による。

市町村が徴収した住民税額 × 按分率* = 払い込むべき県民税額

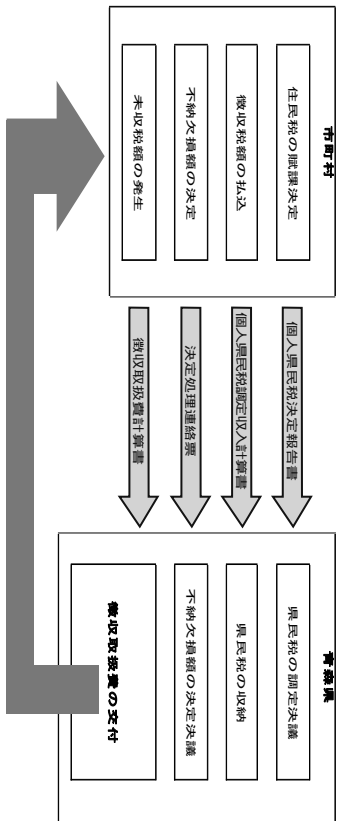
個人の県民税の賦課徴収は、県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行う。

県としては、市町村が行った賦課徴収の報告を受けて測定を行う。

※ 按分率＝県民税の測定額 / (県民税の測定額＋市町村民税の測定額)

【徴収取扱費事務フロー】

個人県民税の徴収取扱費に係る事務フローは以下のとおりである。



徴収取扱費の推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
徴収取扱費	1,216,959	1,190,423	1,251,578	2,297,151	2,883,858

(単位：千円)

(徴収取扱費の算定方法)

- ・平成 19 年度及び平成 20 年度の 2 年間は移行期間として納税義務者×4,000 円
- ・平成 21 年度は納税義務者×3,300 円 (平成 22 年度も同様)
- ・その後は納税義務者×3,000 円

【収入済額等の推移】

①収入済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		現年	4,374,100	4,363,350	4,704,417	8,450,980
東青	繰越	54,168	50,489	59,846	59,339	102,469
	計	4,428,268	4,413,839	4,764,263	8,510,319	8,827,721
中南	現年	2,999,308	3,040,056	3,281,600	5,939,685	6,229,848
	繰越	33,380	34,551	47,449	51,691	67,669
三八	計	3,032,688	3,074,607	3,329,049	5,991,376	6,297,517
	現年	3,790,702	3,841,084	4,093,187	7,528,588	7,844,706
西北	繰越	48,249	49,250	55,439	56,739	90,067
	計	3,838,951	3,890,334	4,148,626	7,585,327	7,934,773
計	現年	1,303,313	1,287,822	1,365,695	2,501,875	2,596,275
	繰越	16,036	19,301	23,119	26,997	37,554
	計	1,319,349	1,307,123	1,388,814	2,528,872	2,633,829

上北	現年	2,457,573	2,425,395	2,555,421	4,692,891	4,882,448
	繰越	32,140	36,783	44,385	41,927	72,355
	計	2,489,713	2,462,178	2,599,806	4,734,818	4,954,803
下北	現年	915,284	918,937	982,225	1,821,858	1,927,913
	繰越	9,870	13,037	13,713	21,138	24,959
	計	925,154	931,974	995,938	1,842,996	1,952,872
合計	現年	15,840,279	15,876,644	16,982,545	30,935,876	32,206,443
	繰越	193,843	203,411	243,951	257,832	395,372
	計	16,034,122	16,080,055	17,226,496	31,193,708	32,601,815

前述の税源移譲をうけて、平成19年度より税率が4%に上昇したため大幅に増加することとなった。上記の表からも明らかなように、平成20年度では平成18年度のほぼ2倍の収入額となっている。

このような状況の中で、個人県民税は県税収入の中で非常に重要な税目となっている。

②徴収率推移 (単位：%)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	91.8	92.2	93.1	94.8	93.9
中南	91.0	90.8	91.3	93.5	92.5
三八	92.9	93.1	93.3	94.9	94.3
西北	90.0	89.7	89.7	92.3	91.0
上北	91.1	90.8	90.8	93.1	92.5
下北	90.0	89.4	89.7	93.2	92.6
合計	91.6	91.5	92.0	94.0	93.2
全国平均	90.8	91.5	92.3	94.2	※

※ 監査日現在、まだ公表されていない。

県全体では、平成18年度以降全国平均をやや下回っている。

一般論として、特別徴収対象者の多い都市部(東青県税部、中南県税部及び三八県税部)では徴収率は高くなるが、それ以外では普通徴収対象者が多くなり徴収率は低くなる傾向がある。

③収入未済額推移 (単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
	現年度分	90,574	87,191	83,106	223,124	239,634
東青	滞納繰越分	248,296	244,477	222,534	217,486	307,230
	計	338,870	331,668	305,640	440,610	546,864

中南	現年度分	63,022	69,470	72,207	187,543	194,678
	滞納繰越分	211,882	219,137	210,630	201,587	299,372
	計	274,903	288,607	282,827	389,130	494,050
三八	現年度分	75,870	79,383	84,180	194,943	201,539
	滞納繰越分	183,335	185,871	185,848	178,750	252,905
	計	259,205	265,254	270,028	373,693	454,444
西北	現年度分	37,183	38,673	41,012	96,525	103,845
	滞納繰越分	92,859	100,515	100,143	100,639	144,483
	計	130,042	139,188	141,155	197,164	248,328
上北	現年度分	59,667	58,690	69,918	147,602	159,831
	滞納繰越分	168,083	177,956	173,741	172,725	220,140
	計	227,750	236,646	243,659	320,327	379,971
下北	現年度分	24,510	26,797	26,298	60,157	60,481
	滞納繰越分	70,207	73,957	68,195	61,749	85,625
	計	94,717	100,754	94,493	121,906	146,106
合計	現年度分	350,826	360,201	376,720	909,894	960,008
	滞納繰越分	974,662	1,001,915	961,083	932,935	1,309,756
	計	1,325,488	1,362,116	1,337,803	1,842,829	2,269,764

税源移譲が行われた平成19年度以降、収入未済額についても急激に増加することとなった。

④不納欠損額推移 (単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	現年度分	345	382	557	1,068	1,429
	滞納繰越分	55,218	43,560	44,715	27,567	27,270
	計	55,563	43,942	45,272	28,635	28,699
中南	現年度分	0	1	1	0	46
	滞納繰越分	24,860	21,852	33,265	29,013	19,247
	計	24,860	21,853	33,266	29,013	19,293
三八	現年度分	415	435	869	820	1,070
	滞納繰越分	33,417	24,147	26,930	34,341	27,309
	計	33,832	24,582	27,799	35,161	28,379
西北	現年度分	0	54	27	142	394
	滞納繰越分	16,698	11,437	17,709	13,454	11,420
	計	16,698	11,491	17,736	13,596	11,814

現年度分	12	174	270	780	434
滞納繰越分	15,216	13,190	21,000	28,949	23,685
計	15,228	13,364	21,270	29,729	24,119
現年度分	0	14	44	2	0
滞納繰越分	7,919	9,595	19,676	11,552	10,745
計	7,919	9,609	19,720	11,554	10,745
現年度分	772	1,060	1,768	2,812	3,373
滞納繰越分	153,328	123,781	163,295	144,876	119,676
計	154,100	124,841	165,063	147,688	123,049

(2)実施した手続

- ・個人県民税決定報告書（市町村より）、調定回、公表数値間の数値の照合をした。
- ・個人県民税調定収入計算書（市町村より）、収入簿、公表数値間の数値の照合をした。
- ・徴収取扱費計算書（市町村より）、支出回、公表数値間の数値の照合をした。
- ・決算処理に係る公文書（市町村より）、不納欠損決議書、公表数値間の数値の照合をした。
- ・滞納状況報告書の閲覧及び担当者への質問により、滞納状況を把握した。
- ・徴収引継整理表の閲覧及び担当者への質問により、徴収引継状況を把握した。

(3)監査の結果

以下の点を除き、個人県民税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

(はじめに)

平成12年の地方分権一括法により、県と市町村は対等の立場と位置付けられた。また、個人住民税（市町村住民税及び県民税）の賦課徴収権限は各市町村にあり、県は市町村の賦課徴収事務が適切に行われているということを前提に業務を行っている。

税源移譲により急激に膨らむ県民税への依存と収入未済額の拡大は、現行制度が、県の財政基盤の安定にとって大きな影響を及ぼす可能性があることを意味する。

【指摘事項①】徴収引継*の事務について

市町村から徴収を引継いだ後、徴収引継整理表を作成して処理欄に期末を記載することとされているが、処理欄の記載が全くないものが存在した（平成20年度分につき、今別町は6件中3件、蓬田村は6件）。

徴収を引継いだ後の処理の期末については、徴収不能であった場合を含め明確に記載する必要はある。（東青県税部）

※ 徴収引継とは、個人県民税は地方税法で個人の市町村住民税の賦課、徴収と併せて行うように規定されており、市町村長の権限とされているが、個人県民税の滞納

があった場合においては、県知事が市町村長の同意を得て、県の徴税吏員が直接徴収を行うことができるとする制度である。

【指摘事項②】決算処理に係る公文書の入手について

不納欠損処理について、各県税部は各市町村からの決算処理に係る公文書に基づいて不納欠損処理を報告することとされているが、平成20年度の弘前市の事例であるが、決算処理に係る公文書に基づかないでFAX上の数値により処理を行っていたものがあつた。

不納欠損処理の重要性に鑑み、当該処理は市町村長名で送付された公文書により処理を行う必要がある。（中南県税部）

【意見】個人住民税への取り組みについて

(はじめに)

県には、個人住民税（市町村住民税及び県民税）の賦課徴収権限がないため（地方税法（以下「地法」という）第41条「個人の道府県民税の賦課徴収は、（中略）、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村住民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村住民税の賦課徴収と併せて行うものとする。」）、青森県も他県と同様、以下の問題が生じている。

【意見①】納税義務者の捕捉

(概要)

個人住民税については、所得税の確定申告制度が根元にある。そのため、国、県及び市町村は三脱協議を行い、情報の共有体制、申告促進などについて共通の取り組みをしている。納税義務者についても、三脱協議し、三者三様として役割を分担して取り組むこととなっている。

しかし、県内に事務所等を有するが県内に住所がない均等割額の納税義務者について、納税義務者の捕捉が主に市町村に委ねられているため、県による捕捉は不十分である。

また、税の賦課徴収事務の遂行には、徴収体制の問題等の理由で、市町村間に納税義務者の捕捉や税の徴収等に格差が生じ、個人県民税について課税の公平が確保されているとは言えない状況にある。

(意見)

県の個人県民税の納税義務者の捕捉の努力は不十分である。

また、課税の公平性の観点から、市町村における賦課徴収の努力等についても均一であるべきであるが、その点について何ら担保はない。

納税義務者の捕捉について、県は積極的に取り組み、市町村に対しては主導的立場に立つて指導・支援を行い、課税の公平の実現に向け努力する必要がある。

【意見②】 個人県民税の収入確保
(概要)

個人県民税は、県税の主要な税目である。この滞納額及びこれに係る延滞金は県の債権であるが、賦課徴収を市町村が行っているため、市町村から連絡があつてはじめて把握できるシステムとなっている。

この中で、延滞金は事後測定のため徴収したのみが報告され、滞納となっているものは報告されず、県では把握のできない状況となっている。また、市町村自体も当該金額の総額を把握していないという状況であつた。

(意見)

税源移譲により、県民税の重要性が飛躍的に高まった状況において、個人住民税の滞納額は、今後さらに増加するものと見込まれ、県や市町村の財政基盤に多大な影響を与えることは明らかである。このため、県及び市町村は、収入確保のため全力を挙げて滞納整理に取り組みざるを得なくなることと思う。

滞納となっている個人県民税及び延滞金は県の債権であり、この徴収のためにも、県は、今以上に積極的な行動を起こす必要が出てくるものと思う。また、自分の債権であるという認識を持つためにも、さらには、県民への情報提供のためにも、債権額は常に把握しておく必要がある。

県に賦課徴収権限が原則ない現行制度を踏まえ、個人県民税の収入増額の増収のために、県はこれまで以上に市町村と連絡協力を密にして、個人住民税の徴収に積極的に取り組んで行く必要がある。制度変更を含む問題打開に向けての関係強化を構築するべきである。

【参考①】 個人住民税の徴収支援

地方税法上、個人県民税に関して県に賦課徴収権がないため、従来及び腰であつたことは、否めないことと思う。しかし、平成19年度の三位一体の改革による税源移譲によつて、個人住民税の徴収の規模が増加し、収入未済額が大幅に増加したため、個人県民税の収入未済額の縮減を図ることが最大の課題となつてきた。このため、県では、徴収引継制度の活用に加え、県と市町村の職員の相互併任による徴収支援チームの設置などの新しい取り組みを開始した。

イ. 徴収引継

市町村と連携して、問題となつている事案について、地方税法第48条を適用して県が直接徴収する制度である。

ロ. 徴収支援チーム

県の職員が市町村の、市町村の職員が県の辞令をもらつて兼任職員となり、県と市町村が協同して滞納事案にあたる制度である。
県の職員は市町村の職員となるので、差押え、財産調査及び公売など、現地市町村

に行つて事務を遂行し、同時に、市町村の職員を直接指導し市町村の徴収能力の底上げを図ることを目的としているものである。

なお、徴収支援チームは住民税以外の税についても滞納整理等を担当している。

ハ. 共同徴収・共同催告

県と市町村が協同して地域県民局長と市町村長名で催告し、夜間も含め、県と市町村の職員が共同で巡回徴収する制度である。

ニ. その他の新規施策

- ・ 町村職員、議員への出前講義
- ・ 地域県民局長による収入確保要請
- ・ 納税証明書添付事業の拡大 など

※県の個人住民税の徴収支援策等の詳細は第4第2章滞納整理事務で述べる。

(4) 市町村振興課による徴収確保対策について

【取組の概要】

個人県民税は、地方税法によつて、「個人県民税の賦課徴収は市町村の個人市町村民税の賦課徴収の例により併せて行う」と規定されているため、県としては市町村に対して、課税漏れの防止、徴収率の向上について適切に助言を行う必要がある。

地方自治法も、都道府県は市町村に対し必要な助言をすることができると規定している。青森県では、市町村の税務行政の運営助言等については総務部市町村振興課が担当しており、次の対策を実施している。

- ① 市町村税徴収事務ヒアリング(市町村税務課長との意見交換等)
- ② 市町村職員への研修の充実強化(ロールプレイングの導入等)
- ③ 青森県市町村総合事務組合(一部事務組合)への職員派遣(平成15年度から1名)

【市町村税徴収事務ヒアリングの概要】

市町村振興課では、毎年度、「市町村税徴収事務ヒアリング等実施計画」を定め、計画的かつ効果的に市町村税の徴収事務に関する助言等を行っている。

平成20年度の実施計画の内容は次のとおり。

趣 旨	実施時期
市町村税の徴収事務について、その事務内容及び徴収状況を聴取し、実情を把握するとともに、徴収事務について助言等を行うことによつて徴収率の向上及び徴収事務の適正化、効率化を図るため、地方自治法252条の17の5の規定に基づきヒアリング等を実施するものである。	平成20年10月から平成21年2月までの期間内に実施する。

対象市町村	徴収事務ヒアリング等は、下記により選定した市町村に対し行う。 (選定基準) ①前年度決算において徴収率が県平均を下回る団体 ②行財政改革が急務となっている団体 ③収入未済額に占める未処理の割合が90%を超え、差押件数が10件未満の団体 ④その他特に必要があると認められる団体
実施の方法	徴収事務ヒアリング等は、直接、対象市町村に出向いて行うものとする。 なお、徴収事務ヒアリング等は、「平成20年度市町村税の徴収事務に関する調」(各市町村から事前報告)に基づき、滞納処分、不納欠損処分及び徴収体制・徴収対策に係る聴取を行い、「平成20年度市町村税徴収事務ヒアリング等コメント資料」等により助言等を行うものとする。

【市町村税徴収事務ヒアリングの実績】

- イ、県助言者及び各市町村対応者
県助言者・・・・・・ 税政グループリーダー、徴収担当者
市町村対応者・・・・ 税務主管課長、課長補佐、担当者等
- ロ、ヒアリング実施市町村数
平成19年度・・・・ 10団体
平成20年度・・・・ 10団体
- ハ、ヒアリングにおける助言等の内容
 - ① 徴収率の低迷の要因の分析
 - ② 滞納管理手法の改善や全庁的な取組体制の構築
 - ③ 滞納整理に関する今後の方針の作成
 - ④ 不納欠損処理の実施
 - ⑤ 県の徴収支援策のメニュー及び県市町村総合事務組合の活用
 - ⑥ 口座振替の推進
 - ⑦ 入札参加資格審査等に係る納税証明書の添付拡大
 - ⑧ 普通徴収から特別徴収への切換え(住民税)

【意見⑨】

県と市町村はあくまでも対等の関係であり、県の市町村に対する助言等には強制力はないが、県がリーダーシップを握り、全市町村が問題打開に向け団結するように労をとる、例えば、全市町村を構成員とする滞納整理事務組合を作るとかの努力をする必要があるのではないか。

(5) 青森県市町村総合事務組合における徴収事務

【概要】

青森県市町村総合事務組合は、青森県町村会に事務局を置く4つの一部事務組合を統合し、平成19年に発足した複合的の一部事務組合で、市町村税滞納整理事務等を行っている。加盟団体は、青森市、弘前市及び八戸市を除く37市町村、31一部事務組合及び3広域連合である。市町村税の滞納整理課職員は6名で、つがる市、平川市及び30町村の滞納整理事務を共同処理している。

【徴収実績】

青森県市町村総合事務組合における平成20年度の徴収実績は次のとおりである。

(単位：千円、%)

項目	住民税**	その他税**	合計
滞納要請額**	419,310	2,922,260	3,341,570
徴収額	73,838	321,937	395,775
徴収率	17.6	11.0	11.8
徴収市町村	29/32市町村	31/32市町村	31/32市町村

※1 滞納要請額は年度当初における各市町村の年間滞納要請見込額

※2 住民税は県民税と市町村民税の合算額

※3 その他税は固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
(県市町村振興課より)

【意見⑩】

市町村の税務課職員は、地元とのしがらみが多く、滞納処分等についての抵抗感が相当強いため、首長の中には、自分の名前による滞納処分を嫌がる者もいると聞く。このような中で、当組合は滞納整理事務に一生懸命打ち込んでいるわけであるが、担当者数も少なく、また、全市町村が構成員になっているわけでもないの、市町村民税の滞納額圧縮に対応するためには十分な組織とは認めがたいものと思う。県は指導力を発揮し、当該組織の一層の充実のために尽力することを希望する。

第2節 個人事業税

(1) 概要

【趣旨】

商店などの経営者をはじめ、様々な事業を行っている個人は、営業活動を営む際に道路や橋などの公共施設を利用するなど、いろいろな行政サービスを受けていることから、こうした行政経費の一部を負担すべきであるという考え方に基づく税である。

【分類】

納入方法による分類	直接税
使途による分類	普通税
税額の確定方式による分類	賦課課税方式

【課税客体】

個人事業税は、地方税法及びこれに基づく政令において、第1種事業、第2種事業及び第3種事業として法定列举されている事業に課される。

種別	業種の内容
第1種事業	物品販売業、製造業、運送業、不動産貸付業、駐車場業、飲食店業など37業種
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 但し、主として自家労力を用いて行うものについては課税されない。
第3種事業	医業、歯科医業、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復業、弁護士業、司法書士業、コンサルタント業、デザイン業、理容業など30業種

第1種事業のうち、不動産貸付業及び駐車場の認定基準は以下の通り。

<不動産貸付業>	種別	認定基準
一戸建住宅の貸付	10棟以上あるものについて不動産貸付業と認定	
一戸建住宅以外の貸付	10室以上あるものについて不動産貸付業と認定	
住宅用土地の貸付	貸付契約件数が10件以上又は貸付総面積が2,000平方メートル以上であるものについて不動産貸付業と認定	

<駐車場業>	種別	認定基準
建築物である駐車場	駐車場業として認定	
その他の駐車場	駐車台数が10台以上の場合に認定	

これらは客観的な基準であるが、所得税の確定申告書のデータからでは判断不能のケースもあることから、業種認定に際してどのような情報収集をしているかが問題となることろである。また、請負業と申なる労務提供者の境目も問題となる。次に、第2種事業の認定基準は以下の通り。

<第2種事業>	種別	認定基準
主として自家労力を用いる事業	事業を行うもの又は同居の親族の労力によって、その事業を行った日数の合計がその事業のその年における延労働日数の1/2を超える事業	
畜産業	農業に付随して行われる畜産業は、畜産業に該当しない	
水産業	総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものなど小規模な水産動植物の採捕は水産業に該当しない	

上記についても確定申告書のデータからでは判断不能のケースもあることから、業種認定に際してどのような情報収集を行いどのように判断したかが問題となる。

【納税義務者】

第1種事業、第2種事業及び第3種事業を行う個人

【納税額】

〔事業所得（不動産所得）一事業主控除等〕×税率
事業主控除額は290万円である。

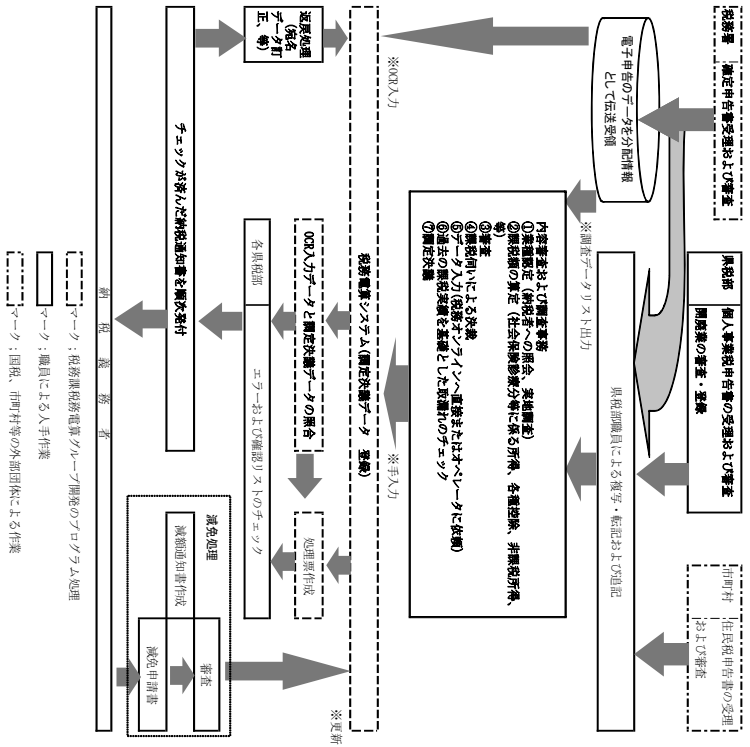
【税率】	種別	税率
第1種事業	5%	
第2種事業	4%	
第3種事業	5%*	

* 第3種事業のうちあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復業などについて3%

【申告及び納期限】

申告	納期限
毎年3月15日までに個人事業税の申告書を提出する。ただし、所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人は申告する必要はない。	県から送付する納税通知書により、8月と11月に納付する。

【課税事務フロー】



【収入済額等の推移】

①収入済額推移 (単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	現年	263,080	236,956	221,455	228,169	219,035
	繰越	2,815	3,130	4,107	5,413	1,980
	計	265,895	240,086	225,562	233,582	221,015
中南	現年	183,612	166,211	162,756	163,608	158,186
	繰越	1,781	1,756	1,833	3,519	2,084
	計	185,393	167,967	164,589	167,127	160,270
三八	現年	256,066	251,268	232,605	236,444	241,697
	繰越	2,496	2,965	3,250	3,739	3,922
	計	258,562	254,233	235,855	240,183	245,619

西北	現年	81,322	68,676	63,595	60,415	61,982
	繰越	543	474	581	321	194
計	81,865	69,150	64,176	60,736	62,176	
上北	現年	168,250	160,824	147,618	138,621	147,824
	繰越	556	671	1,322	1,039	1,288
計	168,806	161,495	148,940	139,660	149,112	
下北	現年	39,215	43,275	32,609	31,951	39,912
	繰越	751	360	519	315	84
計	39,966	43,635	33,128	32,266	39,996	
合計	現年	991,545	927,210	860,639	859,208	868,635
	繰越	8,943	9,355	11,612	14,376	9,552
計	1,000,488	936,565	872,251	873,584	878,187	

東青県税部及び三八県税部で県全体の個人事業税収入の約半分を構成している。

②徴収率推移

(単位：%)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	92.6	91.4	92.3	94.2	93.1
中南	92.6	91.7	93.8	94.6	94.9
三八	94.2	93.9	94.3	94.7	94.6
西北	97.3	96.6	97.1	97.7	96.8
上北	94.3	94.0	92.7	92.5	91.2
下北	90.8	91.6	91.4	97.2	98.4
合計	93.6	92.9	93.5	94.5	94.0
全国平均	90.1	90.9	91.8	92.5	※

※ 往査日現在、まだ公表されていない。
平成18年度の下北県税部を除き、調査対象年度を通じて全県税部で全国平均を上回っている。

③収入未済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	現年度分	4,892	7,319	3,361	4,631	4,946
	滞納繰越分	13,747	14,180	11,867	9,070	10,745
	計	18,639	21,499	15,228	13,701	15,691
中南	現年度分	2,855	2,754	2,236	2,450	2,496
	滞納繰越分	11,432	7,757	8,433	5,820	5,603
	計	14,287	10,511	10,669	8,270	8,099

三八	現年度分	4,003	6,475	2,466	3,693	5,524
	滞納繰越分	9,152	8,592	10,982	8,685	6,020
	計	13,155	15,067	13,448	12,378	11,544
西北	現年度分	818	816	144	350	871
	滞納繰越分	1,277	1,547	1,282	1,005	967
	計	2,095	2,363	1,426	1,355	1,838
上北	現年度分	1,261	1,078	2,935	1,013	5,035
	滞納繰越分	8,644	9,100	8,413	9,609	8,519
	計	9,905	10,178	11,348	10,622	13,554
下北	現年度分	519	394	271	42	287
	滞納繰越分	3,431	2,964	931	400	348
	計	3,950	3,358	1,202	442	635
合計	現年度分	14,348	18,836	11,413	12,179	19,159
	滞納繰越分	47,683	44,140	41,908	34,589	32,202
	計	62,031	62,976	53,321	46,768	51,361

東青県税部、三八県税部及び上北県税部が大きな割合を占めている。特に東青県税部及び上北県税部の滞納繰越については金額が大きい。

④不納欠損額推移 (単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		0	0	0	0	0
東青	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	2,700	1,054	3,457	745	639
	計	2,700	1,054	3,457	745	639
中南	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	497	4,775	245	1,300	537
	計	497	4,775	245	1,300	537
三八	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	2,684	1,523	720	1,024	2,436
	計	2,684	1,523	720	1,024	2,436
西北	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	171	74	496	101	194
	計	171	74	496	101	194
上北	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	330	134	401	700	815
	計	330	134	401	700	815

下北	現年度分	0	0	0	0
	滞納繰越分	116	626	1,908	487
	計	116	626	1,908	487
合計	現年度分	0	0	0	0
	滞納繰越分	6,498	8,186	7,227	4,357
	計	6,498	8,186	7,227	4,357

(2)実施した手続

- ・ 測定内訳書、収入簿及び公表資料間の数値の照合
- ・ 納税者の捕提状況、確定申告書の閲覧状況などにつき、関連資料の閲覧及び担当者への質問により状況を把握した。
- ・ 一人別処理票の閲覧及び担当者への質問により、転記作業及び計算プロセスを確かめた。
- ・ 事業税自主調査票の閲覧及び担当者への質問により、業種失格の判断の妥当性を確かめた。
- ・ 課税状況整理表の閲覧及び担当者への質問により、課税漏れのないことを確かめた。
- ・ 滞納者リスト及び滞納整理票の閲覧及び担当者への質問により、滞納整理の状況を把握した。

(3) 監査の結果

以下の点を除き、個人事業税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【指摘事項】業種認定について

(問題の所在)

個人事業税の課税対象業種は限定されているが、その認定においては実務上困難なケースも多い。具体的には、以下の業種につき問題となるケースが多いとされている。これらは、課税の公平の観点から、客観的かつ均一的な判定が望まれるところである。

- ・ 第1種事業について、請負業と労務を提供するものとの区分
- ・ 第1種事業について、不動産貸付業と駐車場業との区分
- ・ 第2種事業について、農業に付随して営む畜産業の範囲
- ・ 第2種事業について、漁業の範囲

このうち、第1種事業の請負業と労務提供者の区分については、県税部に対する通知で一定の基準が整備されており、ある程度の客観性と均一性は担保されている。今回の監査においては、かかる通知への準拠性を含め、上記対象業種についての課税・非課税の判断の妥当性につき重点的に検証を行った。

特に、青森県においては、第一次産業従事者の割合が高いことから、第2種事業について、どのような判断材料にもとづいて判定を行ったかについても重点的に検証した。

【指摘事項①】 共有貸付不動産について

平成19年度の申告において建物の貸付1件、土地の貸付1件のため業種失格で個人事業税が非課税となったが、同年の国税の税務調査において、申告書に記載されている上記不動産以外の共有不動産についても本人の所得として認定されたため、結果的に個人事業税についても課税事業者として追徴課税が行われた案件が存在する。

したがって、平成20年度以降も、当然共有不動産を含めて課税事業者として認識すべきであったにもかかわらず、課税事業者として認識していないケースが発見された。原因は、平成20年度の申告は、本人は共有不動産の所得を含めて適正に申告したものの、決算書の内訳には共有不動産の記載がなかったため、県税部の担当者が共有不動産の室数・棟数を認識しなかったものである。前年課税・当年非課税の理由を検討すれば避けうる間違いであった。本件は明らかに課税漏れである。(中南県税部)

【指摘事項②】 自家労働力を用いて行う畜産業について

畜産業など第2種事業については、「主として自家労働力を用いて行う事業」は非課税の扱いとなる。「主として自家労働力を用いて行う事業」とは、事業を行うもの又は同居の親族の労働力によって、その事業を行った日数の合計がその事業のその年における延労働日数の1/2を超える事業をいう(地方税法施行令第11条)。この「主として自家労働力を用いて行う事業」かどうかの判定を行うに当たり、県税部においては、事業者に対し、従業者の状況を文書で照会している。

監査の結果、回答文書に記載された人数が青色申告決算書の給与賃金明細書の人数より少ない記載となっている案件が存在した。(給与賃金明細書によれば、回答文書から除外されている人員は、給与水準、賞与支給の有無及び稼働月数から判断して、単なる農繁期の手伝い程度の人員には該当しないものと考えられる。) 県税部における課税・非課税の判定は、人数の少ない回答文書に基づいて行った結果、非課税となった。一方、人数の多い青色申告書に基づいて判定すると、課税である。

回答文書を手続した後に青色申告書と突き合わせて不一致を発見し、再度照会して判定すべき案件であった。(上北県税部)

【指摘事項③】 請負業の文書照会について

所得税の収支内訳書の明細によると、複数の取引先に対して売上や仕入れを行っているにもかかわらず、文書照会を行わずに、一人別処理票上で「給与、外注、仕入れ」と記載して、請負業非該当の判定を行っている案件が存在した。個人事業税の取扱通知によると、請負業の判定に当たっては「所得税の課税資料により請負業に該当することが明らかでない場合を除き」文書照会(必要に応じて実地調査)による調査が必要としている。

適切な事務処理が行われていれば、少なくとも「所得税の課税資料により請負業に該当することが明らかでない場合を除き」に該当し、文書照会をした上で判定すべき案件であった。(上北県税部)

【指摘事項④】 滞納整理票の記載について

滞納者との折衝の状況については、滞納整理票(カード形式)に逐一記録することとされているが、当該整理票への記載を行わずに、滞納処分停止整理票で管理し、滞納整理票には記載が行われていないケースが存在した。滞納整理票はこれまでの経過を時系列に記載する重要な管理資料である。折衝の要旨及び別添資料がある旨など経過を確実に、滞納整理票に記載する必要がある。(上北県税部)

【指摘事項⑤】 課税状況整理表の記載について

賦課漏れがないかを確認するための一覧表として、課税状況整理表が存在する。当該整理表は○×印により納税者が課税対象者であるか、金額失格者*であるか、無申告者であるかが時系列で判明する形式をとっている。当該整理表を閲覧したところ、所定の欄に印のないものが平成19年度で2件、平成20年度で2件存在した。

単純な記載漏れであり、一人別処理票を検討したところ、課税・非課税の判断に誤りはなかったが、記載は適時・適切に行う必要がある。(上北県税部)

※ 金額失格者：事業所得が控除額に満たないもの

【意見①】 無申告者の捕捉について

無申告者の捕捉については、以下の無申告者について特段の捕捉は行われていない。課税の公平の観点からは、納税義務があるにもかかわらず課税されないといった、無申告者の存在は容認できるものではなく、各県税部において捕捉努力をするべきである。しかし、無申告者を捕捉することは相当の労力が必要とされることも想像に難くなく、調査能力や徴収コストとのバランスに鑑みると、捕捉しないこともある程度の合理性はあると考えられる。

イ. 所得税が発生しているにもかかわらず所得税の申告書を提出していない者

かかる対象者については、国税の調査により発覚することが期待されており、県税サイドでの特段の捕捉は行われていない。調査能力の点からも国税に委ねた方が合理的であると考えられる。

ロ. 所得税が発生しないため所得税の申告書を提出していない者

事業所得又は不動産所得が発生しても、総合所得が発生しなければ所得税は発生しないため確定申告書を提出しない場合もありうる。しかし、この場合であっても、事業所得もしくは不動産所得が事業主控除(2,900,000円)以上であれば事業税は

発生するため事業税の申告が必要である。もっともこのようなケースは限定的と考えられる。また、課税状況整理表にて賦課漏れをレビューする段階で、前年課税・当年不申告者は照会先として抽出対象となることが期待できる。更に、青色申告者であれば赤字であっても確定申告書の提出は継続することが期待されることから、捕捉コストとのバランスの観点からは、特段の捕捉手段を講じないことも合理的と考えられる。

【意見⑦】 事業税の算定について

仙台国税局管内においては、確定申告書のデータは電子データで送付されており、税務署で閲覧・転記するための作業は短縮されている。基本的には、事前に入手データを分析検討し、課税対象となる者のデータのみ閲覧に向くスタイルをとっているが、一部の県税部においては相変わらず事前の検討前に税務署に向向しているところも存在した（中南部県税部）。

閲覧・転記の後の事業税の算定は全て手作業で行われている。課税所得まで入力すれば、現行のシステムで事業税額まで自動的に算定可能であるが、納税者からの質問などがあった場合には一人別処理票で対応するため、一人別処理票上で全ての事項が確認できる状態にしておく必要があるとのことであった。そのため、出力された一人別処理票毎に手計算でいったん事業税額まで算定した上で、改めて電算入力により税額が正確であることを確認しているとのことである。その作業は膨大であり、相当の労力が投入されている。今後の改善が望まれる。

【意見⑧】 収入簿について

現在、収入額は電算データにより管理されているが、それは別に手書きの収入簿が存在する。電算データは日計が合計額で表示され、内訳は別の帳票として一日の取引毎に一覧表として出力される。そのため月次の入出金の流れを連続的に一覧で表示しようとすれば、電算データよりも手書きの収入簿の方が有効であるとのことである。上記【意見②】とも関連するが、電算化によるメリットを生かすことが肝要である。

【意見】 業種認定について

【指摘事項】のように明らかな間違いとまではいえないが、その判定に疑問の余地のあるものについて下記記載する。

(意見④) 請負業と労務提供するものについて

事業所得として申告しているコンサルタント業者（第3種事業）について、一人別処理票で実質給与所得者として業種失格[※]にしている案件が存在した。

第1種事業の請負業については「単に自己の労力を提供し、これに対する対価として賃金を受け取っているに過ぎない」場合に該当するかどうかを判定する余地はあるが[※]、第3種事業については独自に判定する余地はないものと考えられる。所得税で事業所得として

申告している以上、第3種事業についてまで国税の判断を覆す理由はないからである。（上北県税部）

※業種失格：業種的に個人事業税が課税されないもの

※個人事業税の取扱通知によれば、「請負業とは、その事業が通常請負契約によって行われるものをいうのであるから、～（中略）～通常単に自己の労力を提供し、これに対する対価として賃金を受け取っているに過ぎないものを行う事業については事業税を課さないものとする」とし、平成14年3月29日付通知で具体的な判断基準を明示している（YES/NOで回答可能な複数の質問項目により事業性を判定する形式をとっている）。

(意見⑨) 共同事業を行う場合の自家労力について

共同事業を行う場合には、当該事業の共同態様、資本の有無、設備の規模等の如何にかかわらず、当該事業者個人ごとに自家労力の判定を行うこととしている（地方税法取扱通知第3章2の1(10)ウ）。監査の結果、共同事業において、共通して雇用した事業者につき按分計算により自家労力の日数を計算している案件が存在した。事業税の課税・非課税の判定においては、按分計算を行わずに事業者個人ごとに判定をおこなうのが適当といえる。（西北県税部）。

第3節 法人二税（法人県民税、法人事業税）

1.概要

(1) 法人県民税

【趣旨】

道府県民税と市町村民税における法人課税を総称して法人住民税という。法人住民税は、県内に事務所、事業所などを有している法人が、地方自治体の住民として地域社会の費用をその能力に応じて広く負担するという性格の税である。

【分類】

納入方法による分類	直接税
用途による分類	普通税
税額の確定方式による分類	申告納税方式

【納税義務者】

法人等の種類	税額
県内に事務所又は事業所を有する法人	均等割及び法人税割
県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの	均等割
県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの	均等割
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの	法人税割

【税率】

① (均等割)

- イ. 次に掲げる法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年額2万円
- a. 法人税法第2条第5号の公共法人及び第24条第5項に規定する公益法人等のうち、第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）
 - b. 人格のない社団等（収益事業を行うものに限る。）
 - c. 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く。）
- ※ 平成20年12月1日以後に開始する事業年度から適用
 - d. 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（aからcまでに掲げる法人を除く。）

e. 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びdに掲げる法人を除く。以下ロ～ホにおいて同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもの

- ロ. 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人・・・・年額5万円
- ハ. 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人・・・・年額13万円
- ニ. 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人・・・・年額54万円
- ホ. 資本金等の額が50億円を超える法人・・・・・・・・・・年額80万円

② (法人税割)

平成3年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5.8%
ただし、次に掲げる法人等で法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5%

- イ. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ロ. 資本金又は出資金を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）
- ハ. 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの（「平成20年度青森県税務統計」より）

【納期】

- ①確定申告
各事業年度終了の日の翌日から2月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で、法人税について承認を受けているときは3月以内）
- ②中間申告
事業年度が6月を超える法人（新設内国法人を除く）で一定のものについては当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内
- ③清算法人
イ. 各事業年度終了の日の翌日から2月以内
ロ. 残余財産分配の日の前日まで
ハ. 残余財産確定の日の翌日から1月以内
- ④公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるもの4月30日まで
（「平成20年度青森県税務統計」より）

【収入済額等の推移】

①収入済額推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	3,350,906	3,616,811	4,056,600	4,680,195	4,072,533

(単位：千円)

中南	314,207	283,378	276,588	297,373	283,351
三八	403,708	436,192	401,166	478,337	410,468
西北	113,730	113,615	101,016	103,779	100,459
上北	231,719	277,173	228,478	239,228	212,607
下北	78,288	80,272	79,783	98,226	94,888
合計	4,492,558	4,807,441	5,143,631	5,897,138	5,174,276

県全体の分割法人を東青県税部が所管しているため、東青県税部の数字が大きくなっている。

分割法人を抜き出すと下に示した表のとおりである。(単位：千円)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割法人	2,840,048	3,170,113	3,585,899	4,212,597	3,635,908
東青	510,858	446,697	470,700	467,598	436,625
中南	314,207	283,378	276,588	297,373	283,351
三八	403,708	436,192	401,166	478,337	410,468
西北	113,730	113,615	101,016	103,779	100,459
上北	231,719	277,173	228,478	239,228	212,607
下北	78,288	80,272	79,783	98,226	94,888
合計	4,492,558	4,807,441	5,143,631	5,897,138	5,174,276

東青県税部、三八県税部の占める割合が大きい。推移を見ると、特に東青県税部の金額の減少が顕著である。

②徴収率推移 (単位：%)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割法人	99.8	99.9	99.8	99.7	99.7
東青	96.0	96.5	98.0	97.5	96.6
中南	98.1	97.8	97.8	97.9	98.6
三八	98.2	98.1	97.0	97.9	98.0
西北	98.4	98.6	98.2	97.7	97.5
上北	97.8	98.2	98.2	98.7	97.9
下北	94.1	97.5	96.7	97.8	97.8
合計	98.8	99.1	99.1	99.2	99.1

東青県税部から分割法人を独立させて数字を示している。
平成16年度の下北県税部の徴収率の低さ、及び全体的に東青県税部の低さが顕著である。

③収入未済額の推移 (単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割	現年度分	3,070	1,412	5,051	7,450	4,541
	滞納繰越分	2,209	1,508	1,588	3,944	6,854
	計	5,279	2,920	6,639	11,394	11,395
東青	現年度分	1,548	3,279	2,620	4,253	4,718
	滞納繰越分	12,341	5,778	6,610	7,530	10,089
	計	13,889	9,057	9,230	11,783	14,807
中南	現年度分	1,154	1,204	1,576	1,418	1,731
	滞納繰越分	4,540	4,820	4,002	1,831	1,552
	計	5,694	6,024	5,578	3,249	3,283
三八	現年度分	1,862	2,689	6,922	1,259	2,607
	滞納繰越分	4,947	4,592	5,094	8,232	2,722
	計	6,809	7,281	12,016	9,491	5,329
西北	現年度分	982	311	863	1,381	712
	滞納繰越分	849	1,074	554	853	1,646
	計	1,831	1,385	1,417	2,234	2,358
上北	現年度分	914	662	1,326	828	2,097
	滞納繰越分	4,123	2,573	2,258	2,040	2,275
	計	5,037	3,235	3,584	2,868	4,372
下北	現年度分	547	546	1,144	547	822
	滞納繰越分	1,071	1,209	1,006	1,031	854
	計	1,618	1,755	2,150	1,578	1,676
合計	現年度分	10,077	10,103	19,502	17,136	17,228
	滞納繰越分	30,080	21,554	21,112	25,461	25,992
	計	40,157	31,657	40,614	42,597	43,220

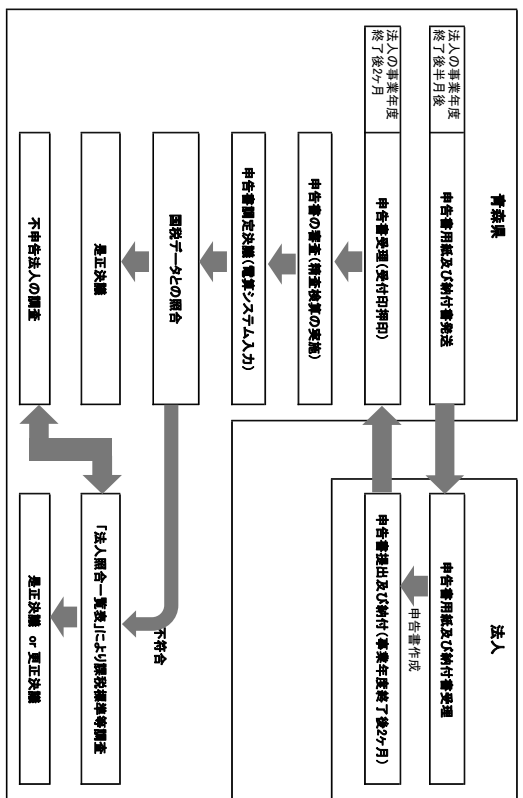
分割法人を別にすれば、特に、東青県税部、三八県税部の占める割合が大きい。また、平成18年度以降現年度分の金額が増加している。

④不納欠損額推移 (単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割	現年度分	13	0	0	59	0
	滞納繰越分	317	1,567	336	387	1,005
	計	330	1,567	336	446	1,005

東青	現年度分	93	62	21	0	70
	潜納繰越分	7,557	7,133	528	327	527
	計	7,650	7,195	549	327	597
中南	現年度分	50	20	17	50	0
	潜納繰越分	423	215	720	2,939	748
	計	473	235	737	2,989	748
三八	現年度分	0	0	120	7	176
	潜納繰越分	608	1,192	480	709	2,938
	計	608	1,192	600	716	3,114
西北	現年度分	0	0	0	71	64
	潜納繰越分	63	281	424	168	171
	計	63	281	424	239	235
上北	現年度分	0	0	0	0	0
	潜納繰越分	118	1,970	572	329	103
	計	118	1,970	572	329	103
下北	現年度分	5	46	25	42	0
	潜納繰越分	3,320	218	524	581	456
	計	3,325	264	549	623	456
合計	現年度分	161	128	183	229	310
	潜納繰越分	12,406	12,576	3,584	5,440	5,948
	計	12,567	12,704	3,767	5,669	6,258

【法人二税の課税事務処理フロー】



(2) 法人事業税

【趣旨】

法人事業税は、法人が行う事業に対し、事務所又は事業所の所在する都道府県が、その事業を行う法人に課する都道府県税である。

法人がその事業活動を行うにあたって利用する行政サービスを受けていることから、こ

うした経費を分担すべきであるという考え方に基づき、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税が導入されている。

【課税標準等】

①収入制

電気供給業、ガス供給業及び保険業・・・各事業年度の収入金額

②付加価値制

外形標準課税の対象法人（資本金の額1億円超の普通法人）・・・各事業年度の収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）＋単年度損益

③資本制

外形標準課税の対象法人・・・各事業年度の資本金等の額

④所得割

- イ. 外形標準課税の対象法人・・・各事業年度の所得及び清算所得
- ロ. 特別法人・・・各事業年度の所得及び清算所得
- ハ. その他の法人・・・各事業年度の所得及び清算所得

(「平成20年度青森県税務統計」より)

【税率】

①収入割

電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人・・・1.3% (0.7%)

②付加価値割・・・0.48%

③資本割・・・0.2%

④所得割

イ. 外形標準課税の対象法人

a. 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの・・・7.2% (2.9%)

b. a以外の法人

・・・所得のうち年400万円以下の金額 3.8% (1.5%)

・・・所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 5.5% (2.2%)

・・・所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 7.2% (2.9%)

ロ. 特別法人

a. 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの・・・6.6% (3.6%)

b. a以外の法人

・・・所得のうち年400万円以下の金額 5% (2.7%)

・・・所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 6.6% (3.6%)

ハ. その他の法人

a. 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの・・・9.6% (5.3%)

b. a以外の法人

・・・所得のうち年400万円以下の金額・・・5% (2.7%)

・・・所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 7.3% (4%)

・・・所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 9.6% (5.3%)

※ () 中の税率は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用
(「平成20年度青森県税務統計」より)

【納期】

①確定申告

各事業年度終了の日の翌日から2月以内(会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で知事の承認があるときは3月以内)

②中間申告

事業年度が6月を超える法人(新設内国法人を除く。)で一定のものは当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内

③清算法人

イ. 各事業年度終了の日の翌日から2月以内

ロ. 残余財産分配の日の前日まで

ハ. 残余財産確定の日の翌日から1月以内

(「平成20年度青森県税務統計」より)

【収入済額等の推移】

①収入済額推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
県税部	14,007,957	17,401,705	27,642,744	26,239,490	25,009,028
東青	1,041,539	922,713	927,458	1,070,921	1,020,597
中南	1,336,802	1,518,833	1,343,235	1,752,513	1,408,648
三八	286,406	298,734	239,590	273,073	275,004
西北	759,339	1,047,349	737,398	839,474	695,360
上北	228,655	243,700	261,306	339,053	336,829
下北	17,660,698	21,433,034	31,151,731	30,514,524	28,745,466
合計					

(単位：千円)

県全体の分割法人を東青県税部が所管しているため、東青県税部の数字が大きくなっている。

分割法人を抜き出すと下に示した表のとおりである。

(単位：千円)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割法人	12,114,563	15,736,349	25,881,916	24,446,298	23,415,745
東青	1,893,394	1,665,357	1,760,828	1,793,192	1,593,283
中南	1,041,539	922,713	927,458	1,070,921	1,020,597
三八	1,336,802	1,518,833	1,343,235	1,752,513	1,408,648
西北	286,406	298,734	239,590	273,073	275,004
上北	759,339	1,047,349	737,398	839,474	695,360

下北	228,655	243,700	261,306	339,053	336,829
合計	17,660,698	21,433,034	31,151,731	30,514,524	28,745,466

分割法人の占める割合が極めて大きいことが分かる。

上記にはないが、平成15年度の東青県税部の数字は2,486百万円であった。推移が示すように東青県税部の減少が顕著である。東青県税部管轄地域は三八県税部管轄地域のように工業地帯ではなく、いわゆる「行政の町」であり、三位一体の改革の影響で地方交付税等が減額され、公共事業の減少の影響を大きく受けたものと推察される。下北県税部は原子力政策の推移による影響と推察される。

②徴収率推移

(単位：%)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割法人	99.8	99.9	99.9	99.8	99.8
東青	93.5	94.5	97.1	97.3	96.5
中南	96.6	96.3	97.0	97.6	99.2
三八	98.2	98.4	96.9	98.1	97.7
西北	99.7	99.8	99.9	97.9	97.5
上北	98.1	98.6	99.0	99.4	98.1
下北	94.4	99.3	98.5	98.5	99.2
合計	98.6	99.2	99.5	99.4	99.4

東青県税部から分割法人を独立させて数字を示している。

平成16年度の下北県税部の徴収率の低さ、及び平成16,17年度の東青県税部の低さが顕著である。

③収入未済額の推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割	現年度分	13,854	1,391	15,024	33,636	15,088
	滞納繰越分	2,224	125	553	13,640	20,587
	計	16,078	1,516	15,577	47,276	35,675
東青	現年度分	3,629	4,864	3,568	2,353	10,470
	滞納繰越分	91,891	49,805	47,469	47,342	30,177
	計	95,520	54,669	51,037	49,695	40,647
中南	現年度分	3,182	2,146	1,579	2,072	1,989
	滞納繰越分	32,152	28,766	23,507	5,572	4,566
	計	35,334	30,912	25,086	7,644	6,555

三八	現年度分	2,805	2,795	21,621	1,434	3,940
	滞納繰越分	21,636	20,687	20,957	29,208	1,801
	計	24,441	23,482	42,578	30,642	5,741
西北	現年度分	108	0	14	5,743	1,855
	滞納繰越分	772	285	52	2	5,294
	計	880	285	66	5,745	7,149
上北	現年度分	165	265	1,627	320	8,399
	滞納繰越分	14,188	6,144	5,735	4,971	2,137
	計	14,353	6,409	7,362	5,291	10,536
下北	現年度分	132	1,306	2,550	1,116	323
	滞納繰越分	297	284	1,447	1,429	1,044
	計	429	1,590	3,997	2,545	1,367
合計	現年度分	23,875	12,767	45,983	46,674	42,064
	滞納繰越分	163,160	106,096	99,720	102,164	65,606
	計	187,035	118,863	145,703	148,838	107,670

東青県税部、三八県税部が大きな割合を占めている。特に東青県税部の滞納繰越分の金額が大きい。

④欠損処分の内訳

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
分割	現年度分	0	0	0	242	0
	滞納繰越分	4,657	7,680	46	21	4,811
	計	4,657	7,680	46	263	4,811
東青	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	36,947	43,161	739	7	16,380
	計	36,947	43,161	739	7	16,380
中南	現年度分	1,079	4,118	3,960	18,332	1,348
	滞納繰越分	1,079	4,118	3,960	18,332	1,348
	計	1,079	4,118	3,960	18,332	1,348
三八	現年度分	0	0	0	0	1,000
	滞納繰越分	215	1,187	166	4,023	26,291
	計	215	1,187	166	4,023	27,291
西北	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	6	359	228	29	0
	計	6	359	228	29	0

上北	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	8	8,057	69	54	2,908
	計	8	8,057	69	54	2,908
下北	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	13,068	50	49	2,472	1,329
	計	13,068	50	49	2,472	1,329
合計	現年度分	0	0	0	242	1,000
	滞納繰越分	55,980	64,612	5,257	24,938	53,067
	計	55,980	64,612	5,257	25,180	54,067

(3) 実施した手続

- ・ 不申告法人一覧リスト又はこれに準じる資料、不申告法人実態調査管理簿等による不申告法人に関する管理、除却処理の検討。
- ・ 電算登録の一覧リストによる電算登録事務の網羅性の検討。
- ・ 商業法人登記事項調査票をもとに、登記の変更事項が電算システムに適時適切に反映されているかの検討。
- ・ 県税部において、医療法人、外形標準課税の対象法人を中心にサンプルを抽出し、確定申告書、添付資料等の提出の状況及び内容の検討を行った。
- ・ 法人二税に関連する事項のヒアリング。

(4) 監査の結果

以下の点を除き、法人二税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【指摘事項①】法人異動事項の税務電算システムへの訂正登録事務に関連して

(はじめに)

各県税部は、毎月一回税務署に赴き、法人及び商業登記事項を閲覧調査・収集し、新たな法人の設立・法人の異動事項(納税地、資本金の異動等)を捕捉している。ここで把握した情報が適時、適切に税務電算システムに登録されているかを確認した。

(検出された事実)

中南県税部において、資本金の異動を把握し、税務電算システムに訂正後の資本金が正しく電算登録されていた法人に次のような事実があった。

当該法人は、その後の決算に際しての申告書に誤って旧資本金額を記載して県に提出した。通常この場合、申告書の電算入力の際に間違いが発見され、当該法人もしくは関与税理士に連絡の上、訂正を求めるのだが、人的ミスが重なり旧資本金のまま登録されてしまっていた。申告書の電算入力の際には、既に登録されている新資本金額と入力した旧資本金額が違う場合、画面上にエラーメッセージが出るのだが、エンターキーひとつでエラー

メッセージがスルーされ旧資本金が登録される結果となった。

なお、当該ケースでは、資本金額の変動により均等割額が20,000円から50,000円に変更になるのだが、旧資本金額による均等割額20,000円で電算入力及び測定されていた。

(指摘事項)

資本金の異動には均等割額の変動が伴う場合があるが、上記記載の事実はこれに該当し、現に均等割額に誤りが発生していた。人的チェックの厳格化と電算入力システムの見直し(エラーを解決するまで入力が不可能となる等)が必要である。

【意見①】未登録法人の捕捉について

(概要)

県内に事務所を有しているにもかかわらず、税務システムに登録されていない法人を「未登録法人」と称している。未登録法人については、課税の公平性及び税収確保の観点から適切に捕捉し、申告・納税を促す必要がある。

このため、先にもふれたが、各県税部において毎月一回税務署に赴き、法人及び商業登記事項を閲覧調査・収集し、新たな法人の設立・法人の異動事項(納税地、資本金の異動等)を捕捉している。

(意見)

登記情報から未登録法人を捕捉することは、最も経済効率性の高い捕捉方法であると考えられる。他にも電話番号やインターネット、チラシなどを手掛かりに捕捉する方法もあると思われるが、捕捉だけを目的として県職員が時間をさいて業務を行うことは費用対効果の面では効率が悪い可能性もある。日常の中でアンプテナをはり、新しく出来た事業所等を確認するのが、現実的ともいえる。他方で、登記情報の他に、県がすでに持っている情報の中で捕捉可能な方法が以下に示す方法である。当初のシステム設計では労力が必要と思われるが、システム化が出来れば、効率的に捕捉が可能と思われるため検討すべきである。

(改善提案)

不動産取得税のシステムの中から法人として登録されている相手を抜き出し、この中で法人二税に登録されていない法人を抽出する。その中から事業所として使用している可能性のある物件に対し、使用状況の照会文書を送付し、回答内容により、支店の開設届け出等必要な書類を提出するよう指導を行う。納税者番号制が制度化されれば、このようなシステム上の照合も比較的容易に行うことが可能になると思われるが、現状では、若干の事務作業量が見込まれる。しかし、登記情報で捕捉できない法人を比較的効率的に捕捉するためには有益な方法であると思われる。また、自動車税のデータを使用しても、同じような捕捉調査が可能であると思われる。

【意見②】 設立届の徳遵について

未登録法人が発覚した場合には、法人設立届の提出を徳遵する。しかし、設立届の徳遵が一度だけで、それによる反応がない場合は、申告書が提出されるまで税務電算システムへの登録が棚上げになってしまうのは問題があると思われる。

課税時期及び課税の公平性の観点から積極的な徳遵や実態調査が必要と思われる。また、設立届の徳遵も行われていない県税部もあった。

国、県及び市町村による三税協議などを通じて情報の共有を図り、協調して未登録法人の把握に努めていただきたい。

【意見③】 法人の登録事務手続きについて

(概要)

「法人・商業登記事項資料」を受けて、県税部に設立届が未提出の法人には、葉書もしくは電話で届出書を徳遵して迅速に登録している。それでも届出書の提出がない場合は当該法人の国税への申告を待って税務電算システムへ登録することになる。これは電算への登録には法人番号の付加が必要であり、法人番号は一定のルール*により付加されるため、設立届の提出がない限り法人の決算期が分からず、法人番号を付加することができないためである。

※ 法人番号付加のルール

例 1 A 03 0001

- ・先頭の数字は県税部番号(例の場合の 1 は東青県税部)
 - ・二番目のアルファベットは法人のグループシグ
 - A・・・普通法人(事業会社)
 - B・・・特別法人(組合など)
 - C・・・公益法人(宗教、財団、社会福祉法人等)
 - D・・・医療法人
 - E・・・人格なき社団法人(協会等)
 - F・・・収入課税法人(ガス事業等)
 - R・・・県内非営利法人(収益事業を行っている NPO 等)
 - Z・・・県税免除法人
 - ・三番目の数字は決算月(例の場合は 3月決算を表す)
 - ・末尾の 4桁は登録順番号
- よって、例の 1A030001 は東青県税部管内の普通法人で 3月決算の 1 番目となる。

(意見)

税務課作成の「税務電算事務処理要領」によると、「法人から設立・設置の届け出があった場合、法人管理システムに法人の基本事項のすべてを入力し、登録する。」とあるが、現状ではすべての法人が登録されているわけではない。特に、収益事業を行わない法人に

関しては課税免除になることから、事務量の負担軽減のため登録が見送られているケースが見受けられた。

また、登記情報により、NPO 法人の設立を把握しているものの、決算期が不明との理由で電算上登録していないとする県税部もあった。NPO 法人は、決算書を県に提出することになっており、この提出された決算書から情報を入手して登録事務を行うことが可能なはずである。但し、他方では、原則通り全ての法人について登録を行っている県税部もあった。

上記に加え、法人番号の付加ルールの中に県税免除法人(グループシグでは Z に該当)が設けられていることから、すべての法人を電算登録して管理するべきと思われる。

【意見④】 不申告法人の除却処理の規定について

(はじめに)

不申告法人とは、県のデータの上では登録があり、申告義務があるにもかかわらず申告書を出さない法人のことである。

各県税部が除却に際し行う手順は以下のようなものである。(但し、以下に記載の「不申告法人一覧リスト」を本庁の税務課から受領しておらず、独自に表計算ソフトでフォームを作成し、管理していると回答した県税部も存在した。また、受領しても独自のフォームで管理している県税部もあった。)

<除却処理までの主な手順>

- ① 不申告法人一覧リスト・・・税務課で出力し、各県税部に送付
- ② 申告徳遵はがき発付内訳書・・・同上
- ③ 催告はがきの発送・・・・・・・・各県税部で不申告法人に送付
- ④ 不申告法人一覧、不申告法人実態調査票作成内訳書・・・・・・・・税務課で出力し各県税部に送付
- ⑤ 実態調査・・・・・・・・不申告法人内訳書をもとに各県税部担当課員が実態調査(訪問、電話確認等)
- ⑥ 除却一覧リストの作成・・・・・・・・各県税部担当課員
- ⑦ 所轄税務署の除却法人名簿
- ⑧ ⑥及び⑦の除却処理法人の「法人除却同」様式 3、4、5 による決裁何提出
- ⑨ 電算基本事項の入力・・・・・・・・各県税部
- ⑩ 除却法人の本店所在地市町村に除却法人名のリストの送付・・・各県税部

(概要)

法人の不申告が続いた場合、その法人が除却処理される場合がある。除却処理の規定については、各県民局県税部が独自の文書で規定している。「法人除却事務処理要領」として規定している県税部もあれば、県税部の全般的業務を定める「税務事務実施要領」の中の一つの項目として規定している県税部もある。

＜規定の例示 その1＞
三八県税部の「法人除却事務処理要領」の一部は下記のとおりである。

- 1 目的 省略
- 2 不申告法人一覧表の作成 省略
- 3 除却対象法人

次の各号の一に該当する法人は、除却対象法人とする。

- (1) 法人税において除却した法人（本年度において申告があった法人を除く。）
- (2) 解散し、清算終了の登記があった法人
- (3) 合併によって消滅の登記があった法人
- (4) 他都道府県に本店移転（分割法人となる法人を除く。）した法人
- (5) 事業を廃止し、事務所等を有しない旨の届出があった法人
- (6) 登記されているものの、法人としての実体がないと認められる法人
- (7) 解散の登記後、清算終了をしていないが法人としての実体がないと認められる法人
- (8) その他除却することが適当と認められる法人

4 除却に係る調査等

- (1) 前3(1)に該当する法人については、法人税に係る資料による。
- (2) 前3(2)から(4)に該当する法人については、登記による。
- (3) 前3(5)から(8)に該当する法人については、実態調査（「不申告法人実態調査票」（様式2））による。

5 除却に係る事務及び処理

- (1) 前4(1)に係る事務処理は、当該通知に基づき、「法人除却届」（様式3）によって一括決裁を受け除却する。
- (2) 前4(2)に係る事務処理は、当該登記事項調査資料に基づき、「法人除却届」（様式4）によって決裁を受け除却する。
- (3) 前4(3)に係る事務処理は、当該調査によって作成した調査票に基づき、「法人除却届」（様式5）に係る書類を添付し、決裁を受け除却する。
- (4) 除却は、電算基本事項（除却年月日及び除却事由）を入力することによって処理する。
- (5) 除却処理した法人に係る書類（申告書及び法人除却届の写し等）を入れた持ち出しホルダーは、定められた期間保存する。

なお、除却した法人について除却法人名簿を作成し、その管理をする。

6 関係機関への通知 省略

＜規定の例示 その2＞

中南県税部の「税務事務実施要領」の中の一つの項目として規定されている除却に関する記述の一部は以下のとおりである。

(1) 不申告法人対策

ア 予定申告書の提出のない法人 省略

イ 確定申告書の提出のない法人

実態調査を行い、次の処理を行う。

(ア) 申告しようよう 省略

(イ) 除却処理

次に該当すると判明した場合は、除却処理をする。

a. 国税除却法人

b. 法律上の解散手続きをしていないが、実質的に法人として活動していないと認められるもの

e. 所在不明で、法人としての存在が認められないもの

(ウ) 休業処理

事業年度を通じて事業活動を休止している法人で、事業再開の見込があるものについては休業処理をする。

(意見)

三八県税部の「3 除却対象法人」には8つの場合が規定されているが、中南県税部のそれに該当する「イ 除却処理」には、3つの場合の規定しかない。加えて、三八県税部は除却に係る調査や事務処理等についても規定している。一般的には、「各県税部も三八県税部のように規定すべきである」と指摘することになる。ただ、各県税部を回った印象としては、どこの県税部も不申告に係る業務は基本的には同じような処理を行っている。つまり、規定の仕方の濃淡と業務の遂行にはさほど関係がないように思われた。規定が少なくても十分な業務を行っていただければ、それでよいという考えもある。しかし、それでも尚、三八県税部のような規定が望まれる。昨今の時代背景の中、大会社においては、内部統制の充実が叫ばれ、これに伴い、標準的な業務の文書化が進んでいるところである。

法人を除却するという判断は、均等割の課税にも関係してくるものであり、課税の公平性にも関係するものである。この点を考慮すれば、除却の判断は極めて重要なものである。

「除却処理」に関連する内部統制を強化し、業務の可視化、業務の標準化により、ミスの防止や課税の公平性の確保に資することが望まれる。また、この文書化は、担当者が変わった場合でも、業務の品質を一定水準に保つことにも有用である。

【意見】 不申告法人の除却処理をする際の判断について

(問題の所在)

除却の判断に際し、意見④の規定の例示にあった「法人としての実体がないと認められる法人」や「実質的に法人として活動していないと認められるもの」とは、具体的にどのような状態になった法人を指すのであろうか。また、実体がないという判断は、だれに接触してどのような情報を入手し、どの程度の時間の推移を考慮して判断するものであろうか。この点に関し、県は、個別の事情を勘案してその都度判断するもので、一義的な規定

は困難との立場である。最低限の基準がないと、除却の判断が担当者により、ばらつきが生じるのではないだろうか。これに関連し、以下のような事例が検出された。

【意見⑤】 除却判断の不統一について

<検出された事実>

三八県税務部において不申告法人一覧表（県税部が独自に表計算ソフトで作成）、不申告法人実態調査票、法人除却向をレビューした際、以下のような事例があった。

平成 19 年 9 月 30 日が事業年度末の申告がなされていない P 社について、不申告法人実態調査票に下記のような記載があった。尚、この法人は平成 18 年 9 月期の申告書は提出している。すなわち、初めての不申告のケースである。

平成 20 年 6 月 25 日・・・法人に電話するも不在

平成 20 年 7 月 7 日・・・法人に電話するも不在

平成 20 年 7 月 14 日・・・法人及び代表者住所地に臨戸するも不在。

事業はしていないように思われる。同日税理士事務所に電話するも担当者不在。

平成 20 年 7 月 15 日・・・税務署に上記年度について申告していない旨確認

平成 20 年 7 月 16 日・・・税理士事務所に電話し担当者より聴取。

連絡がつかず資料を持ってこないいで申告書作成できずにいる。

先日、税務署からも問い合わせがあった。税務署にも申告していないとのこと。今も事業を継続しているかは不明とのこと。

上記のような調査が行われ、「調査の結果、登記されているものの、法人としての実体がないと認められるため除却相当とする」として平成 20 年 7 月 22 日に除却の決裁がなされている。つまり、不申告の回数が 1 回で、電話による最初の調査から約 1 ヶ月で除却の決裁を受けている。また、本事例は、会社側の代表者、その家族、従業員等との接触が取れていない。このような事実関係からすれば、除却の判断は早すぎで、もう少し調査を継続した方が適切だったのではないだろうか。

P 社のように、最初の電話から 1 か月で除却されている会社がある一方で、不申告法人一覧表から次の事が判明した。

不申告年数	法人数	内、平成 20 年度に実態調査を行っていない法人数
6 年	18	8
5 年	18	
4～1 年	301	11
合計	337	

(単位：社)

先に示した P 社のような事例がある一方で、5 年、6 年と不申告を続けている会社に対し、平成 20 年度中に一度も実態調査が行われていない会社も存在している。

<意見>

電話による最初の接触から 1 か月で除却になった P 社は、現に除却に相当する会社であったかもしれない。しかし、その一方で、長期間不申告の調査を行っていない実態もある。5 年、6 年と不申告を続けている会社に除却に相当する会社はないのであるうか。この両極端の事実を目的の当たりにした時、最低限の判断の基準を作成し、それにもとづいて業務を運用すべきと思わざるを得ない。つまり、「会社としての実体がない」という判断をする際、だれに接触してどのような情報を入手し、会社がどのような状態にあれば実体がないとするか、また、どの程度の時間の推移を考慮して判断するか。このような点に関する果全体としての基準あるいは指針を作成することが望まれる。

【意見⑥】 破産手続き開始登記について

<検出された事実>

除却の判断に関し、裁量によるブレがあるのではと危惧される事例がもうひとつ検出された。

「破産手続開始登記」されたことにより、除却処理されている法人が見受けられる。除却処理要領の中に「解散の登記後、清算終了していないが、法人としての実体がないと認められる法人」という規定に関連する事例である。一般に、「破産手続開始登記」は、破産管財人の事務所が存在し、破産手続を行っている事実が推測される。破産手続が進行中の時点ではまだ、法人県民税・法人事業税の申告義務があり、当然には均等割が免除されるわけではない。

<意見>

除却することで、最低でも法人県民税均等割の賦課徴収の権利を放棄することにつながる。破産手続きを開始した法人は、すぐに除却処理をするのではなく、破産手続最終の決定を以って除却処理するのが原則であると思われる。もしくは、「破産手続開始登記」の事実を確認したら、遅滞なく調査を行い、会社としての実体を確認し、その結果を受けて初めて実体がなければ除却するというのが規定に基づく処理であるといえる。

【意見⑦】 不申告法人の除却をする際の事務手続について

(はじめに)

下記の表は、過去 3 年間の県税部が行った除却数をまとめたものである。年度により数字にバラつきが見られる。

除却数	(単位：件)		
	H18 年度	H19 年度	H20 年度
東青	129	84	52

東青（分割）	22	21	50
中南	67	21	56
三八	52	47	121
西北	23	35	32
上北	29	34	12
下北	13	64	35
合計	335	306	358

（意見）

下北県税務部に関して、不申告法人の現地調査を平成19年度中の1月や2月に行い、調査表上それ以降の記載がないにも係わらず、除却の決裁が平成20年度の4月、8月になされている例があった。本来であれば、平成19年度中に除却処理がなされるべきであったものと推察される。上記の推移からすると、平成19年度の数字が多すぎるため、平成20年度に回したとも受け取られかねない。除却の決裁は遅滞なく行うべきである。

【意見⑨】休業処理に関連して

登記上の法人格は存在するものの、実体としての企業活動が無く、また清算手続を行う資金がない法人に関して、休業届の提出により、実質的に均等割の納付を免除している場合がある。これは、地方税法や条例に基づく処理ではないため、その手続が周知されていない。その意味で課税の公正性に若干の疑問を持たざるを得ない。現実的に必要な対応とも考えられるが、そうであればその手続の指針や要綱を作成し、周知しなければ結果としての公正が確保されないものと思われる。

上記意見の⑨や⑩にも関係するが、法人の側からすれば、「実体としての企業活動がない」という判断基準に関係するものであり、何らかの判断基準、指針が必要であると思われる。

【意見⑩】法人県民税均等割における公益団体の認定等について

（はじめに）

青森県税条例第35条の5は以下のとおりである。

（均等割の課税免除）

第三十五条第一項第三号又は第四号に掲げる法人のうち次のいずれかに該当するものに對しては、均等割を課さない。ただし、収益事業を行う法人については、この限りでない。

- 一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条の社会教育関係団体
- 二 学校の後援団体
- 三 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
五 前各号に掲げる法人のほか、知事が公益団体であると認める法人
上記に関連して、総務部長通達の「法人県民税均等割における公益団体の認定等について」の中に次のような記載がある。

2 青森県税条例第35条の5の規定による課税免除は、適用に係る申請等の手続を要せずに行つて差し支えないものとする。ただし、課税免除の適用については、当該法人が同条第1号から4号までに掲げる法人又は前記1に掲げる法人に該当し、かつ、収益事業を行わないものであることを証する書類を調製し、法人県民税・法人事業税電算システムにより登録データの入力を行い、適切に管理するものとする。

（意見）

上記から分かることは、例えば収益事業を行わない学校法人や社会福祉法人等に関し法人サイドに立てば、特段の手続きをすることなく均等割の課税免除に該当することである。他方、県の側としては、総務部長通達によれば、二つの業務を行うことが示されている。すなわち、

- イ、規定に該当し収益事業を行わないものであることを証する書類を調製する。
- ロ、法人電算システムにデータの登録を行う。

上記のロは先にふれた意見⑩にも関係するが、この二つの業務は、十分に行われていないため、通達に従い、適正に業務を行うことが必要であると思われる。

【意見⑪】事務処理の適時性と正確性について

三八県税務部において、「公益団体の認定等に係る事務処理について」の一覧の中からサンプルを抽出し、申告書や届出書と照合し、事実と事務処理の整合性を確かめた。

X会（決算日は3月31日）について、「公益団体の認定等に係る事務処理について」の中では社団法人に該当し、収益事業開始がH19.4.1と記載されていた。これについて関係する書類を閲覧したところ、分類が社団法人ではなく特別法による団体であると判断された。また、収益事業開始届出は、実際には提出されていなかった。

X会が第1期の申告書提出の際（平成20年4月9日提出）に、一般の事業会社が提出する法人県民税の6号様式の申告書のフォームで提出を行ったため、記録の上で、収益事業開始年月日を記載したのもと思われた。その後、X会から収益事業を行っていない旨の相談があり、翌期は、均等割のみを申告する11号様式の申告書を送付したものと推察された。事実と記録に齟齬が生じた際には適時に事務処理の修正を行うべきである。

【意見⑫】分割基準調査について

分割会社に該当する法人の事務は、本県本店法人について本県全域分を東青県税務部が行っている。分割の基準となるのは、関係都道府県又は市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者（事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、

手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者)の数である。これらの点についての調査は現在行っていない。ローテーション計画等により、まず一度、分割基準調査を行い、その結果を踏まえ、費用対効果を考え合わせた上で、今後の調査に対する指針を策定する事が望ましい。

【意見⑩】医療法人に関連して

イ. 「記載要領」のわかりやすさについて

医療法人の事業税の申告に関しては、多くが所得配分方式によって計算されている。この方法でポイントになるのが、各収入科目が計算上、いくつかに区分される項目の中でどの項目として集計されるべきものかを判断する事である。この判断の指針となる青森県の「医療法人等に係る法人事業税申告書添付書類の記載要領」は、文字の羅列による説明で、非常に分かりづらい。今回の医療法人の監査手続に関連して、インターネットを検索し、他の都道府県の記載要領、又は記載の手引を入手し比較してみた。

例えば大阪府や福井県では、所得配分方式で使用する「医療第1表」の「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載方法について下記のように収入科目がどの項目に集計されるべきものかを一覧で表示し、決算事務を行う側には非常に解りやすい形で整理されている。青森県においても決算事務を行う側の立場にたち、文字情報だけではなく一覧性のある表を付し、明瞭性のある理解しやすい「記載要領」又は「記載の手引」に改訂する事が望ましい。

〈例示〉

収入科目	社会保険分の医療収入	その他の収入を含む	その他の収入に含まない	別計算
住宅・寮収入		○(役員分)	○(従業員分)	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

ロ. 消費税に関連して

青森県の「医療法人等に係る法人事業税申告書添付書類の記載要領」の中の収入科目の説明で消費税(地方消費税を含む。以下同じ)に関する言及が一切ない。消費税の理論的背景を考えると、次のような点について「記載要領」に記載することが検討されることが望ましいと思われる。

a. 「その他の収入金額について」

課税事業者の場合、病院会計準則に基づいていれば、税抜経理で処理している事が想定される。しかし、必ずしもこれに基づいていない医療法人もありうるため、次のような記載が必要である。

「課税事業者について、計上した収入金額に消費税(地方消費税を含む。)が含まれる場合は、その消費税額は、所得配分方式の第1表の「その他の収入金額」

に含めない」あるいは、より分かりやすく、次のように付言することも考えられる。「その他の収入金額を構成する自由診療等その他の医療収入は消費税額を含まない額で計上する」

b. 「益金に計上した消費税の額についての注意」

「還付された消費税額は、その他の収入金額に含めない。但し、簡易課税を選択している場合で、税抜経理を採用していて仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より、納付すべき消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されることになるが、この場合の益金に算入した金額は、「その他の収入金額」に含める」

【意見⑪】電子申告に関連して

(はじめに)

青森県では、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX: エルタックス」)を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告受付を行っている。以下、電子申告と言えば、このeLTAXによる電子申告を示す。

イ. 全国の電子申告率(平成21年7月31日現在)

全国平均 21.80%
青森県 25.26%(全国第22位)

ロ. 青森県の電子申告率の推移

年度	期間	電子申告件数	電子申告率
H18年度	H18.3～H19.4	862	3.03%
H19年度	H19.3～H20.4	3,818	13.42%
H20年度	H20.3～H21.4	6,141	21.58%

電子申告率を算出する分母の申告件数は、平成18年度申告件数28,453件である。

ハ. 地区別の状況

	法人登録数		平成20年度の電子申告の件数(c)	割合 (b/a)	割合 (c/a)
	(a)	(b)			
	H21.7	H21.7.31			
東青	8,659	1,704	1,423	19.68%	16.43%
中南	3,792	1,267	974	33.41%	25.69%
三八	5,076	2,123	2,158	41.82%	42.51%

西北	2,036	881	894	43.27%	43.91%
上北	3,179	507	489	15.95%	15.38%
下北	1,082	109	75	10.07%	6.93%
合計	23,824	6,591	6,013	27.67%	25.24%

(注) 東青には分割法人を含む。

(意見)

電子申告に関連して、電子申告が普及した場合、県の業務がどの程度効率化されるのかという点に、関心があった。例えば、節約可能となるデータ入力のための作業の時間等についてである。しかし、ヒアリングの結果、節約可能となる時間はないことが分かった。事情は次のとおりである。

現在のシステムにおいては、地方税の電子申告のシステムと法人二税を管理する電算システムは自動連携されたものではないため、データの共有ができない。そのため、実務では、電子申告されたデータを一度紙ベースで出力し、その紙を元に法人二税のシステムに手で再入力している。つまり現状のシステムでは、今後、いかに電子申告が普及しても、データ入力の作業時間が節約され効率化されることはない。

それどころか、電子申告の場合、県全体の申告書がインターネットを通じて本庁に送信され、本庁で紙に出力され、2、3日後に各県税部に対し、紙の申告書が配送されるため、現場に申告書が到着するまで時間がかかる。各県税部の実務担当からすれば直接紙で提出してもらった方が事務処理を早く行うことが可能である。

加えて紙ベースであれば、電話連絡等で補正できる軽微な申告の誤りがあった場合でも、再度、電子申告を必要とするなど、事務処理を行う側の本音とすれば、紙で申告してもらった方が作業しやすいようである。現状のシステムを前提とすれば、本県の場合、事務作業の経済性の観点からは、紙ベースの申告の方が経済性に資するという残念な現実がある。電子申告のシステムと法人二税を管理する電算システムの自動連携が可能になれば、入力作業の時間が節約されるばかりではなく、入力ミスの防止も可能になる。規模の小さな県税部では、人員の制約から1人で入力し、入力データのチェックをしている。これなども両者の統合により、データの共有が可能になれば、人的に他の業務に注ぐことが可能になる。

出来るだけ早急に、データの共有により電子申告のシステムと法人二税の電算システムを統合し、業務の一層の効率化を図るべきである。

【意見⑨】 申告書の精査減算手続きについて

申告書の提出があれば、システムに入力作業を行うが、その際、利子割の5%の数字に關して、5%を超えるような申告書の数字でも、エラーメッセージが出るシステムになっていない。また、仮装総理と租税条約に關連する以外の繰越欠損金についても前事業年度から繰り越すべき数字に關して、万一誤った数字が記載され、そのまま入力されても同様に

エラーメッセージが出るシステムになっていない。

今回の監査で、他の項目の確認と並び、利子割の5%について実際の申告書をチェックした。数値は僅少であるが、数件について5%を超えている例が散見された。申告書を作成する側からすれば、利子割の5%と繰越欠損金の繰越額の数字についてシステム上のチェックが無いと言ふことには、不十分であると思わざるを得ない。システム上のチェックができるよう、充実を図るべきである。

【参考⑩】 内部統制について

内部統制に關し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」によれば次のように定義されている。

「内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に關わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング(監視活動)及びIT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成される。」

そもそも内部統制とは、公認会計士の財務諸表監査に起因するものであるが、地方自治体にも重要な概念となつてきている。具体的には、平成21年4月27日に、総務省の關連する地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会より「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方自治体を目指して～」という報告書が出されており、先の定義が紹介されている。今後、県は組織全体について、この内部統制の充実が課題となつてくるであろう。

内部統制に關連して、内部統制に欠陥があり、現に青森県で発生した問題として指摘できるのが、2008年の秋に発覚した事象で、県が約20年かけて開発したりんごの新品種が、県職員の登録料の払い忘れから品種登録を取り消されたことである。当該事象自体は県税務課とは關係はなく、また 県税務課の業務がこの事例と同じ水準の内部統制であると言ふつもりは全くないが、内部統制に問題がある場合にどのような問題が起こりうるのか、ということ参考までに、本報告書を目にした県民に分かりやすく伝える意味で触れておきたい事象である。

第4節 不動産取得税

(1)概要

【趣旨】

不動産取得税は、土地や家屋など不動産の取得に対して課される税である。不動産とは、土地及び家屋を総称したものであり、土地とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいい、家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他建物をいう。

【納税義務者】

都道府県内にある不動産の取得者であり、個人、法人の別を問わない。不動産の取得とは、その原因が売買、交換、贈与、寄付、法人に対する現物出資、建築、公有水面の埋立、干拓による土地の造成等により、その所有権を取得することである。

また登記の有無、有償であるか、無償であるかの取得の理由を問わず、不動産の取得者には、納税義務が発生する。

【納税額】

【税額】＝【不動産の価格】×【税率】

不動産の価格は、原則として、不動産を取得した年の市町村の固定資産課税台帳に登録された価格である。ただし、家屋を新築、増築又は改築した場合、地目変換などにより登録されている価格によることが適当でない場合は、固定資産評価基準により県が評価した価格となる。また、宅地評価土地を平成24年3月31日までに取得した場合には、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1が課税標準額となる。

【税率】

取得の時期	税 率 (%)		
	土地	住宅	住宅以外の家屋
～平成15年3月31日	4		4
平成15年4月1日～			3
平成18年4月1日～		3	3.5
平成20年4月1日～			4

【軽減措置】

①特別適用(新築)住宅

床面積が次の条件に当てはまる住宅(特別適用住宅)を建築(未使用の建売住宅や分譲マンションの購入も含む)した場合は、不動産取得税が軽減される。

区分	住宅一戸(一区画)の床面積
a. 共同住宅等で一戸建以外の貸家住宅の場合	40㎡以上240㎡以下

b.a以外の住宅の場合

50㎡以上240㎡以下

※増築した場合や居宅に附属する車庫、物置等がある場合には、合算した全体の床面積が上記に当てはまること。

軽減額 住宅一戸(一区画)につき最高1,200万円(注)が価格から控除される。

※建築後1年以内に増築(車庫、物置等の新増築等を含む)した場合は、前後の建築につき上記の床面積にあてはまることに限り、合計で最高1,200万円(注)が控除される。

(注) 新築の「認定長期優良住宅」である特別適用住宅を平成21年6月4日から平成22年3月31日までに取得した場合には、1,300万円となる。

②既存(中古)住宅

次の条件に当てはまる住宅(「既存住宅」)を取得した場合は不動産取得税が軽減される。

イ. 自己の居住の用に供するために取得すること
ロ. 床面積が50㎡以上240㎡以下であること
ハ. 次のいずれかの条件に当てはまること

- a. 木造および軽量鉄骨造等の住宅の場合は、新築されてから20年以内、鉄骨造および鉄筋コンクリート造等の住宅の場合は、新築されてから25年以内のもの
- b. 昭和57年1月1日以後に新築されたもの
- c. 新耐震基準に適合していることが証明されたもの

※bまたはcについては、平成17年4月1日以降に取得したものに限られる。

軽減額 取得した住宅の新築された時期に応じて住宅の価格から次の額が控除される。

新築時期	控除額
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	150万円
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
平成9年4月1日～	1,200万円

③特別適用住宅等の用に供する土地の税額の減額

次のイまたはロのいずれかの条件に当たるときには、aまたはbのいずれが多い金額が税額から減額される。

- a. 45,000 円
- b. 土地 1㎡当たりの価格(※) × 住宅の床面積の 2倍 × 3% (一戸当たり 200 ㎡が限度)

※平成 8 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに宅地評価土地を取得した場合は、価格を 1/2 にした後の額の 1㎡当たりの額とする。

イ. 特例適用(新築)住宅用の土地を取得した場合

A. 土地と住宅の取得者が同一の場合

a. 土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合(同時取得を含む)

b. 土地を取得した日前 1 年の期間内にその土地の上にある特例適用住宅を取得していた場合

B. 土地と住宅の取得者が異なる場合(平成 14 年 4 月 1 日以降に取得した土地が対象)

土地を取得した日から 3 年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合で次の条件のいずれかに当たるとき

a. 土地の取得者が、その土地の上に特例適用住宅が新築された時まで引き続きその土地を所有している場合

b. 土地の取得者から土地の譲渡を受けた者がその土地の上に特例適用住宅を新築した場合

ロ. 既存(中古)住宅または自己の居住の用に供する新築未使用特例適用住宅用の土地を取得した場合(土地と住宅の取得者が同一の場合に限る)

土地を取得した日の前後 1 年以内にその土地の上に既存(中古)住宅または自己の居住の用に供する新築未使用特例適用住宅*を取得した場合(同時取得を含む)

※新築未使用特例適用住宅・・・新築された特例適用住宅で、まだ人の居住の用に供されることがないもの

④その他の軽減制度

主なものとして次の場合が対象になる。

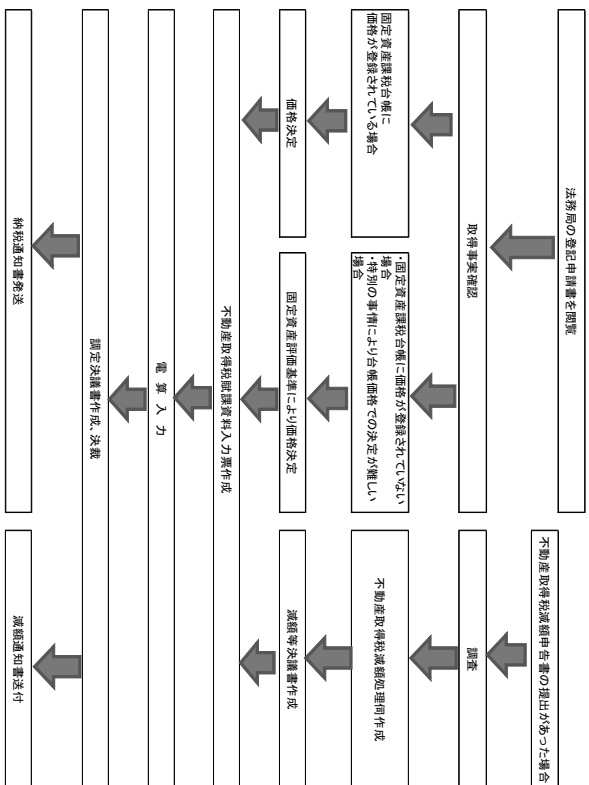
- ・ 公共事業のために土地や家を譲り渡し、それに代わる土地や家を一定期間内に取得した場合
- ・ 農業後継者が農地等の一括贈与を受けた場合

【申告と納税】

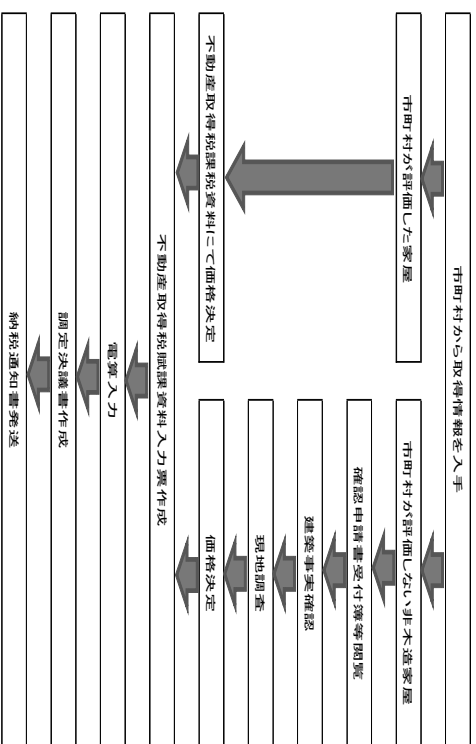
申告	土地や家屋を取得した場合、取得した日から 60 日以内に、不動産取得税申告書を提出する必要がある。
納税	県から送付された納税通知書(納付書)により、納付を行う。

【課税事務フロー】

①承継取得(土地、既存建物の取得)の場合



②原始取得(建物の建築)の場合



【収入済額等の推移】

①収入済額推移

(単位:千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		現年	1,048,970	874,383	1,026,554	944,665
東青	繰越	6,889	8,240	4,225	16,020	31,459
	計	1,055,859	882,623	1,030,779	960,685	827,884
中南	現年	851,987	709,480	683,271	741,588	725,624
	繰越	10,708	3,877	7,837	7,062	35,704
三八	計	862,695	713,357	691,108	748,650	761,328
	現年	713,554	711,821	694,607	763,412	552,241
西北	繰越	7,370	6,123	20,155	3,764	1,275
	計	720,924	717,944	714,762	767,176	553,516
上北	現年	232,164	259,840	237,514	228,539	159,313
	繰越	1,600	2,077	5,444	1,262	1,165
下北	計	233,764	261,917	242,958	229,801	160,478
	現年	454,039	545,933	631,953	500,360	1,306,793
合計	繰越	2,106	5,564	1,590	1,292	1,886
	計	456,145	551,497	633,543	501,652	1,308,679
現年	1,123,890	155,053	133,188	137,179	108,707	
	繰越	2,831	1,822	1,365	2,082	2,220
計	1,126,721	156,875	134,553	139,261	110,927	
	4,424,604	3,256,510	3,407,087	3,315,743	3,649,103	
繰越	31,504	27,703	40,616	31,482	73,709	
	計	4,456,108	3,284,213	3,447,703	3,347,225	3,722,812

②徴収率推移

(単位:%)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		現年	99.0	98.0	96.5	94.8
東青	繰越	7.6	13.8	6.8	17.5	28.7
	計	91.8	92.7	91.5	88.3	90.4
中南	現年	99.4	97.5	99.0	94.9	99.6
	繰越	34.7	16.1	26.5	26.7	64.4
三八	計	97.1	94.9	96.0	92.6	97.1
	現年	98.7	98.2	98.4	98.6	88.0
繰越	15.5	13.5	42.9	10.9	3.2	
	計	93.6	93.2	95.0	94.8	82.9

西北	現年	99.1	97.8	97.5	99.1	99.2
	繰越	17.5	21.7	50.8	11.3	10.3
計	96.0	95.2	95.5	95.0	93.3	
	現年	99.0	99.6	99.7	99.7	99.8
上北	繰越	12.3	28.9	10.5	11.2	17.5
	計	95.9	97.2	97.7	97.8	99.2
下北	現年	98.2	99.2	97.9	99.5	98.2
	繰越	30.2	6.9	5.3	8.4	10.7
計	97.6	85.8	83.2	85.6	84.4	
	現年	98.8	98.2	98.1	96.9	97.5
合計	繰越	15.4	15.0	21.3	15.7	29.7
	計	95.2	93.9	94.1	92.4	93.3
全国平均	計	86.1	87.6	88.5	89.1	※

※監査日現在、公表されておらず。

県全体の徴収率は全国平均を上回っているが、近年は低下傾向である。下北県税部は平成17年度以降、10%近く前年度を下回って徴収率が低い。東青県税部の平成19年度の徴収率が低いのは、大口法人の滞納が発生しているからである。

③収入未済額推移

(単位:千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		現年	10,086	17,640	37,688	51,678
東青	繰越	56,492	45,302	54,466	66,146	76,973
	計	66,578	62,942	92,154	117,824	86,470
中南	現年	5,199	18,093	7,158	40,203	2,676
	繰越	19,292	18,880	19,942	15,591	16,014
計	24,491	36,973	27,100	55,794	18,690	
	現年	9,282	12,964	11,063	10,817	75,542
三八	繰越	37,132	35,611	24,005	29,802	29,573
	計	46,414	48,575	35,068	40,619	105,115
西北	現年	2,074	5,808	6,079	2,170	1,340
	繰越	7,489	5,070	5,123	9,260	9,601
計	9,563	10,878	11,202	11,430	10,941	
	現年	4,526	2,351	1,590	1,263	2,115
上北	繰越	14,795	13,224	10,009	9,517	7,864
	計	19,321	15,575	11,599	10,780	9,980

下北	現年	20,705	1,236	1,662	698	1,974
	繰越	5,859	24,663	23,318	20,095	17,338
	計	26,565	25,899	24,980	20,793	19,312
合計	現年	51,872	58,093	65,240	106,830	93,144
	繰越	141,061	142,750	136,864	150,410	157,363
	計	192,933	200,843	202,104	257,240	250,507

東青県税部の平成19年度の増加は、大口滞納2件(3,938千円)が発生したことによる。三八県税部の平成19年度において、徴収猶予1件(6,536千円)が発生しており、うちに平成20年度において猶予取消となり滞納となっている。

④不納欠損額推移

(単位:千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		件数	20	27	24	18
東青	現年	0	0	0	0	0
	繰越	27,366	6,063	3,469	9,253	1,081
	計	27,366	6,063	3,469	9,253	1,081
中南	件数	4	13	12	9	15
	現年	0	140	0	0	0
	繰越	833	1,346	1,828	3,821	3,762
	計	833	1,486	1,828	3,821	3,762
三八	件数	11	17	3	11	29
	現年	0	0	0	0	0
	繰越	3,074	3,700	2,780	1,059	9,323
	計	3,074	3,700	2,780	1,059	9,323
西北	件数	1	6	4	9	4
	現年	0	0	0	0	0
	繰越	50	2,415	160	680	555
	計	50	2,415	160	680	555
上北	件数	2	5	6	6	9
	現年	0	0	0	0	0
	繰越	171	458	3,600	747	1,004
	計	171	458	3,600	747	1,004
下北	件数	4	3	14	14	8
	現年	0	0	1,173	0	0
	繰越	673	80	1,081	2,637	1,235
	計	673	80	2,255	2,637	1,235

合計	件数	42	71	63	67	76
	現年	0	140	1,173	0	0
	繰越	32,171	14,064	12,921	18,198	16,961
	計	32,171	14,205	14,095	18,198	16,961

なお監査した平成20年度の不納欠損の内訳は、時刻によるもの40件3,905千円、法人の実体がなく代表者は所在不明かつ差押え可能な財産がないことが判明したことによる直消滅が36件13,056千円である。

(2)実施した手続

各県税部で行っている県評価分の非木造家屋の賦課及び徴収手続についてサンプル抽出して検討した。また、毎年春先において市町村と協議して決められる市町村評価分における賦課及び徴収手続についてサンプル抽出して検討した。

(3) 監査の結果

以下の点を除き、不動産取得税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【意見①】不動産の評価までの期間

不動産取得税の県評価分については、県税部担当者が法務局への実地調査などにより不動産の取得を確認してから調査に入り、評価後、不動産賦課資料入力票を作成し、それに基づいて県の税務課において調定決議書及び納税通知書をコンピュータにより出力して各県税部から納税者に納税通知書を送付している。

実際に調査に入ってから調定決議書が起案されるまでの期間は3〜4ヶ月要すると思われるが、三八県税部において、評価事務の遅れが原因で、納税通知書が取得から1年を超えて納税者に送付されたことにより、収納される税金が取得した会計期間から2期過ぎたものがあった。県税収入確保の上から、好ましくないとと思われる。また納税者にとっても、賦課時期の遅れとしてクレームの原因になりかねない。

よって税務課は、調査した日を確認し、期間の長いものについては各県税部を指導するなどして改善すべきである。

【意見②】市町村との連絡協調

不動産の評価については、県が価格を決定することになっている(地法第73条の21)。昭和29年の旧自治庁通達によると、不動産の取得を捕捉して適正な課税を行うためには、関係市町村の積極的協力が必要であり、関係市町村と連絡協調に努めることとなっている。このことにより、毎年6月頃に各県税部と市町村との間において話し合いが図られており、県において評価するものと、市町村において評価するものについて事務の分担が図られている。県の評価分については、評価した都度、市町村に通知している。市町村で評価するものについては、毎年11月頃から市町村より開示されている。しかし中南県税部においては、

主要都市だけは毎年3月に集中的に開示されており、東青県税部においても、12月までに市町村より開示されるデータは30%くらいである。市町村からの開示が1月以降になると、当年度において調定することができなくなり、県税収入確保の上から、また適時に納税者に納付書を交付するという観点からも好ましくはない。

市町村長は、自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、10日以内に県にその事実を通知するものとなっている（地法第73条の18第3項）。県は市町村に対し、資料の早期開示の働きかけを強めるべきである。

第5節 ェルフ場利用税

(1) 概要

【趣旨】

ェルフ場利用税はェルフ場所在の都道府県がェルフ場の利用に対し、利用の日ごとにその利用者に課する税である。

【分類】

納入方法による分類	間接税
用途による分類	普通税
税の確定方式による分類	申告納入方式

【納税義務者】

ェルフ場を利用した者

【納税額】

ェルフ場の利用料金*を基準として次の通り税率が定められている。

ェルフ場の区分	税率 (1人1日につき)
①利用料金が15,000円以上のェルフ場	1,200円
②利用料金が12,000円以上15,000円未満のェルフ場	1,100円
③利用料金が10,000円以上12,000円未満のェルフ場	1,000円
④利用料金が8,500円以上10,000円未満のェルフ場	900円
⑤利用料金が7,000円以上8,500円未満のェルフ場	800円
⑥利用料金が6,000円以上7,000円未満のェルフ場	700円
⑦利用料金が5,000円以上6,000円未満のェルフ場	600円
⑧利用料金が4,500円以上5,000円未満のェルフ場	550円
⑨利用料金が4,000円以上4,500円未満のェルフ場	500円
⑩利用料金が3,500円以上4,000円未満のェルフ場	450円
⑪利用料金が3,500円未満のェルフ場	400円

*利用料金とは会員以外の人の平日の利用料金をいう。

利用料金にはコースの使用料金（グリーン・フイヤー）、コース維持費等施設の利用に係る料金の合計額をいう。

したがってキャデナイ・フイヤー、貸ロッカー、飲食料金等その利用が利用者の任意であって施設の利用の対価とはみなされないものは含まれない。

【申告及び納税】
ゴルフ場の特別徴収義務者が利用料金と合わせて受け取り、毎月末日までに前月分のゴルフ場利用税を県税部に申告して納入する。

【非課税】
下記に掲げる利用区分により、一定の証明がされた場合には、地法第75条の2及び75条により、ゴルフ場利用税は非課税となる。

利用区分	証明方法
(1) 年齢18歳未満の方の利用	運転免許証、パスポート 健康保険証、学生証などの 利用者の生年月日の記載があるもの
(2) 年齢70歳以上の方の利用	障害者手帳など
(3) 障害者の方の利用	県教育委員会が利用を証明
(4) 国体のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフを行う場合の利用	
(5) 学生等とその引率の教員が学校の教育活動として行う場合の利用	学校長が利用を証明

【不均一課税】

下記に掲げる利用料金が一定の軽減をされる場合には、ゴルフ利用税について税率を2分の1軽減する。

利用区分	証明方法
(1) 年齢65歳以上70歳未満の者の利用	通常の利用料金に対して20%以上軽減されている場合
(2) 国体及びその他の予選会などのゴルフ競技でプロゴルファー以外の選手の利用	
(3) 早朝又は薄暮における利用	通常の利用料金に対して50%以上軽減されている場合

【収入済額等の推移】

①収入済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
		現年	繰越	計	現年	繰越	計
東青	現年	74,380	0	65,039	61,859	59,512	57,395
	繰越	0	0	0	0	0	0
	計	74,380	0	65,039	61,859	59,512	57,395
中南	現年	52,445	47,546	46,800	45,814	44,433	0
	繰越	0	0	0	0	0	0
	計	52,445	47,546	46,800	45,814	44,433	0
三八	現年	24,209	25,079	23,389	22,635	25,388	0
	繰越	0	0	0	0	0	0
	計	24,209	25,079	23,389	22,635	25,388	0
西北	現年	23,128	20,918	19,097	17,460	11,884	0
	繰越	0	0	0	0	0	0
	計	23,128	20,918	19,097	17,460	11,884	0
上北	現年	65,095	53,913	54,625	51,560	51,482	0
	繰越	0	0	0	0	0	0
	計	65,095	53,913	54,625	51,560	51,482	0
下北	現年	0	0	0	0	0	0
	繰越	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
合計	現年	239,257	212,496	205,770	196,981	190,582	0
	繰越	0	0	0	0	0	0
	計	239,257	212,496	205,770	196,981	190,582	0

ゴルフ場利用税については徴収率100%であり、収入未済額、不納欠損額はない。
また、下北県税部管内にはゴルフ場はない。

②等級別利用人員の推移

(単位：人)

区 分	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	施 設	人 数	施 設	人 数	施 設	人 数	施 設	人 数	施 設	人 数
18ホール超	4	128,414	4	118,008	4	113,752	4	111,077	4	105,749
18ホール	8	179,138	8	164,359	8	164,629	9	163,041	9	168,627
18ホール未満のホール超	1	13,351	1	13,950	1	13,552	1	11,531	1	12,248
9ホール	3	23,795	2	11,221	2	12,464	2	12,151	2	11,706
合計	16	344,698	15	307,538	15	304,397	16	297,800	16	298,330

③等級別測定額の推移

(単位：千円)

区分	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	施設	金額	施設	金額	施設	金額	施設	金額	施設	金額
18ホーニル超	4	92,379	4	82,506	4	78,623	4	75,303	4	71,172
18ホーニル	8	131,522	8	117,864	8	116,500	9	111,955	9	109,829
18ホーニル未満のホーニル超	1	5,340	1	5,580	1	5,421	1	4,612	1	4,899
9ホーニル	3	10,016	2	6,546	2	5,226	2	5,111	2	4,682
合計	16	239,257	15	212,496	15	205,770	16	196,981	16	190,582

※利用人員には、地方税法75条の2第1号から第75条の3第2号に該当する非課税人員を含まない。

全体に利用者数は減少傾向にあり、特に平成16年から平成17年にかけては1施設9ホーニル減少していることもあり、10%以上落ち込んでいる。

【交付金】

①概要

県内のゴルフ場所在の市町村に対し、県に納入された市町村に所在するゴルフ場におけるゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。

※ゴルフ場が2以上の市町村にまたがった場合には、面積按分

②交付時期

毎年8月、12月及び3月において、それぞれ前月までに収納された額について交付する。

③交付金額

(単位：千円)

期別	算定基礎額 ①	交付額 ② (①×7/10)
8月(3～7月)	47,711	33,398
12月(8～11月)	104,678	73,275
3月(12～2月)	31,467	22,027
計	183,858	128,700

収入済額と算定基礎額は、合計対象時期が異なるため一致しない。

【各県税におけるゴルフ場に対する調査】

各県税部の調査(過去5年分)		帳簿調査		日数	人員	備考
県税部	税率調査	毎年5月に全施設にて	毎年10月に全4施設にて	半日	2～	任意の1ヶ月分
東青	実地調査	毎年5月に全施設にて	実地調査		3人	任意の1ヶ月分を調査

中南	毎年4月に全施設にて 実地調査	毎年10,11月に全4施設に て 実地調査	半日	2～ 3人	任意の1ヶ月分 を調査
三八	変更申請のあった施設 にのみ回答	毎年10月に全2施設	半日 から 1日	2～ 3人	任意の2ヶ月分 を調査
西北	平成19,20年度は実地 調査 平成16,17,18年度は帳 簿調査	平成19,20年度は全施設 平成16,17,18年度は調査 なし	半日	2人	任意の1ヶ月分 を調査
上北	平成17,18,19年度は実 地調査 平成16,20年度は調査 なし	平成16～19年度は全施設 平成20年は調査なし	半日	2～ 3人	任意の1,2ヶ月 分を調査
下北	—	—	—	—	—

三八県税部において税率調査は、変更があった施設のみ文書回答を行っているが、これはこの地域のゴルフ場が通年営業しているためである。また、上北県税部において平成20年度については、他税目の重点調査の時期と重なり行われていない。

(2) 実施した手続

平成20年度のゴルフ場利用税申告書と平成20年度ゴルフ場利用税申告決議書を閲覧し、金額が正しく転記されているかどうか確認し、ゴルフ場の利用について記載した日別明細表より利用人数なども確認した。

(3) 監査の結果

以下の点を除き、ゴルフ場利用税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【意見①】交付金の交付時期について

三八県税部において平成20年6月行為分のゴルフ場利用税が7月31日に収納されていたにも関わらず、交付金1,899,730円の交付が8月ではなく12月交付分に合算されているものがあった。

取扱事務通達によれば8月、12月および3月において、それぞれ前月までに収納された額について交付し、交付時期に交付できなかったものは、その次の交付額において清算することであるので特に問題は無いように思われる。しかし本県の場合ゴルフ場利用税についてはここ数年特別徴収義務者から徴収未済がなく、徴収率100%であることを鑑みれば、当局においても7月末日とはいえ期日内に収納されているものであるから、特に理由がな

い限り 8 月に交付すべきであったと思われる。
また、電算機上の収納照会を確認できていれば防げた事例であることから、再発防止のため担当職員以外の職員の方についても作成書類のみならず、原始資料の確認をするなどのチェック体制を確立することが望まれる。

【意見⑨】実地調査について

イ. 調査範囲について

各県税部において、上記のとおり毎年各施設に対して帳簿調査による実地調査を行っているのであるが、その調査日程について平成 20 年度を調べたところ以下のような県税部があった。各特別徴収義務者に対して調査通知をしてから調査を行っているが、その調査事項のうちに当日必要な書類として、「平成 20 年 4 月～9 月までの書類を用意」とあった。

本県においてゴルフコースは一部地域を除き毎年 4 月～11 月頃までであるので、その調査範囲であると毎年 10、11 月の調査は行われなくなってしまう。したがって調査範囲については、現在は抽出検査を行っているが、今後は例えば調査月から 1 年以内としたり、調査月を 12 月にするなどして調査範囲を広げていただきたい。

ロ. 調査月について

他県においては調査間隔が 2 年以上開くケースがあったが、本県では一部県税部を除いて毎年行われていた。ただし、ある県税部の書類によると以下のような調査月により行われていたものがあつた。

調査年度	H20 年度	H19 年度	H18 年度	H17 年度	H16 年度
調査月	7 月	8 月	8 月	9 月	9 月

その年の調査日がすべての施設で同一月であり、さらに 2 年連続で同じ調査月が続くといった規則性が見受けられた。全施設を毎月調査することは困難であると思われるので、調査月については推察されないようにプログラムに調査月を選定するなどして調査を行うべきである。

ハ. 調査日数について

調査日数については、調査対象期間が毎年 1 カ月分ということもあり、半日 (2 時間くらい) を基本としているが、調査対象期間を 2 カ月分としている県税部もある。ゴルフ場の規模やその担当者の熟練度により、1 回の調査で行う売上表、利用者人数、非課税利用者等を確認する作業時間も異なってくると思われる、また、税務署員と異なり調査を行うことに慣れないことでもあるので日数を延ばすことを提案したい。また、税収約 2 億円以下の税目であるため、長い期間の調査をする

ことは費用対効果の面からできないと思われるが、数年に 1 度でも調査日数を 1 日にして調査対象期間を 2 カ月分以上にする年があってもよいのではないだろうか。

【意見⑩】換価猶予の適用について

徴収事務処理要綱によれば、「換価猶予の法定要件に該当するものに対して積極的な運用を図り、換価猶予できる場合には、納税資金、財産状況及び納付計画を明らかにし、できる限り換価猶予制度を活用する」とある。

この適用を行っていた県税部において、納付計画は約束手形の取り付けなどにより満たしていると思われるが、納税資金、財産状況の把握が不十分なところがあつた。

例えば納税資金については、滞納整理票に適用会社の平成 20 年度資金繰り表の添付があり、これによると換価猶予した日の現金残高は 700 万円以上あり、同日より 1 週間後には 1,000 万円以上の金額残の記載となっていた。この資金繰り表について正確なものかどうかを含め、検討された様子が全くうかがえなかった。

また、財産状況についても、換価猶予整理票に資産の状況や負債の状況を確認すべき項目があるにも拘わらず、整理票に記載がなかった。納付計画により取得した約束手形についても、会社が倒産した場合には不渡りとなり回収不能となる恐れがあるので、過去において確実に回収されていたということのみによらず、試算表や決算報告書の写しなどにより会社の財産状況等を毎年把握することが望まれる。

第6節 自動車税

(1) 概要

【趣旨】

自動車税は、自動車の所有者または利用者に対し、その主たる定置場*所在の都道府県が課する税である。自動車税は、自動車の所有の事実に対税力を見出して課する財産税の一種であるとともに、道路損傷負担金の性格をも併せもっている。

※ 主たる定置場：自動車を使用しない場合において、主として自動車を止めて置く場所をいう。その認定に当たっては、登録自動車については、道路運送車両法第6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもつて主たる定置場とするとされている（取扱通知（県）10章2）

【分類】

納入方法による分類	直接税
使途による分類	普通税
税額の確定方式による分類	賦課課税方式（普通徴収分**1） 申告納税方式（証紙徴収分**2）

※1 普通徴収：都道府県が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。

※2 証紙徴収：地方団体が納税通知を交付しないのでその発行する証紙をもって地方税を払い込ませることをいう。

【課税客体】

自動車税の課税の対象である自動車とは、道路運送車両法の適用を受ける自動車であつて、市町村民税の対象となつていて、二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車は除かれる。

※自動車の具体的な認定に当たっては、道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によつて差し支えないものとされている。

【納税義務者】

自動車税の納税義務者は、次に掲げる者である。

- ① 自動車の所有者
- ② 自動車の所有者とみなされるもの

自動車の売買があつた場合、自動車の所有権を売主が留保しているときは、その自動車について現実使用又は収益をしている買主を所有者とみなして自動車税が課税される。

※所有権留保付自動車の買主が当該自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、売主はその自動車の譲渡価額を限度として当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

【賦課期日及び納期】
賦課期日は4月1日とする。納期は青森県では条例により6月15日から6月30日までとなっている。

【納税額】

自動車税の税額は、自動車の種類、用途、総排気量等により下記のように年税額による税率として定められている。

乗用車	区分	税率（年額）	
		自家用車	営業車
総排気量 1リットル以下・電気自動車	1.5リットル以下	29,500	7,500
総排気量 1.5リットル超	2リットル以下	34,500	8,500
総排気量 2リットル超	2.5リットル以下	39,500	9,500
総排気量 2.5リットル超	3リットル以下	45,000	13,800
総排気量 3リットル超	3.5リットル以下	51,000	15,700
総排気量 3.5リットル超	4リットル以下	58,000	17,900
総排気量 4リットル超	4.5リットル以下	66,500	20,500
総排気量 4.5リットル超	6リットル以下	76,500	23,600
総排気量 6リットル超		88,000	27,200
		111,000	40,700

トラック

区分	税率（年額）		
	自家用車	営業車	
最大積載量 1トン以下	8,000	6,500	
最大積載量 1トン超	11,500	9,000	
最大積載量 2トン超	16,000	12,000	
最大積載量 3トン超	20,500	15,000	
最大積載量 4トン超	25,500	18,500	
最大積載量 5トン超	30,000	22,000	
最大積載量 6トン超	35,000	25,500	
最大積載量 7トン超	40,500	29,500	
最大積載量 8トン超	46,000	34,000	
最大積載量 8トンを超え1トンまで毎に右の金額を加算	6,300	4,700	
けん引車	10,200	7,500	
小型自動車	20,600	15,100	
普通自動車	5,300	3,900	
被けん引車	8トン以下	10,200	7,500
普通自動車	8トン超	加算額	加算額
	8トンを超え1トン毎に右の金額を加算	5,100	3,800

貨客兼用車（トラックのうちライオトバス等最大乗車定員が4人以上で乗用車に準じるもの）

区分	税率（年額）	
	自家用車	営業車
総排気量 1リットル以下・電気自動車	5,200	3,700
総排気量 1リットル超	6,300	4,700
総排気量 1.5リットル超	8,000	6,300

区分	年率 (年額)		
	自家用車	営業用	一般乗用車以外 一般乗用車
乗車定員 30人以下	33,000	12,000	26,500
乗車定員 30人超	41,000	14,500	32,000
乗車定員 40人超	49,000	17,500	38,000
乗車定員 50人超	57,000	20,000	44,000
乗車定員 60人超	65,500	22,500	50,500
乗車定員 70人超	74,000	25,500	57,000
乗車定員 80人超	83,000	29,000	64,000

区分	税率 (年額)		
	自家用車	営業用	一般乗用車以外 一般乗用車
最大積載量 1トン以下	6,000	4,500	6,000
最大積載量 1トン超	9,100	6,800	9,100

区分	税率 (年額)		
	自家用車	営業用	一般乗用車以外 一般乗用車
乗員定員 10人以下	6,800	5,300	6,800
乗員定員 10人超	13,700	10,000	13,700
普通自動車	9,500	8,000	9,500
小型自動車	19,000	16,000	19,000

区分	税率 (年額)		
	自家用車	営業用	一般乗用車以外 一般乗用車
1リットル以下	23,600	6,000	23,600
1.5リットル以下	27,600	6,800	27,600
2リットル以下	31,600	7,600	31,600
2.5リットル以下	36,000	11,000	36,000
3リットル以下	40,800	12,500	40,800
3.5リットル以下	46,400	14,300	46,400
4リットル以下	53,200	16,400	53,200
4.5リットル以下	61,200	18,800	61,200
6リットル以下	70,400	21,700	70,400
8リットル以下	88,800	32,500	88,800

(県ホームページより)

税率の特例としてグリーン化税制がある。これは、自動車の環境負荷に応じて自動車税の税率を軽減又は重課する特例措置である。また、県条例により身体障害者等に対する自動車税の減免措置が、上限を45,000円として適用される。

【申告及び納税】

申告と納税は次のようになっていく。

①申告

自動車税の納税義務者は、自動車の新規登録、変更登録、移転登録をした場合及び県条例で定める場合は、その賦課徴収に関し必要な事項を申告書又は報告書（地方税法施行規則第16号の9号様式）を都道府県知事に提出しなければならない。（地方税法152）

②徴収方法

イ、普通徴収

自動車税は次のロ、の証紙徴収による場合を除き、普通徴収の方法により徴収される。（地法151①）
したがって、都道府県は、自動車税の額を計算して賦課決定し、その税額及び納期等を記載した納税通知書を納税者に交付して、これを徴収することになる。この場合において、納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。（地法151②）

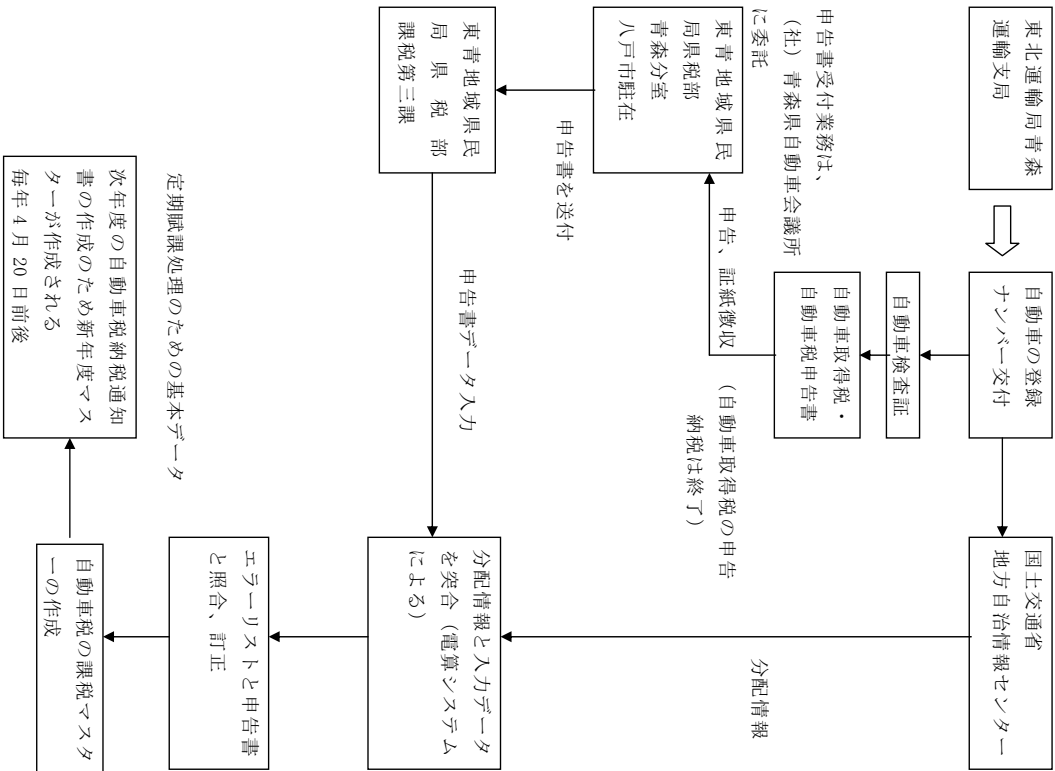


ロ、証紙徴収

次の左欄に掲げる自動車に係る自動車税で賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生したものについては、証紙徴収の方法により徴収される。（地法151③）

証紙徴収の対象となる自動車	証紙徴収の方法
道路運送車両法第9条の規定による新規登録の申請のあった自動車	当該申請の際に、その都道府県が発行する証紙を自動車税の申告書又は報告書に貼らせることにより、又は証紙の額面金額に相当する賦課額で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する賦課額の納付を受けた後納税額印を捺すことにより、証紙に代えることができる。

【自動車税・自動車取得税の申告と手続き】



【徴収事務フロー】

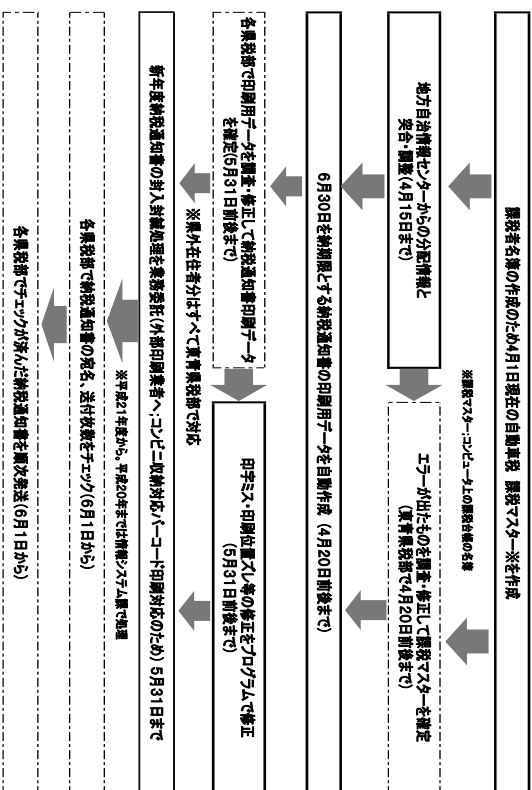
徴収事務は、一時期に膨大な量の納税通知書を発送するため、税務電算システムにより東青県税務部において集中的に管理運営されている。また、納税義務者に関するデータは、税務課の課税プログラムにより管理され、東青県税務部において地方自治情報センターからの自動車の登録に関する分配情報と自動車税申告書との突合により課税漏れなどがないよう管理運営されている。

平成20年度からは、減免が行われた納税義務者に身体障害者減免予定通知書を発送し、変更がある場合のみ提出を求めることとし、毎年度の申請書の提出を不要とした。納税額の計算については、コンピュータシステムにより計算が行われ、自動車税申告書において確認された税額と突合し正確性が確保されている。

※グリーン化税制による自動車税の軽減についても自動車の登録により自動的に計算される。また、身体障害者等に係る減免措置に関しては、身体障害者等に係る自動車税・自動車取得税減免申請書により身体障害者フアイルがコンピュータシステムにより作成され、課税プログラムに反映されることにより、処理が行われている。

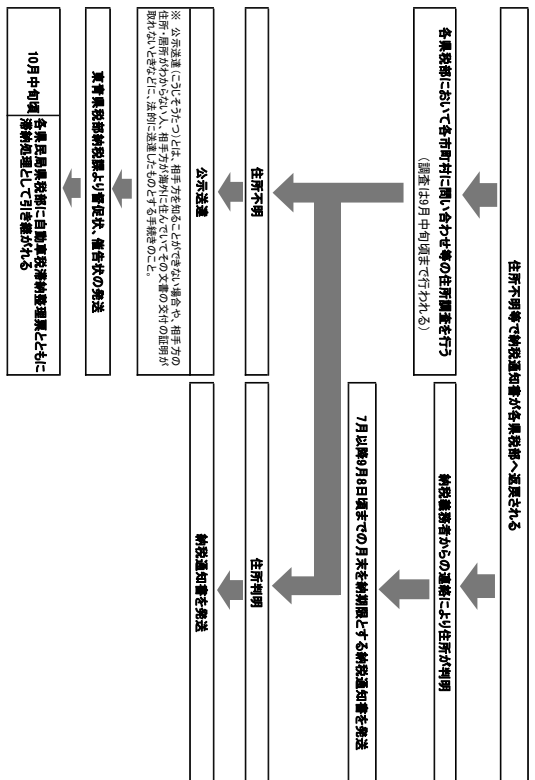
徴収事務は、次の3段階で行われている。

①納税通知書の作成と発送

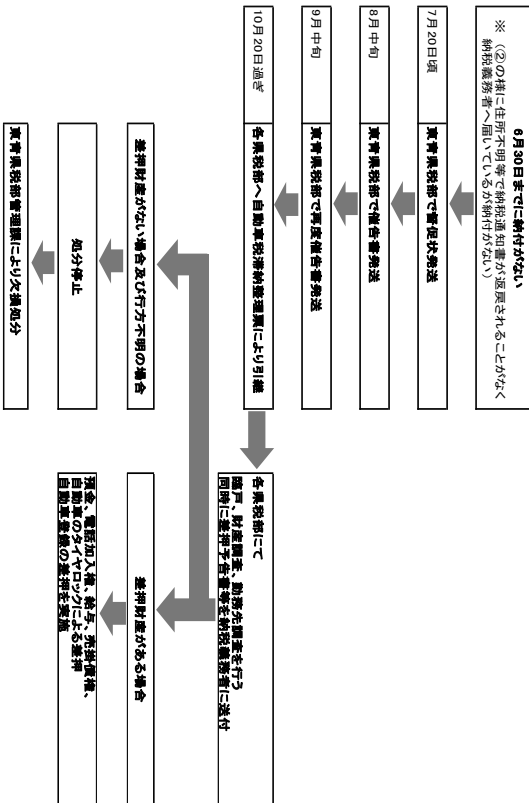


□ データ入力、印刷位置ズレ等の修正をプログラムで修正
 □ データ入力、印刷位置ズレ等の修正をプログラムで修正
 □ データ入力、印刷位置ズレ等の修正をプログラムで修正

②納税通知書が返戻されてきた場合の処理



③滞納処理



【収入済額等の推移】

①収入済額推移表

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
県税部	19,873,282	19,936,445	19,376,950	18,992,463	18,411,617
東青					

(単位：千円)

自動車税の徴収事務は、東青県税課が担当している。現在の経済状況を反映し、また、減税措置もあり収入額は減少傾向にある。軽自動車への移行もありこの傾向は今後も続くものと推測される。

②徴収率推移表

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
県税部	96.9	97.2	97.5	97.8	97.8
東青					

(単位：%)

徴収率は、ほぼ横ばいで推移している。測定額が減少傾向にあり、徴収の確保から今後とも計画的な滞納処理によりさらなる徴収率の向上が望まれる。

※県では自動車税の徴収率向上のための対策を実施している。

- ・県内一斉時間外、休日納付窓口の開設
- ・ダイヤロツク
- ・コンビニエンスストアでの納付（平成21年1月から）など

③収入未済額推移表

	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年度分	7,338	271,141	6,316	235,605	5,529	210,087	4,982	188,597	4,924	181,088
滞納繰越分	9,760	353,266	8,078	295,468	6,660	241,990	5,424	202,001	5,757	214,364
計	17,098	624,408	14,394	531,073	12,189	452,077	10,406	390,598	10,681	395,452

(単位：件、千円)

測定額の減少にともない収入未済額は減少傾向にあったが、平成20年度において経済状況の悪化の影響が件数及び金額ともに増加した。

④不納欠損額推移表

	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
514	16,619	1,375	48,610	1,182	43,748	920	34,675	609	23,311	

(単位：件、千円)

平成20年度は、件数及び金額ともに減少している。集中的な滞納処理などの効果があつ

たものと考えられる。税額の減少傾向が続く中、不納欠損額の発生を抑えるよう今後とも効果的な滞納処理が望まれる。

【課税台数】

(単位：台)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
	営業車	3,455	3,428	3,392	3,303
乗用車	440,562	434,024	423,913	412,195	403,538
小計	444,017	437,452	427,305	415,498	406,768
トレーラー・貨客兼用車以外	62,777	61,358	59,983	58,189	56,174
トレーラー	1,706	1,713	1,819	1,805	1,779
貨客兼用車	40,199	38,072	36,120	34,413	32,550
小計	104,682	101,143	97,922	94,407	90,503
バス	397	391	417	402	389
営業用	745	767	743	750	771
その他	2,079	2,015	1,923	1,853	1,785
小計	3,221	3,173	3,083	3,005	2,945
営業用	4,509	4,707	4,815	4,836	4,717
自家用	14,865	13,978	13,220	12,564	11,979
小計	19,374	18,685	18,035	17,400	16,696
三輪小型車	17	16	17	17	16
合 計	571,311	560,469	546,362	530,327	516,928

(「平成20年度青森県税務統計」より)

(2) 実施した手続
各県民局県税部の担当者に対するヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

(3) 監査の結果
以下の点を除き、自動車税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【意見①】賦課保留

(趣旨)

前述したように、自動車税は自動車に対しその所有者に課税する税である。(地法 145条)自動車税の課税客体である自動車とは、道路運送車両法の適用を受ける自動車をいい、通常道路において運行する自動車をいう。
当該自動車の具体的認定に当たっては、道路運送車両法第4条《登録の一般的効力》の

規定による自動車登録ファイルの登録の有無によっても差し支えないものとされている。(地方税法の施行に関する取扱について)

自動車税はこのように登録の有無に基づき賦課徴収を行っている。そのため、自動車税は当該登録に基づき賦課徴収を行っている。自動車税は、解体等により運行の用に供されていない場合でも、何らかの理由により登録が抹消されていない限り課税の対象となっている。これら課税の対象となっている自動車の自動車税の大部分は滞納となっており、賦課徴収事務の大きな障害となっている。

賦課保留は、これらの自動車について実態調査を行い、滅失、解体等課税することが適当でない状況にあると認められるものについては、賦課決定の処理を保留し、課税の適正と事務の効率化を図るといった趣旨の制度である。

(検出された事実)

賦課保留の手続きは、各県税部が納税者の申立等により一定の要件に該当する自動車について実態調査を行い、東青森税部が当該実態調査により作成された書類を審査して決定する。

東青森税部において賦課保留することが適当であると認めた場合、賦課保留として判定は行わず、自動車税賦課保留整理簿等への記載をした後に各関係県税部へその旨を通知する。当然、納税義務者には自動車税の納税通知書は発送されない。

賦課保留は課税の棚上であるため、賦課保留後納税証明書の交付申請等運行の事実が確認された場合、賦課保留している自動車税を賦課することとなる。
なお賦課保留は登録の抹消により解消されることとなる。

(意見)

賦課保留金額等をヒアリングしたところ、滅失、解体等で課税要件を満たさないものが、平成20年度において、およそ2,700件で108百万円に及んでいることが判明した。
滅失、解体等についてその事実が官公署等により証明され、自動車として運行されていないことが明らかなものについては、登録抹消の積極的勧奨に努め、賦課保留に早期決着を図るべきである。

【意見②】制度改正の要望

自動車税は一時的に多数の納税者に賦課する税である。

平成20年度における課税台数は516千件に及んでいる。それに伴い滞納繰越台数も約1万件と大変な数となっている。因みに平成20年度末の収入未済額は395百万円となっている。県税の収入未済額の約1割を占めている。

このように自動車税の滞納は件数も金額も大きいものである。しかしながら、滞納処理に携わる人員は限られており、担当者にとっては大きな負担となっているところである。このような膨大な滞納整理事務を削減するためにも、自動車購入時あるいは車検時に前払方式で徴収する方法など、制度的問題として国に求めていくことが必要と思われる。

【参考①】一括賦課保留

青森県では、平成19年度から前述の賦課保留とは別に、総務部長通達により「一括賦課保留」を設けた。

「一括賦課保留」とは、自動車の検査有効期間の満了後6ヶ月以上経過した自動車について、税務電算処理により一括して賦課を保留することである。ただし、前年度の自動車税が全額未納となっている自動車が対象となる。

この制度は、賦課保留と合わせて、自動車税の膨大な滞納整理事務の負担を軽減させるため、効果的に運用している。この制度の適用にあたっては、法令等に準拠し、公平かつ網羅的に行われることが望まれる。

第7節 軽油引取税

(1) 概要

【趣旨】

軽油引取税は、軽油を取り扱う元売業者または特約業者からの軽油の引取り等に対して課する税である。この税は流通課税の形態をとっており、その税の実質的な負担は消費者に転嫁することを予定している。

※軽油引取税は道路に関する費用に充てるという目的税のひとつであったが、平成21年度の税制改正により、道路特定財源の一般財源化に伴い用途が特定されない普通税に改められた。

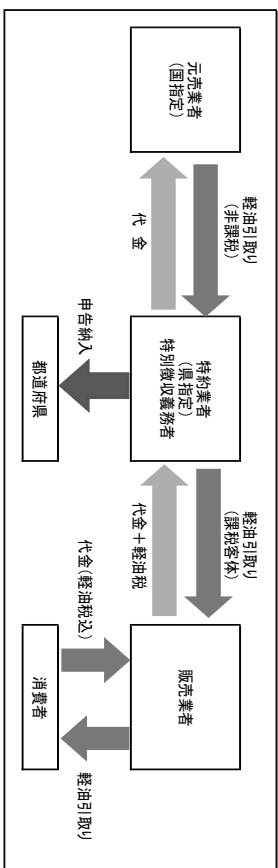
【分類】

納入方法による分類	間接税
使途による分類	目的税
税額の確定方式による分類	申告納付・納入方式

【納税義務者】

軽油引取税においては、元売業者または特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者が引取数量に応じて納税義務者になるのであるが、軽油引取税は特別徴収の方法により徴収される。つまり、軽油を引き渡す元売業者または特約業者が特別徴収義務者となり、引取者から軽油引取税を引取数量に応じて特別徴収し具に納入する義務を負っている。

軽油の流通過程における軽油引取税の課税関係



①元売業者(地法第700条の2①)

軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者または軽油を販売することを業とする者で総務大臣の指定を受けている者。

②特約業者(地法第700条の2①)

元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の

供給を受け、これを販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けている者。

【納税額】

軽油引取税の税率は、本則では引取数量に応じて1k1当り15,000円であるが、暫定税率が適用されて1k1当り32,100円となっている。

※平成20年4月1日から平成20年4月30日までの期間は15,000円である。

【申告納税】

特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の都道府県ごとに納入申告書を当該月の翌月の末日までに提出し納税する。

【賦課及び徴収】

①軽油引取税調定額の推移
軽油引取税調定額については、ここ数年減少傾向が見られていて県税の占める割合も低下しているものである。

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
軽油引取税	18,852,359	18,381,598	16,953,095	16,609,985	14,363,381
県税合計	119,984,950	124,400,083	138,361,843	143,753,764	142,011,966
割合	15.7%	14.8%	12.3%	11.6%	10.1%

(単位：千円)

※各特別徴収義務者から提出された申告書及び報告書の数量データは、県庁税務課を經由して、地方自治情報センター(LASDEC)に送付され、軽油流通情報管理システムにより情報の管理がなされている。

②平成19年度県税別調定収入等の実績

青森県においては、県内を6ゾーンに分けて、県税部(東青、中南、三八、西北、上北、下北)の6県税部を配置し、そこで軽油引取税の賦課徴収事務を行っている。
次表は、平成19年度における県税部別の調定額と収入金額である。

(単位：件、千円)

区分	調定金額		収入金額		
	件数	金額	徴収率	金額	
東青	現年課税分	5,653	8,150,228	99.5%	8,113,110
	滞納繰越分	15	59,242	74.3%	44,018
	計	5,668	8,209,470	99.4%	8,157,128

中南	現年課税分	382	1,492,869	100.0%	1,492,869
	滞納繰越分	1	59	-	-
	計	383	1,492,928	100.0%	1,492,869
三八	現年課税分	576	5,664,709	100.0%	5,664,709
	滞納繰越分	7	2,249	100.0%	2,249
	計	583	5,666,958	100.0%	5,666,958
西北	現年課税分	103	365,474	100.0%	365,474
	滞納繰越分	18	7,323	6.1%	450
	計	121	372,797	98.2%	365,924
上北	現年課税分	269	476,090	100.0%	476,090
	滞納繰越分	3	1,170	-	-
	計	272	477,260	99.8%	476,090
下北	現年課税分	198	390,572	100.0%	390,572
	滞納繰越分	0	0	-	-
	計	198	390,572	100.0%	390,572
合計	現年課税分	7,181	16,539,942	99.8%	16,502,824
	滞納繰越分	44	70,043	66.7%	46,717
	計	7,225	16,609,985	99.6%	16,549,541

③引取課税

引取課税に係る軽油引取税は、特別徴収の方法により徴収されることは前述している。
青森県においては軽油引取税の調定額のうち99.5%以上が特別徴収によって行われる。
イ. 特別徴収義務者の指定

引取課税に係る軽油引取税は元売業者または特約業者その他徴収の便宜を有するものを県の条例によって特別徴収義務者に指定し、これを徴収させることとされている。
ロ. 特別徴収義務者の登録及び証拠の交付

特別徴収義務者として指定された者は、その事務所または事業所所在地の都道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の都道府県知事に、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

そして、この登録の申請が受理された場合には、その者が当該都道府県に係る登録特別徴収義務者として登録されるとともに、当該都道府県内に事務所又は事業所を有するものに対しては、当該都道府県知事から、その者の当該都道府県内に所在する事務所または事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者(特別徴収義務者)であることを証する証票(特別徴収義務者証)が交付される。

〈特別徴収義務者数〉

特別徴収義務者	本店の数	登録数	事務所等の数
元売業者	—	20	22
特約業者	53	137	302
計	53	157	324
仮特約業者	—	—	—
その他の者	—	—	—
合計	53	157	324

※・数値は平成21年2月末現在の数値である。

- ・「本店の数」は青森県内における主たる事務所数又は事業所数である。
- ・「登録数」は地法第700条の11の2第2項の規定により登録した業者数であり県内に同一業者の登録が複数ある場合は、1と計上している。
- ・「事務所等の数」は、県内に所在するすべての事務所又は事業所数を計上している。

ハ、特別徴収義務者の申告納入義務は次による。

- 納入申告書
総務省令35号様式による納入申告書（前月中において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額並びに免税軽油の数量その他必要事項を記載）。
- 納入申告書の提出先
当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油納入地所在の都道府県ごとにその都道府県に提出する。
- 申告の納入期限
当該納入申告書を翌月の末日まで提出し、その納入金をそれぞれの都道府県に納入しなければならない。

【交付金制度】

特別徴収義務者に対しては、軽油引取税の特別徴収義務者に対する県税特別徴収交付金交付要綱に基づき、前年度の軽油引取税の納入期限内に申告納入された金額の2.5%以内の交付金が交付される。

年度別軽油引取税交付金額の総額

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
交付金額	456,674	454,755	446,002	416,793	406,304

（単位：千円）

交付金制度は、県税特別徴収制度の円滑な運営を図り、納期内申告納入を促進し、あわせて県税収入の確保を期するため、軽油引取税の特別徴収義務者に対して交付するも

のである。

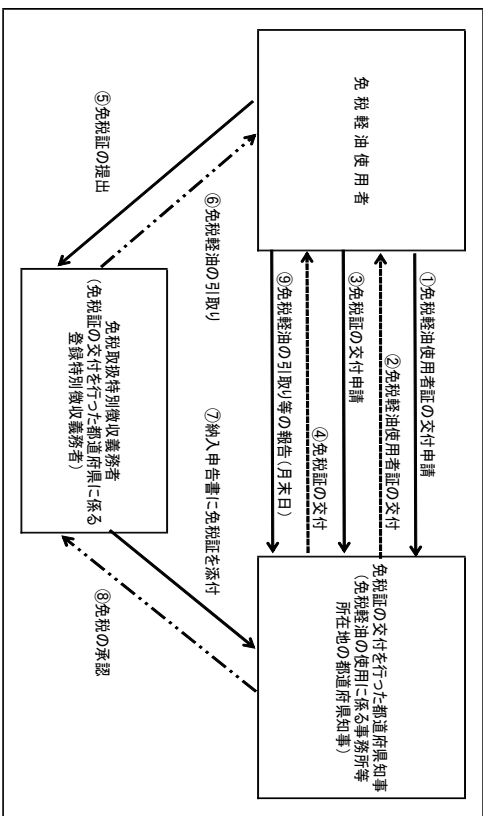
青森県においては、特別徴収義務者が徴収する金額と特別徴収義務者が自己消費し申告納付した金額を合わせるとその金額は、平成19年度および平成20年度においても軽油引取税の調定額合計額の99.9%を占めているものである。平成19年度の交付金総額を特別徴収義務者の事務所等の数で割ると、1箇所平均113万円ということになり、平成20年度においては、1箇所平均125万円ということになる。これは、軽油引取税の円滑な運営を目指すという目的にしていることを考慮に入れると、徴収コストとしては高いとはいえず、むしろ低いのではないかと思われるところである。

交付時には、特別徴収義務者において滞納等の有無を調査して、滞納等があれば交付金が補填し、問題が無いことを確認して交付されているものである。

【用途による課税免除制度】

課税免除には、軽油引取りで本邦からの輸出として行われたものと既に軽油引取税が課された軽油に係る引取りに関しては課税が免除されている。また、免税軽油使用者に該当する者が、それぞれの用途に供するために引取りをした軽油については、県知事の承認があった場合に限り課税が免除される。

- 用途による課税免除の手続き
用途による課税免除は、免税取扱特別徴収義務者が、県知事が交付した免税証及びその数量を証するに足る書面を納入申告書に添付して、県知事の承認を受けた場合に適用されることになる。
これを図示すると次のようになる。



※1 免税軽油使用者証の有効期間は2年間(現在は3年間)である。

※2 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年以内で当該免税証に定めるところによる。(県条例規則12の8)

※3 免税軽油使用者は、免税証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなったとき、又は当該免税証の有効期間が満了したときは、遅滞無く当該免税証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。(法施行令56の7⑥、56の8⑤)

②免税軽油使用者の留意事項

イ.代表者申請

免税軽油使用者証は、原則として免税軽油を使用する者個人が交付を受けなければならないが、免税軽油使用者のうち、県知事が認める者(例えば農業や林業を営む者のようにその所要数量が少ない者等)については、その手続きの簡素化を図るため、2人以上の免税軽油使用者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

ロ.特別の事情

免税軽油使用者証は、特別の事情により、免税証交付申請書を免税軽油の使用に係る事務所等の所在地の都道府県知事に提出して免税証の交付を受けることが困難である場合には、その主たる事務所等の所在地の都道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所等を管理する事務所等所在地の都道府県知事に、当該都道府県知事から交付を受けた免税軽油使用者証を提示して、かつ、必要事項を記載した届出書を提出して免税証の交付を申請することができる。

ハ.免税証の提出先

免税軽油使用者が、免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油販売者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合には、当該販売者は当該免税軽油使用者に代わって、当該免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うことになる。

ニ.免税軽油使用者の報告義務

免税軽油使用者証の交付を受けた者は、当月中に行なった当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の引取りに関する事実及びその数量等を記載した報告書を原則として、翌月末まで免税軽油使用者証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油に係る免税証を有していなくて、かつ、当該報告対象免税軽油を保有していない場合はその報告書の提出は要しない。

③青森県における免税軽油対象業種等の内訳

免税軽油使用者が法令に定められている業種であるか、免税軽油使用者証交付申請時に提出された書類等を閲覧した。その結果、定められた添付書類は全て揃っているところであり、また場合によっては、現地確認調査も実施されていることであった。次の免税軽油の使用を許可している業者は、法令で定められている業種であることを確認した。ただ、それらの添付書類の中には、申請者の決算報告書が綴られているものもあることから、それらのファイルの保管・管理を厳重にしてもらいたい。

次の表は、平成19年度および平成20年度の免税対象業種の内訳であるが、その免税対象業者数および軽油引取数量も減少しているものである。

免税証による免税対象業種の内訳

免税対象業種等	平成19年度		平成20年度	
	対象者数	数量	対象者数	数量
船舶	2,516	39,029 kl	2,512	37,487 kl
航路標識等	12	262 kl	11	422 kl
鉄道用車両又は軌道用車両	4	6,195 kl	4	5,925 kl
農業	13,060	15,025 kl	12,908	15,875 kl
林業	51	2,020 kl	55	2,320 kl
陶器製造業	-	- kl	-	- kl
建設用粘土製品製造業	-	- kl	-	- kl
セメント製品製造業	14	336 kl	15	311 kl
生コンクリート製造業	3	39 kl	1	29 kl
鉄鋼業	-	- kl	-	- kl
電気供給業	1	1,586 kl	1	2,895 kl
地熱資源開発事業	-	- kl	-	- kl
鉱物の掘採事業	61	16,967 kl	63	14,171 kl
磨・土工事業	4	413 kl	6	356 kl
鋳造業	1	488 kl	1	418 kl
化学工業	-	- kl	-	- kl
石油製品製造業	-	- kl	-	- kl
港湾運送業	4	1,044 kl	4	1,064 kl
倉庫業	6	126 kl	7	138 kl
貨物利用運送事業	1	3 kl	1	3 kl
鉄道貨物種卸業	-	- kl	-	- kl
航空運送サービス業	2	36 kl	2	33 kl
廃棄物処理事業	8	99 kl	8	119 kl
木材加工業	47	513 kl	50	509 kl
木材市場業	6	38 kl	4	45 kl
オートバイ製造業	3	229 kl	3	230 kl
自動車教習所業	1	4 kl	-	- kl
索道事業	11	208 kl	12	197 kl
ゴルフ場業	7	51 kl	6	53 kl
計	15,823	84,711 kl	15,674	82,600 kl

【県税部の軽油引取税調査】

軽油引取税の調査計画については「軽油引取税事務運営要綱」(平成12年3月31日付青税第758号総務部長通達)に基づき、新たに平成20年度から平成22年度までの3カ年計画を各県税部において策定され、実施されているところであり、それらの平成20年度及び平成19年度における軽油引取税調査の結果報告書を閲覧したものである。

① 特別徴収義務者に対する調査

イ. 元売標準試料調査

管内元売貯蔵施設の全てを対象とし、調査時期は軽油の性状が大きく変更される春と冬に調査が実施されている。

ロ. 特別徴収義務者に対する試料採取・分析調査

管内に本店を有する特別徴収義務者の事業所全てを対象としている。

② 石油製品販売業者に対する調査

管内に本店を有する石油製品販売業者の事業所全てを対象としている。

③ 自動車の保有者に対する調査

イ. 路上軽油抜き取り調査

年2回、春と秋(全国一斉)の2回実施して、1回の調査で50台の車両から試料を採取し分析している。

ロ. 事業所調査

管内の大口ディーゼル車両保有リストからの事業所を対象とし、その保有台数に採らず地下タンク等軽油の貯蔵設備を有する事業所を対象としている。なお、過去において課税処分された事業所も対象とされており、事業所調査の際にも必ず試料調査も実施されている。

④ 免税軽油使用者調査

農業用及び漁船用の免税軽油使用者以外の者全てを対象としている。ただし、官公署が免税軽油使用者であるとき及び漁船以外の船舶にあつては、年間の免税軽油交付数量または使用数量が5,000リットル未満の場合は調査対象から除いている。なお、漁船以外の船舶の免税軽油使用者については、年間使用実績に変動があることから毎年度対象者の見直しをしている。大口免税軽油使用者の際にも必ず試料調査も実施されている。

【不正軽油の取り組み】

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油や重油に硫酸等を加えて精製した製造軽油などをいう。これらを自動車の燃料として消費または譲渡することによって、軽油引取税を脱税する事例が問題になっている。

不正軽油の製造、販売及び使用は、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチ

の不法投棄による環境破壊の原因にもなることから、この不正軽油を追放するために、青森県では「不正軽油110番」を開設している。

① 不正軽油の種類

イ. 混和軽油

軽油や灯油、重油を単純に混和したものである。ガソリンスタンドや大口消費者の地下タンクで混和する手口、タンクローリーの中でのタンクの中で混和する手口及び自動車の燃料タンクの中で直接混和する手口などがある。

ロ. 製造軽油

廃油の再生処理施設等で、重油や灯油を原料に軽油を製造したものである。製造の過程で濃硫酸や活性白土等を混入して識別剤(クマリン)や硫黄分を除去し脱色するが、副生成物である硫酸ピッチやオイルスラッジなどの有害な産業廃棄物の不法投棄が問題となっている。

② 不正軽油の引き起こす問題

不正軽油の製造、販売及び使用は悪質な脱税行為であるのみならず、さまざまな問題を引き起こす反社会的な行為である。

不正軽油の製造過程で排出される硫酸ピッチなどの産業廃棄物は、ほとんどが不法投棄されている。硫酸ピッチは、やけど、失明及び呼吸困難の恐れがある有毒物質であり、漏出すると亜硫酸ガスを発生し周辺の水質や土壌汚染をすることになる。環境省の調査では、平成16年秋までに全国で確認された硫酸ピッチの不法投棄や放置はドラム缶約6万本にも上るとの調査結果もある。

不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排気ガス中のPM(粒子状物質)やNOx(窒素酸化物)を増加させる。軽油と重油とを1:1の割合で混和した不正軽油を使用した場合には、ディーゼル車の排気ガス中のPMは14~17%、NOxは7~8%増加するとされている。これは大気汚染の原因となり、これらの物質は呼吸器に害を及ぼすなど人の健康に重大な影響を与えることになる。

③ 青森県の不正軽油の取り組み

青森県においては、不正軽油の製造と流通を防止し、正常な軽油の流通を図ることを目的として、「青森県不正軽油対策協議会」を設置している。

【収入済額等推移】

①収入済額推移

(単位：千円)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	10,205,843	9,814,672	8,576,035	8,157,128	6,722,087
中南	1,554,306	1,518,469	1,494,464	1,492,869	1,287,020
三八	5,617,284	5,737,880	5,619,178	5,666,959	5,176,518

西北	354,524	400,140	339,752	365,924	293,520
上北	521,646	469,488	490,836	476,090	417,797
下北	575,385	411,781	362,787	390,572	368,505
合計	18,828,988	18,352,430	16,883,052	16,549,542	14,265,447

※平成20年度においては消費量の減少傾向に加えて暫定税率期限切れによる収収減が7.9億円あった。

②徴収率推移

(単位：%)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	99.9	99.8	99.3	99.4	98.7
中南	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三八	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
西北	97.8	98.1	97.9	98.2	97.8
上北	99.7	99.1	99.8	99.8	99.0
下北	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	99.9	99.8	99.6	99.6	99.3

③収入未済額推移

(単位：千円)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	13,870	15,681	59,242	52,341	87,160
中南	59	59	59	0	0
三八	0	1,693	2,249	0	0
西北	7,823	7,673	7,323	6,873	6,627
上北	1,170	4,063	1,170	1,170	4,148
下北	0	0	0	0	0
合計	22,922	29,169	70,043	60,384	97,935

④不納欠損額推移

(単位：千円)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	0	0	0	0	0
中南	0	0	0	59	0
三八	0	0	0	0	0
西北	0	0	0	0	0
上北	449	0	0	0	0
下北	0	0	0	0	0
合計	449	0	0	59	0

- (2) 実施した手続
各県税部の担当者に対するヒアリング及び関係書類の閲覧を実施した。

- (3) 監査の結果
以下の点を除き、軽油引取税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【指摘事項①】回収免税証閲覧

回収された免税証の裏面の日付、免税軽油使用者の住所名称が記載され、押印されているかどうか閲覧をした。日付の記載の無いものが数件見られたが、理由も説明され管理としては良好であった。
国の出先機関の1者だけ明らかに日付の記載がないものがあり、厳重注意すべきものと思われるものがあつた。

【意見①】免税軽油使用者調査

免税軽油使用者は、月毎に「免税軽油の引取り等に係る報告書」を翌月末日までに提出しなければならず、その報告書を記載するために免税証の受払いや機械毎の稼働時間及び免税軽油の消費量等を記録し、軽油の納品伝票を保管することになっている。免税軽油使用者調査報告書の中に、それらの帳票類の備え付けが全くされていない免税軽油使用者もいるとの報告がなされている。

このような免税軽油使用者に対しては、指導や注意だけでなく追跡調査をした上、引き続き義務を怠っている場合には厳格に対処すべきである。

【意見②】定期調査の100%遂行

各県税部において、軽油引取税の調査は3カ年計画に基づき行っているものであり、調査計画の進捗状況もおおむね良好な状態であつた。しかし、平成19年度の調査計画の進捗状況が6割に満たない県税部があつた。軽油引取税の担当者が1名だけであり、情報提供者による通報があると、調査着手のための確認のために駆けつけなければならず、調査着手となれば定期的な調査が疎かになるとの説明であつた。

県職員の適正配置及び合理化の問題もあるのだが、各県税部の垣根を越えた「調査対策チーム」なるものを置いて青森県内全ての事案に当たるようにするなど、この問題を解決してもらいたい。

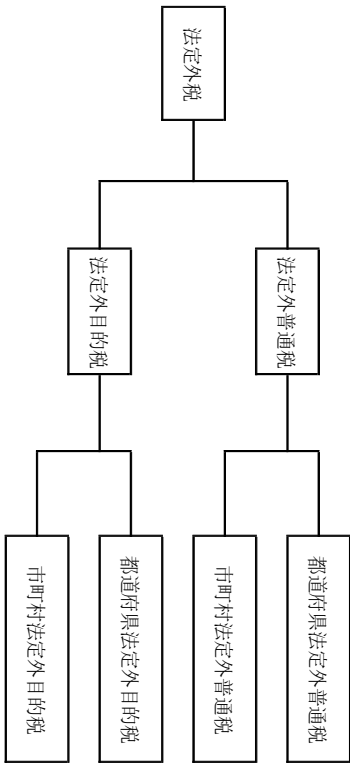
第 8 節 法定外二税（核燃料物質等取扱税、産業廃棄物税）

1. 法定外税制度

【趣旨】

地方税法における法定外税制度とは、地方団体*の課税自主権を尊重し、各地方団体が、自らの判断と責任において地方税の運用を行い得るための制度である。

この法定外税は、地方団体が、地方税法で規定する税目以外に、総務大臣の同意を得て創設する税金で、その税収の用途について制限のない法定外普通税とその用途が特定されている法定外目的税がある。課税主体によって次に区分されている。



※ 地方団体：都道府県並びに市町村及び特別区をいう。

【設定手続】

地方団体は、法定外税を新設し、又は変更（法定外税の税率の引き下げ、廃止及び課税期間の短縮を除く。以下同じ。）しようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。そして、総務大臣は、この協議の申出を受けた場合、その旨を財務大臣に通知するとともに、地方財政審議会の意見を聴き、当該協議の申出に係る法定外税について以下【総務大臣の同意】に掲げる不同意の事由のいずれかがあると認められる場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

【総務大臣の同意】

総務大臣は、法定外税の新設又は変更についての協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外税について以下に掲げる不同意の事由のいずれかがあると認められる場合を除き、これに同意しなければならないとされている。（地法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること

- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

【実施状況】

青森県では、これらに該当する税金は次のとおりである。

区 分	税 目
都道府県法定外普通税	核燃料物質等取扱税
都道府県法定外目的税	産業廃棄物税

2. 核燃料物質等取扱税

(1) 概要

【税率・課税標準等】

本県は、平成3年3月に法定外普通税として、核燃料物質等取扱税を創設した。その主な内容は次のとおりである。

区分	納税義務者	課税客体	課税標準	税率
再処理施設	再処理を行う者	使用済燃料の再処理施設への受入れ	受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	19,400 円/kg
		使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	1,300 円/kg (当分の間 8,300 円/kg)
低レベル放射性廃棄物埋設施設	廃棄物埋設を行う者	放射性廃棄物の埋設	廃棄物の埋設に係る廃棄物に係る容積の容量	23,700 円/m ³
高レベル放射性廃棄物管理施設	廃棄物管理を行う者	廃棄物埋設等の最終的な処分がされるまでの間に行われる廃棄物管理	廃棄物の管理に係る廃棄物の容積の数量	728,700 円/本
原子力発電所	原子炉の設置の許可を受けた者	核燃料の挿入	核燃料の挿入に係る核燃料の価額	10% (当分の間 12%)

【納期】

課税標準の算定期間 (原子炉設置者の行う核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税) については、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して2月以内。
また課税を行う期間は平成18年9月28日から平成24年3月31日までである。
(「平成20年度青森県税務統計」より)

【徴収税額推移】

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
県税部	-	-	-	-	-
東青	-	-	-	-	-
中南	-	-	-	-	-
三八	-	-	-	-	-
西北	-	-	-	-	-
上北	13,130,975	12,177,089	14,858,865	8,772,053	10,829,129
下北	-	2,318,716	-	250,239	452,636
合計	13,130,975	14,495,805	14,858,865	9,022,292	11,281,765

平成18年度の下北県税部に關しては、課税客体に該当する事実が発生しなかったものである。

平成19年度の上北県税部に關しては、事業者において再処理施設への受入れを減少させるトランプルがあり、その影響を受けて金額が減少している。

【徴収率推移】

(単位：%)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	-	-	-	-	-
中南	-	-	-	-	-
三八	-	-	-	-	-
西北	-	-	-	-	-
上北	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
下北	-	100.0	-	100.0	100.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

・収入未済額は各年度とも無し

【不納欠損額推移】

不納欠損額については生じていない。

(2) 実施した監査手続

- ・申告書の計算チェックを行った。
- ・核燃料物質等取扱税申告調定同のコピーを入手し、収入伝票、県税領収済通知書、調定収入簿(現)、日計一人別リスト、収入日計表等と突合した。
- ・平成20年下半期に上北県税部が実施した税務調査に關するフアイルを閲覽した。
- ・法定外税について、特定納税義務者^{※1}に係る徴収割合が高い場合には、議会での意見

聴取[※]を行うことになっているが、この手続について関係する文書を確認した。

※1 特定納税義務者：法定外税の納税義務者であつて当該納税義務者に對して課すべき当該法定外税の課税標準の合計が当該法定外税の課税標準の合計の 10 分の 1 を継続的に超えることと見込まれるもの

※2 意見聴取の手続きは、平成 16 年 5 月 19 日付の総務省自治税務局企画課長名の文書「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に對する意見聴取について」に従い行われていたものと認められた。また、地法第 259 条第 2 項の規定により、平成 18 年 6 月 21 日開催の県議会で、事業者の作成した意見書が報告されていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

核燃料物質等取扱税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【参考①】核燃料税等の市町村への配分について

(はじめに)

広く県民に情報を提供するという観点から、全国の核燃料税と比較して、本県には市町村への配分の制度がないことに触れておきたい。下記は他の地方自治体の核燃料税の市町村への配分の状況を示す資料である。

(平成 21 年 7 月 1 日現在)

都道府県名	核燃料税率	核燃料税配分率	対象市町村数	交付金・補助金等(補助率)
北海道	12%	平成7年度～ (平成21年度より増額) 毎年度、4町村で2億8千万円	立地市町村…1 周辺市町村…3	平成21年度より 補助金一交付金 特定発電所周辺 地域対策事業交 付金
青森県	10% (当 面 12%)	市町村配分なし		
宮城県	12%		石巻市・女川町	核燃料税交付金 (10/10以内)

都道府県名	核燃料税率	核燃料税配分率	対象市町村数	交付金・補助金等(補助率)
福島県	16.5% (当 面 14%)		立地市町村…4 周辺市町村…6 立城市町村圏組 合…1	核燃料税交付金 (10/10以内) 核燃料税交付金 (10/10以内) 核燃料税交付金 (7.5/10以内)
茨城県	13%		立地市町村…4 周辺市町村…6	茨城県原子力地 域振興事業補助 金(10/10以内)
静岡県	10%		立地市町村…1 周辺市町村…3	特定発電所周辺 地域振興対策事 業費交付金 特定発電所周辺 地域振興対策事 業費補助金
新潟県	12%		立地市町村…2	原子力発電施設 立地市町村振興 交付金(10/10以 内)
石川県	12%	市町村配分なし		

都道府県名	核燃料税率	核燃料税配分率	対象市町村数	交付金・補助金等 (補助率)
福井県	12%		立地市町…4 周辺市町…4	核燃料税交付金
島根県	10%(但し、H17/18年度は12%)		立地市町村…1	島根原子力電源地域復興事業交付金(10/10以内)
愛媛県	13%	市町村配分なし		
佐賀県	13%		2	150,000千円
鹿児島県	12%	市町村配分なし		

(全国原子力発電所所在市町村協議会 HP より)

(概要)

上記に記載したとおり、現在、核燃料料に関する道県の法定外普通税は、13道県で実施されている。そのうち、市町村への配分の制度がないのは、平成21年7月1日現在で4県である。つまり、全国的にみると市町村への配分がない県は少数派といえる。この点に焦点をあて、本県に配分制度がない背景を税務課にヒアリングした。その内容は、原子力政策の歴史、本県の固有の事情を考えると理解できるものである。しかし、市町村への配分については、時代の変遷と共に将来的に変更可能なものであり、配分することも選択肢

の一つとしてあるということを広く情報発信するため、本報告書で触れることは、意義があるものと思われる。

(参考)

(1) 青森県に市町村への配分制度がない背景 (税務課の見解)

① 趣旨

条例の制定時、次のような財政需要に応じるために創設されたという経緯がある。

- a. 安全対策費
- b. 広報広聴対策費
- c. 民生安定対策費
- d. 生業安定対策費

但し、目的税ではないので、使途に関するしぼりは厳格でない。

② 効率性の観点

①で記載したような財政需要に関し、県が広域的に実施するほうが効率的であり市町村で細かく分けるとパイが小さくなり効果が小さくなるおそれがある。

③ 市町村の側から要求がない

これは、電源三法交付金が隣隣接の市町村までカバーしていることもあり、近隣の市町村から要求がでてこないものと推測される。

④ その他

- ・ 立地市町村や周辺市町村へ配分すると、県への配分額が小さくなり、相対的にりんご農家の風評被害対策等の観点が弱くなるおそれがある。
- ・ 茨城県を除き、他県は原子力発電所が中心であるが、本県は、再処理工場の占める割合が大きく、税収の金額も莫大であり、他県とは状況が異なる。また、再処理施設を有する六ヶ所村は、十分に財政余力がある。

(2) 結語

本県の場合、原子力発電所のみならず、再処理施設を有している点で、他県と異なる要因があるため、同じ土俵で配分に関しては難しい面もある。もし、将来的に市町村への配分に関する議論が出た場合には、核燃料税の中でも、原子力発電所と再処理施設を分けて考えて、例えば原子力発電所に関する税収分は市町村へ配分し、再処理施設に関する税収分は配分しない、というようなこともひとつの選択肢と言えるかもしれない。

3. 産業廃棄物税

(1) 概要

【趣旨】

産業廃棄物税は、「循環型社会」の構築を目指し、産業廃棄物*の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるための法定外目的税である。

青森県は、岩手県との県境における産業廃棄物不法投棄の事件が大きな社会問題となっていた平成 14 年の 12 月の議会で可決し、平成 16 年 1 月 1 日から施行している。

なお、家庭から出る廃棄物は一般廃棄物であり、産業廃棄物税の対象とはならない。

※産業廃棄物：工場や土木、建設工事などの事業活動によって出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められている燃えがら、汚泥、廃プラスチック類等の 20 種類の廃棄物をいう。

【分類】

納入方法による分類	間接税
使途による分類	目的税
税額の確定方式による分類	申告納付・納入方式

【納税義務者等】

① 最終処分を委託する場合	最終処分の委託者 (排出事業者又は中間処理業者)
② 自ら最終処分を行う場合	最終処分を行う者

※八戸工業用水道事業により供給される工業用水を自ら工業の用に供したことに伴って生じた汚泥及びこれを自ら処分した後の産業廃棄物について、事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合は課税除外となる。

【課税標準】

最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量

※容積で表示される場合は、種類に応じた補正係数乗じる

【税率】

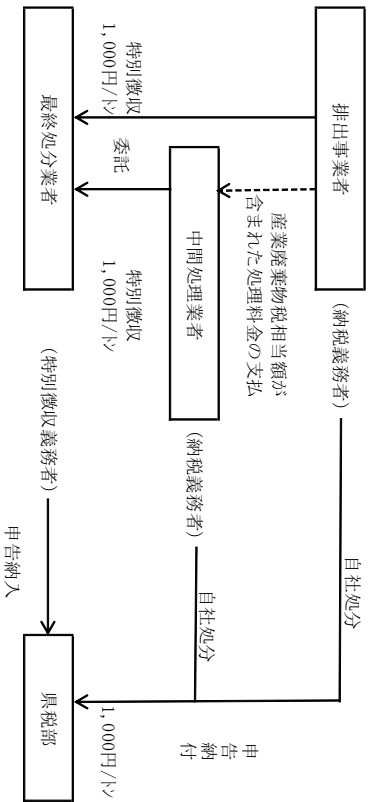
最終処分場へ搬入した産業廃棄物の重量 1 トンにつき 1,000 円

【申告と納税】

産業廃棄物税は、次のとおり、最終処分業者による特別徴収による申告納入と、自社処分の場合の申告納付がある。

NO	区分	徴収方法
①	排出事業者又は中間処理業者が最終処分を委託する場合	最終処分業者が特別徴収義務者となり、産業廃棄物の最終処分場の委託をした者から産業廃棄物税を受け取り、毎月、一月分を取りまとめ、翌月末までに、県税部に申告納入する。
②	自ら最終処分を行う場合	自ら設置する最終処分場で産業廃棄物の処分をする事業者が、毎月の産業廃棄物の最終処分場への搬入量をとりまとめ、その搬入量に応じた税額を計算し、翌月末までに、県税部に申告納税する。

【課税の仕組み】



(「産業廃棄物税申告書記載の手引き」より)

③ 収入未済額推移 (単位：千円)

県執部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		東青	現年度分	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
中南	現年度分	-	228	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	計	-	228	-	-	-
三八	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
上北	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
下北	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
計	現年度分	-	228	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	計	-	228	-	-	-

④ 不納欠損

産業廃棄物税において、不納欠損額は無い。

【使途について】

産業廃棄物税から徴収経費(徴収経費及び報奨金)を除いた金額は産業廃棄物税条例第20条の規定により、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることとされている。当県の場合、次のような施策等に充てられている。

区分	担当部局	事業名	産廃処分事業一覽 (単位：千円)				
			H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
普及啓発や情報提供	農林水産部	農産物産出処理適正化推進事業		1,134			5,700
		おおもり型エコ・プログラム推進事業		3,113			876
		おおもり型エコ・プログラム推進事業				2,980	648
		建設廃材木材リサイクル推進事業	4,545				
		公共事業発注廃水・汚泥活用推進事業	850				
		資源物・下水汚泥リサイクル活用推進事業	2,513	287			
		下水処理場の廃水・汚泥活用推進事業					6,336
		おおもりエコタウン構想推進事業	2,296		3,602		2,689
		おおもりエコタウン構想推進事業					5,957
		おおもりエコタウン構想推進事業					2,288
農林水産部	農林水産部	地域エコタウンの活用成分と機能の探査事業	16,569	13,106			5,016
		地域エコタウンの活用成分と機能の探査事業		21,231	18,079	10,955	1,632
		北東北三県公設農共同研究事業			6,235	6,678	
		歴史と文化が薫るものづくり事業費			9,359		2,400
		PRプログラム推進事業費			10,859	18,505	4,100
		PRプログラム推進事業費					9,151
		地域資源活用高効率推進事業費			9,988		2,174
		下水道施設の更新エコロジー活用方策検討事業					2,953
		環境・エネルギー関連技術開発推進事業	17,385	32,508	13,002		
		環境リサイクル産業立地促進事業	4,843	5,063			
商工労働部	商工労働部	おおもりエコタウン構想推進事業		644,591			4,700
		地域資源活用推進事業		918	20,476		15,849
		バイオ燃料プロジェクト推進事業					4,700
		バイオ燃料プロジェクト推進事業	5,155				15,849
		バイオ燃料プロジェクト推進事業					4,700
		バイオ燃料プロジェクト推進事業					15,849
		バイオ燃料プロジェクト推進事業					4,700
		バイオ燃料プロジェクト推進事業					15,849
		バイオ燃料プロジェクト推進事業					4,700
		バイオ燃料プロジェクト推進事業					15,849
農林水産部	農林水産部	おおもり型エコ・プログラム推進事業				13,480	5,221
		クリーンな畜産環境整備事業費補助					92,400
		クリーンな畜産環境整備事業費補助					3,945
		下北地域のなまこ漁獲増進事業					2,261
		リサイクル産業育成支援事業	2,159	2,314	1,893		392
		環境優良事業所認定事業	2,661	2,482	555		7,733
		環境にやさしい消費環境推進事業費	780				8,123
		環境・エネルギー技術開発事業費					4,530
		水素・燃料電池エネルギー事業費					199,589
		環境リサイクル産業高度化事業費	65,232	751,505	137,491	123,881	
計							

(単位：千円)

(帳簿資料より)

(2) 実施した手続

平成20年度の産業廃棄物税の収入済額が対前年度227%と急増しており、その原因が、県境不法投棄現場の原状回復事業に伴う産業廃棄物の最終処分量の増加というところであるので、県が公表している当該事業に係る廃棄物の撤去実績と産業廃棄物税納入申告書から申告額の適否を検討した。

また、担当者に特別徴収義務者についての情報収集や立入り調査等の概要についてヒアリングした。

(3) 監査の結果

産業廃棄物税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【参考①】情報収集について

納税義務者に対する立ち入り調査等は特に行っていない。提出された申告書等を審査し確認することとしている。

税務全般について言えることであるが、申告内容の適否を検討するためには、情報が非常に重要である。

このため、税務職員は、日頃からアンテナを高くして情報収集に努めるべきであることは言うまでもない。

環境生活部等関係部署からの情報収集については、納税義務者の把握のための資料収集にとどまらず、産業廃棄物税の納付実態の調査にも活用できるよう、積極的に取り組んでいく必要がある。

第9節 その他の県税

1. 県民税利子割

(1) 概要

【趣旨】

利子割は、利子等に係る所得を他の所得と区分し、支払を受けるべき利子等に課せられる税である。

【分類】

納入方法による分類	直接税
使途による分類	普通税
税の確定方式による分類	申告納税方式

【納税義務者】 納税義務者

県内に所在する金融機関の営業所等を通じて利子等の支払を受ける人

【納税額】

支払われる利子等の額の5%

(主な利子等の種類)

- ・ 公社債および預貯金の利子
- ・ 合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び公社債投資信託の収益の分配
- ・ 国外公社債等の利子等
- ・ 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
- ・ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- ・ 定期積金の給付補てん金、掛金の給付補てん金
- ・ 抵当証券の利息
- ・ 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
- ・ 外貨建預貯金等の為替差益
- ・ 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益

【申告及び納税】

利子割の特別徴収義務者（金融機関）が利子等の支払の際にその利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、その徴収すべき利子割の課税標準等を記載した道府県民税利子割納入申告書を提出し、納付する。

【非課税制度】

所得税において次の非課税制度の適用を受ける利子等については県民税利子割が課税されない。

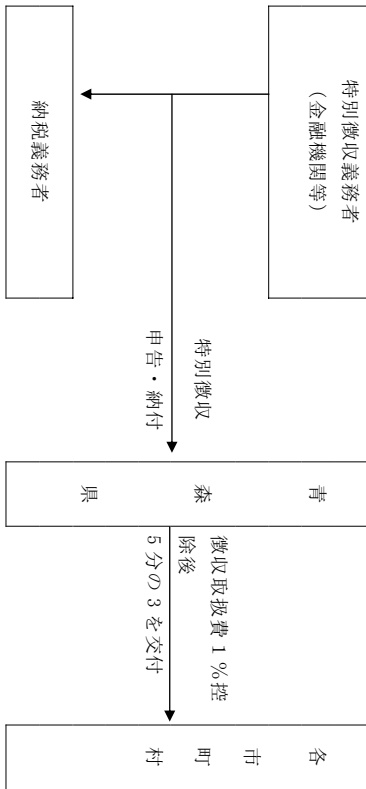
①母子家庭、身体障害者などに対する非課税

少額預金非課税制度	元本 350 万円までの利子等
少額公債非課税制度	元本 350 万円までの利子等

②勤労者が行う財産形成貯蓄に対する非課税

財産形成住宅貯蓄非課税制度	あわせて 550 万円までの利子等
財産形成年金貯蓄非課税制度	

【徴収事務フロー】



【収入済額等の推移】

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		東青	現年 1,746,371 繰越 0 計 1,746,371	857,221 0 857,221	617,084 0 617,084	693,000 0 693,000
中南	現年 30,386 繰越 0 計 30,386	28,689 0 28,689	33,749 0 33,749	73,213 0 73,213	94,090 0 94,090	
三八	現年 26,940 繰越 0 計 26,940	27,211 0 27,211	33,466 0 33,466	80,954 0 80,954	108,951 0 108,951	
西北	現年 6,241 繰越 0 計 6,241	6,207 0 6,207	8,360 0 8,360	26,174 0 26,174	36,504 0 36,504	
	計	6,241	6,207	8,360	26,174	36,504

(単位：千円)

地域	区分	現年	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		上北	現年 繰越 計 19,231 0 19,231	17,243 0 17,243	21,840 0 21,840	45,766 0 45,766
下北	現年	12,857	11,753	11,565	20,502	25,320
	繰越	0	0	0	0	0
	計	12,857	11,753	11,565	20,502	25,320
合計	現年	1,842,026	948,323	726,064	939,608	992,969
	繰越	0	0	0	0	0
	計	1,842,026	948,323	726,064	939,608	992,969

東青県税部については、郵便貯金の減少により平成17年以降大幅な減収になっているが、その他の事務所においては増加している。一部の定期預金利率が上昇したため平成20年度に税額が増額している。徴収率はすべての事務所において100%であり、収入未済額、不納欠損額もない。

【交付金】

交付時期	対象期間	交付対象額	平成20年度交付金額
I期 8月	3月～7月	397,679	236,222
II期 12月	8月～11月	336,675	199,980
III期 3月	12月～2月	212,881	126,459
合 計	計	947,235	562,661

(単位：千円)

$$947,235 \times (1 - 0.01) \times 3 / 5 = 562,661$$

(交付対象額) (徴収取扱費控除) (交付割合) (交付金額)

調整後の利子割から徴収取扱費相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付する。
各市町村へは、当該市町村に係る個人の道府県民税収入決算額の県計に対する割合(前年度以前3年度分の平均値)に応じて配分する。

収入済額と交付対象額は集計期間が異なるため一致しない。

※県民税利子割の交付基準は、I期が平成16、17、18年度、II、III期が平成17、18、19年度の3年間分の平均値による。

	I 期	II, III 期
青森市	約26.0%	約25.9%
八戸市	約20.0%	約20.1%
弘前市	約13.7%	約13.8%

【各県税部における税務署への閲覧】

県税部	税務署への閲覧調査 (過去5年間)
東青	過去5年間一度もなし
中南	毎年1回1月から12月に実施
三八	毎年1回確定申告期前に実施
西北	毎年1回確定申告期前に実施
上北	過去5年間一度もなし
下北	過去5年間一度もなし

各県税部の調査に対する考え方が、大きく分かれた税目であるといえる。

(2) 実施した手続

各県税部において道府県民税利子割納入申告書と道府県民税利子割決議調定内訳書を一部突合し、課税標準額、利子割額、納入期限(翌月10日)を確認した。また、税務課において税収入報告書、法人県民税還付利子割額等一人別明細、利子割精算金の都道府県別明細、利子割交付金算定基礎、市町村別利子割交付金額一覧表を一部突合した。

(3) 監査結果

以下の点を除き、県民税利子割の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【意見①】税務署への閲覧調査

平成20年度「税務事務実施要領」によると、「金融機関の営業所等の届出書」、「源泉所得税調査簿」等を税務署において閲覧する事とあるが、過去5年間一度も閲覧が行われていない県税部が見受けられた。特別徴収義務者が徴収率100%の金融機関であるため、定期預金の解約等による更正があったとき以外は、申告書の調査は行っていないというのが理由であった。

県税部が税務署で行う閲覧調査では、更正を求める事例はなかったものの、課税支払額、非課税支払額が一致しないものが見受けられた。その原因としては、金融機関における出力帳簿の転記ミス、内部でマニュアルの誤りによる誤転記、財形解約による要件外支払額の

処理誤り、非課税貯蓄制度適用分の二重計上、表計算ソフトにおける計算式の誤りによる集計ミスなどが挙げられる。
全数チェックは無理にしても、せめて数年に1度は税務署へ赴き、県税申告と国税申告との突合だけでも行うことが必要と思われる。

2. 県民税配当割

(1) 概要

【趣旨】

配当割は、都道府県が一定の上場株式等の配当等の支払を受ける個人に対し、その配当等に対し、課する税である。

【分類】

納入方法による分類	直接税
使途による分類	普通税
税の確定方式による分類	申告納税方式

【納税義務者】

上場株式等の配当等の支払を受ける人

【納税額】

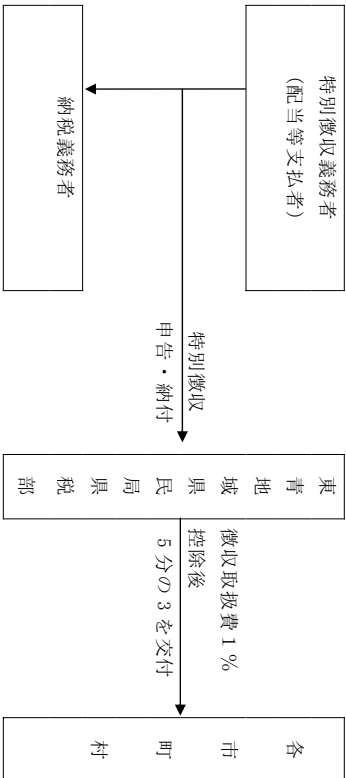
上場株式等の配当等の額の5%

(平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は3%)

【申告及び納税】

上場株式等の支払をする株式会社等が、その支払をする配当等の額から徴収(特別徴収)し、1ヶ月分まとめて翌月10日までに、県に申告納税をする。

【徴収事務フロー】



【収入済額等の推移】

①収入済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
	東青	現年	116,978	212,314	330,803	441,810
	繰越	0	0	0	0	0
	計	116,978	212,314	330,803	441,810	170,445

100年に一度の不況と言われる時期であるだけに企業の業績も悪化し平成20年度の税収入落ち込みが著しい。

【交付金】

配当割収入の交付金は、配当割収入額から徴収費相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付する。

各市町村へは、当該市町村に係る個人の道府県民税収入決算額の県計に対する割合(前年度以前3年度分の平均値)に応じて配分される。

平成20年度の交付金額は以下の通りである。

(単位：千円)

交付時期	対象期間	交付対象額	交付金額
I期 8月	3月～7月	98,191	58,326
II期 12月	8月～11月	41,351	24,563
III期 3月	12月～2月	39,676	23,568
合 計		179,218	106,457

交付対象額と収入済額は、対象期間が異なるため一致しない。

$$179,218 \times (1 - 0.01) \times 3/5 = 106,455 \approx 106,457$$

(交付対象額) (徴収取扱費控除) (交付割合) (交付金額)

(2) 実施した手続

東青県税課において、道府県民税配当割納入申告書と道府県民税配当割測定内訳書の一部突合し、納入期限、課税標準額、配当割額等を確認した。

また、税務課において税収入報告書、県民税配当割測定収入簿、配当割交付金算定基礎、市町村別配当割交付金額一覧表の一部対象期間を突合した。

(3) 監査の結果

県民税配当割の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

3. 県民税株式等譲渡所得割

(1) 概要

【趣旨】

株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡の対価等を支払う個人に対して課する税である。

【分類】

納入方法による分類	直接税
使途による分類	普通税
税の確定方式による分類	申告納税方式

【納税義務者】

株式等譲渡所得*を有する人で、株式等譲渡所得金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日において県内に住所を有する人

※株式等譲渡所得

- ① 源泉徴収選択口座 (= 所得税において源泉徴収を選択した特定口座) に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価
- ② 源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

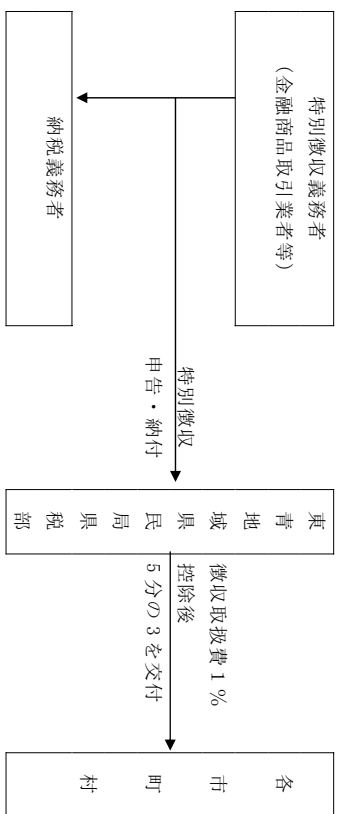
【納税額】

株式等譲渡所得金額の5%
(平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は3%)

【申告及び納税】

株式等譲渡所得の支払をする金融商品取引業者等が、その支払をする株式等譲渡所得金額から徴収(特別徴収)し、1年分まとめて翌年1月10日までに、県に申告納税をする。

【課税徴収フロー】



【収入済額等の推移】

収入済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	現年	108,199	264,645	218,169	185,055	46,735
	繰越	0	0	0	0	0
	計	108,199	264,645	218,169	185,055	46,735

平成16年度から新たに設けられた税金であるが、平成20年度は世界同時株価安などの時期と重なり税収入の落ち込みが著しい。

【交付金】

株式等譲渡所得割収入額から徴収取扱費相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付する。各市町村へは、当該市町村に係る個人の道府県民税収入決算額の県計に対する割合(交付基準率*：前年度以前3年度分の平均値)に応じて配分される。

※ 平成20年度交付基準率：青森市 約25.9%、八戸市 約20.1%
弘前市 約13.8%等

平成20年度交付金額は以下の通りである。(単位：千円)

交付時期	対象期間	交付対象額	平成20年度交付金額
3月	3月～2月	46,744	27,766

$$46,744 \times (1 - 0.01) \times 3 / 5 = 27,765.927, 766$$

(交付対象額) (徴収取扱費控除) (交付割合) (交付金額)

(2) 実施した手続き
 東青森県税務部において、道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書と道府県民税株式等譲渡所得割調定内訳書を一部突合し、納入期限、課税標準額、株式等譲渡所得割額等を確認した。

また、税務課において税込収入報告書、県民税株式等譲渡所得割調定収入簿、株式等譲渡所得割交付金算定基礎、市町村別株式等譲渡所得割交付金額一覧表を一部分突合した。

(3) 監査の結果
 県民税株式等譲渡所得割の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

4. 地方消費税

(1) 概要

【趣旨】

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課する税である。消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税される。地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのために設けられた。

【分類】

納入方法による分類	間接税
使途による分類	普通税
税の確定方式による分類	申告納税方式

【納税義務者】

譲渡割・・・商品の販売やサービスの提供を行った事業者
 貨物割・・・輸入貨物を保税地域から引き取る者

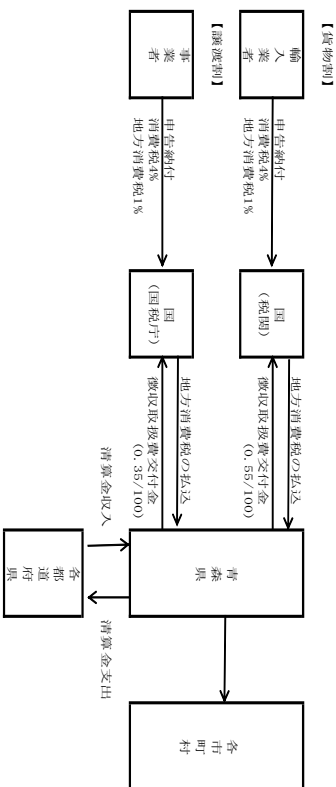
【納税額】

消費税額の25%（消費税の税率に換算すると1%相当）

【申告及び納税】

申告や納税は、商品の販売やサービスの提供を行った事業者が国の消費税と合わせて国（税務署）に納付をする。また、輸入貨物を保税地域から引き取る者が、国の消費税と合わせて国（税関）に対して納付する。その後、国から県に地方消費税分が払い込まれる。

【課税徴収事務フロー】



(税務課資料より作成)

※1 清算金収入、支出

都道府県ごとに、商業統計の最近に公表された結果による小売年間販売額と、これ以外の消費に関する指標を基準とした金額の合計に応じて按分し、支払う。

※2 市町村交付金

最近の国勢調査の結果による各市町村の人口で2分の1、事業所統計により公表された各市町村の従業者数で2分の1を按分する。

	人口比	従業者数比
青森市	約21.6%	約24.0%
八戸市	約17.0%	約19.0%
弘前市	約13.1%	約13.9%

【収入済額等の推移】

収入済額の推移

(単位：千円)

事務所	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		現年	11,947,808	12,092,779	15,555,551	13,541,677
	繰越	0	0	0	0	0
税務課	計	11,947,808	12,092,779	15,555,551	13,541,677	13,631,681

地方消費税は徴収率100%であり、収入未済額、不納付欠損額はない。

【交付金】

(単位：千円)

交付時期	対象期間	平成20年度交付額
I期 6月	2月～4月	3,379,603
II期 9月	5月～7月	4,741,460
III期 12月	8月～10月	1,554,241
IV期 3月	11月～1月	3,418,588
合 計		13,093,892

市町村への交付金額と県収入済額は対象期間などにより、差異がみられる。

(2) 実施した手続

- ・ 国庫金振込通知書
 - ・ 地方消費税調定向
 - ・ 徴収取扱費基礎額通知書
 - ・ 地方消費税清算による支払うべき金額の通知書
 - ・ 地方消費税市町村別交付金額一覧表
- 税務課において平成20年度分の上記書類の一部期間の照合及びヒアリング、内容の検討等を行った。

(3) 監査の結果

地方消費税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

5. 県たばこ税

(1) 概要

【趣旨】

県たばこ税は、たばこの消費にかかるもので、たばこの購入時その代金に含まれている。

【分類】

納入方法による分類	間接税
使途による分類	普通税
税額の確定方式による分類	申告納税方式

【納税義務者】

たばこ製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という）が県内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合などに納める。

県たばこ税の税額は、国や市町村のたばこ税とともにたばこの代金の中に含まれているため、最終的にはたばこを消費する人が負担することになる。

【納税額】

【税額】＝「売り渡したたばこの本数」×【税率】

税率は、1,000本あたり1,074円。ただし、旧3級品の紙巻きたばこ（エコー、わかばなど）は、1,000本あたり511円である。

【申告及び納税】

県たばこ税の調定事務は、東青県税部で行われている。卸売販売業者等が、毎月末日までに前月分をとりまとめ、東青県税部に申告・納入する。県内の登録業者は8社（製造1社、輸入7社）。（財）地方自治情報センター(LASDEC)で全国の情報を管理しており、不整合があれば調査に入る。

【収入済額等の推移】

収入済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
	東青	現年	3,404,272	3,303,639	3,354,581	3,296,254
	計	3,404,272	3,303,639	3,354,581	3,296,254	3,112,452

徴収率は100%であり、収入未済額、不納欠損額はない。

(2) 実施した手続き

担当者にヒアリングを実施し、関係書類を閲覧した。

(3) 監査の結果

県たばこ税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

6. 鉱区税

(1) 概要

【趣旨】

鉱区税は、鉱区に対し、面積を課税標準として、鉱区所在の道府県において、その鉱業権者に課す税金である。

【分類】

納入方法による分類	直接税
用途による分類	普通税
税額の確定方式による分類	賦課課税方式

【納税義務者】

県内に鉱区を有する鉱業権者である。

【税率】

① 鉱区税の税率は、次の鉱区について、それぞれ定める額である。

区 分		税 率	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに	年額 200 円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに	年額 400 円
砂鉱を目的とする鉱区		面積 100 アールごとに	年額 200 円

※鉱業法施行法第 17 条 1 項の規定により設定された砂鉱を目的とする鉱業権で河床に存する鉱区については、1,000 アールごとに年額 600 円である。

② 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区の税率
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区は前記①砂鉱を目的としない鉱区の税率の 3 分の 2 となる。

【申告】

鉱区税の納税義務者は、鉱区税を課せられる事実が発生し、または消滅したときは、7 日以内に鉱区税申告書を提出しなければならない。

【納税】

鉱区税の賦課期日は、4 月 1 日で、定期賦課の納期は 5 月 15 日から 5 月 31 日である。東青果税部から送付される納税通知書（納付書付）により納める。

定期に賦課することができなかった場合は、随時賦課として、納期は納税通知書に定められた日が納期となる。

【収入済額等の推移】

① 収入済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		東青 (分割法人等)	現年度分 422	4,378	4,002	3,648
	滞納繰越分		34	106	-	-
	計	5,574	4,412	4,108	3,648	3,624

② 徴収率推移

(単位：%)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		東青 (分割法人等)	現年度分 99.3	97.7	100.0	100.0
	滞納繰越分	89.2	100.0	100.0	-	-
	計	98.5	97.7	100.0	100.0	100.0

③ 収入未済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		東青 (分割法人等)	現年度分 34	105	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	計	34	105	-	-	-

④ 不納欠損額推移

不納欠損した金額はない。

(2) 実施した手続

鉱区税原簿が、申告書、経済産業局からの鉱業権の登録通知等に基づき作成、または補正され、調定の都度所要事項が搭載されているか検討した。また、試掘権について、権利が消滅し、減額更正漏れとなっているものがないか、鉱区税原簿によって存続期間を確認し検討した。

(3) 監査の結果

鉱区税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

7. 狩猟税

(1) 概要

【趣旨】

狩猟税は、狩猟者の登録を受ける者が狩猟者登録を受ける時に課税される免許税の性格と、狩猟者登録を受けた者が狩猟行政から便益を受けることに着目して課税される受益者負担的性格の二つを併せ持つ目的税である。

【納税義務者】(地法第700条の51、条例第215条)
 狩猟税の納税義務者は狩猟者の登録を受ける者。

【税率】

税率(地法第700条の52、条例第216条)

狩猟者登録の種別	当該年度分の個人道府県民税に係る状況等	税率
第一種銃猟免許に係る登録	・所得割額の納付を要するもの	16,500円
	・控除対象配偶者、扶養親族に該当する者(農林水産業に従事している者を除く)	
	・上記以外の者	11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る登録	・所得割額の納付を要するもの	8,200円
	・控除対象配偶者、扶養親族に該当する者(農林水産業に従事している者を除く)	
	・上記以外の者	5,500円
第二種銃猟免許に係る登録	-	5,500円

※税率の特例

鳥獣被害対策を支援していくため、対象鳥獣捕獲員にかかる狩猟税の税率を平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録に限り、次のとおりとする特例措置が講じられている。

- ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率：通常の税率の2分の1
- ② ①の登録を受けているものが対象鳥獣捕獲員でなくなった場合における狩猟者の登録に係る狩猟税の税率：通常の税率の2分の1

【申告及び納税】

狩猟者の登録を受ける際に、県の発行する証紙により納める。

【収入済額等の推移】

(単位：千円)

県税部	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
東青	3,575	3,855	3,465	3,390	3,006
中南	7,282	6,792	6,462	6,072	5,544
三八	8,685	8,310	8,008	7,342	6,839
西北	4,026	3,757	3,619	3,283	2,930
上北	6,787	6,468	6,490	6,209	5,925
下北	1,831	1,766	1,562	1,526	1,545
合計	32,186	30,948	29,606	27,822	25,789

※狩猟税は平成16年度より狩猟者登録税と入猟税が統合され創設されている。

(2) 実施した手続き

外部監査においては、各県税部において狩猟税申告書の閲覧をし、県証紙の添付の状況および登録年月日の整合性等を確認した。

(3) 監査の結果

以下の点を除き、狩猟税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【指摘事項①】 県外登録申請者の申請

県外登録申請の窓口である東青県税部において、代理申請による狩猟税申告書に当該登録申請者の押印がされていないものがあった。

申請書等には、注書きの中に「氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」とされているが、これは登録申請者本人が自署することを指しているのであって、代理申請等の場合には該当しないと思われる。これは、「狩猟税取扱の事務処理手順」にも反していることから、今後押印を求めるようしてもらいたい。

8. 固定資産税

(1) 概要

【趣旨】

固定資産税は、もともと市町村税である。

「大規模の償却資産^{※1}」については、一部の市町村に税源が過度に偏ることを避け、各市町村の財政上の均衡を図る見地から、その資産が所在する市町村の課税権を、その資産の価額のうち「大規模の償却資産に係る課税定額^{※2}」までの部分とし、この金額を超える部分については、当該市町村を包括する道府県が課税することとなっている。（地税法第740条）

※1 「大規模の償却資産」（地税法第349条の4）

一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額の合計額が、その所在する市町村の人口に応じて定められる一定額（課税定額）を超えるものをいう。

課税定額は、人口に応じて5億円から40億円に区分されている。（人口3万人を超える市町村にあつては、当該額と大規模の償却資産の価額の10分の4の額のいずれか大きい額）

大規模の償却資産が所在する市町村は、青森県では六ヶ所村だけである。

六ヶ所村の課税定額は7億6,800万円である。

なお、大規模資産には在来資産と新設資産^{※3}がある。

※2 「大規模の償却資産に係る課税定額」

大規模の償却資産の所在する市町村が、当該資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額をいう。

課税定額は、市町村の人口に応じて定められているが、基準財政収入見込額（前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額から、これに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の収入見込額を控除した額に、当該課税定額により当該年分として課することができる固定資産税の収入見込額を加算した額）が、前年度の基準財政需要額の100分の160未満となる場合、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の100分の160に達することとなるように増額した課税定額である。（県資料より）

※3 新設の大規模償却資産（新設資産）

一の納税義務者が所有する償却資産で新たに建設された一の工場又は発電所若しくは変電所の用に供するもののうち、その価額の合計額が、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間のうちいずれか一の年度においてその一の工場等の所在する市町村の課税定額を超えることとなるものをいう。
6年を超えると在来資産になる。（県資料より）

【分類】

納入方法による分類	直接税
用途による分類	普通税
税額の確定方式による分類	賦課課税方式

【納税義務者】

納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在、大規模の償却資産で、その価額がその所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える償却資産（市町村の通知に基づいて、知事が指定した資産）を所有するものである。
青森県では現在1社である。

【大規模の償却資産の指定】

市町村長は、県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を知事に通知することとなつており、知事は、市町村長の通知に基づいて、県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならないこととなっている。（地税法第349条の4第6項、同742条第1項、同742条第3項）

青森県では、平成17年3月に六ヶ所村長より同村に所在する法人に県が固定資産税を課すべき償却資産がある旨青森県税務所長あてに通知があり、これに基づき、県が課税する償却資産を指定し、当該法人と六ヶ所村長に対し指定通知を送付している。

【申告及び課税標準等の決定】

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その取得価額等償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに県知事に申告しなければならないこととなっている。（地税法第383条、同745条第1項）

そして、県は、これに基づき、1月1日現在における時価による評価を行った後、その価格等を決定し、決定した価格等及び県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年3月31日までに納税義務者及び当該資産の所在地の市町村長に通知している。

【納税】

県が課する固定資産税の課税標準額に税率1.4%を乗じたものが納税額となる。
東青森税部から送付される納税通知書（納付書）により、納税者は4期（4月、7月、12月、2月）で納める。

【収入済額等の推移】

収入済額推移

(単位：千円)

県税部	区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
		東青 (分割法人)	現年度分 滞納繰越分	0 0	1,117,638 0	2,056,591 0
	計	0	1,117,638	2,056,591	1,656,144	1,561,165

※ 徴収率は各年 100% であり、収入未済額、不納欠損額は少ない。

(2) 実施した手続き

六ヶ所村長からの通知書類、納税者からの申告書及び大規模の償却資産に係る課税標準の特例計算に係る書類等により、賦課期日における償却資産の価格の計算の適否、大規模の償却資産に係る課税定額計算の適否等について検討を加えた。

(3) 監査の結果

固定資産税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

9. 自動車取得税

(1) 概要

【趣旨】

自動車取得税は、自動車(軽自動車を含む)を取得したときに課する流通税である。平成20年度までは道路に関する費用に充てる目的税であった*。県に納められた税額の66.5%が、県内各市町村へ交付される。

*平成21年度税制改正により普通税に改められるとともに、使途制限が廃止された。

【分類】

納入方法による分類	直接税
使途による分類	目的税(平成21年度からは普通税)
税額確定方式による分類	申告納税方式

【納税義務者】

自動車取得税の納税義務者は、自動車を取得した者である。割賦販売などで、自動車販売店が所有権を留保している場合には、自動車の買主が、自動車を取得したとみなして課税される。

【納税額】

自動車取得税の税額は、以下のように計算される。

区分	税率
家用自動車	取得価格×5%
軽自動車・営業用自動車	取得価格×3%

※ 平成20年4月1日から平成20年4月30日までの家用自動車(軽自動車を除く)の自動車取得税の税率は3%

税額は、原則として取得価額を課税標準として課税される。課税対象となる「自動車」とは、道路運送車両法に規定される自動車のうち(同法第2条第2項)、大型特殊自動車及び小型特殊自動車(クレーン車やトラクターなど)並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪車を除いたものをいい、自動車に付加して一体となっているものとして、ラジオ、エアコンやカーナビなどの取得価格も含まれる。

【非課税・免税等】

次の場合には、自動車取得税は課税されない。

- ・ 相続による自動車の取得
 - ・ 自動車の取得価額が50万円以下
 - ・ 取得した自動車を取得した日から1カ月以内に自動車販売業者に返還した時
- また、身体障害者等に係る減免制度があり、減免申請書を提出することにより適

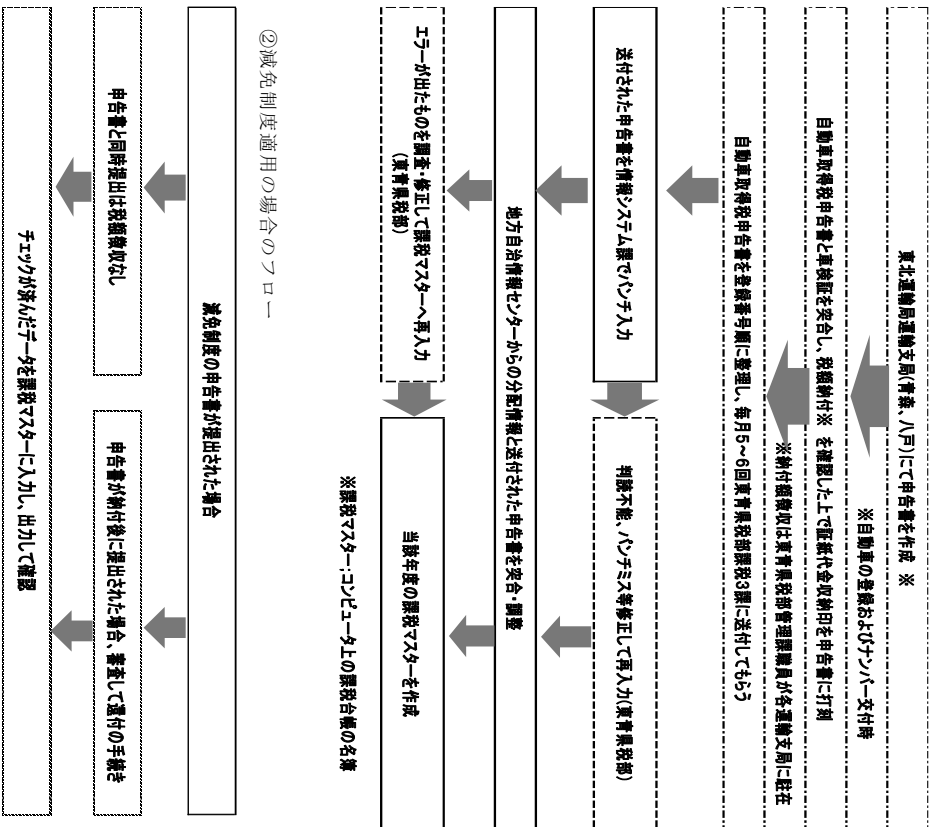
用される。
 ※ 平成21年度税制改正により、排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車について、自動車取得税の税率の軽減措置が講じられた。

【申告及び納税】
 自動車を取得した者は、運輸支局などにおいて、新規登録や移転登録を行う際に同時に申告納付をする。納付は証紙により納付される。青森県においては、申告書に証紙代金収納印の表示により納付されている。

【徴収事務】
 申告書の受付業務は、(社) 青森県自動車会議所に委託している。
 東北運輸局青森運輸支局が自動車の登録及びナンバーを交付する時点で、自動車取得税・自動車税申告書をもって申告がなされる。当該申告書と自動車検査証を突き合わせ、自動車取得税が納付され申告書に証紙代金収納印が打刻される。申告書は登録番号順に整理され、月に5、6回程度の割合で東青森税務部課税第三課に送付される。
 なお、運輸支局は、青森と八戸に在り、東青森税務部管理課から青森分室に3名、八戸駐在に3名が常駐しており税額の徴収に当たっている。
 当該申告書は、情報システム課においてパンチされる。当該データは、地方自治情報センターからの分配情報の配信により電算システムの中において突き合わせ確認される。エラーがあった場合は申告書とさらに突き合わせし、課税マスターとしてデータが作成される。
 ※1 特例措置などの情報は、自動車検査証に記載があり、その記載に基づき処理される。
 ※2 減免制度の申請書が申告書と同時に提出された場合は、税額を徴収しない。後日提出された場合には、審査後に適用がある場合は、税額を還付する。

【徴収事務フロー】

① 申告書の受付と徴収のフロー



□マーク: 税務業務用電算プログラム処理

▨マーク: 社団法人青森県自動車会議所への委託業務

▤マーク: 東青森税務部職員による手作業

【収入済額等の推移】

①収入済額推移表

(単位：千円)

H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
4,001,010	3,944,288	4,020,350	3,769,944	3,303,102

自動車取得税は東青森県税部だけで取り扱っている。申告と徴収が同時に行われており収入未済はほとんどない。徴収率は、毎年100%である。従って不納欠損処分額はない。

現在の経済状況及び低燃費・低公害車等に対する税額軽減措置などにより徴収は年々減少傾向にある。

(2) 実施した手続

担当者にヒアリングを実施し関係資料を閲覧した。

(3) 監査の結果

自動車取得税の賦課及び徴収事務は概ね適切に行われている。

【参考①】身体障害者等に対する減免制度

身体障害者等に対する減免制度については、県においても各地域県民局において広報に努めているところであるが、自動車取得税の申告に当たっては、自動車販売業者(いわゆるディーラー)が申告書の作成をしていることから、自動車の取得者が制度を知らないため、減免申請をしない場合もありうる。よって、自動車販売業者に対しても、一般納税者に対しても、より一層の広報活動をすべきである。

第2章 滞納整理事務

第1節 滞納整理

1. 概要

(1) 趣旨

青森県の自主財源となる収入は県税、手数料及び財産収入であるが、県税が52%と大きなウエイトを占めている。

県税収入は、平成20年度収入済額1,385億円で、一般会計収入に占める割合が19.5%と小さいものであるが、自主財源として貴重なものである。このように自主財源が少ない中、期末における県税の収入未済額は32億円にも達しており、この金額はここ数年増加している状況にある。

県税収入は自主財源の根幹をなしており、県税の収入未済額の増大は県の財政に非常に大きな影響を及ぼすこととなるため、収入未済額の整理・縮減が県税務行政の最も重要な課題の一つである。

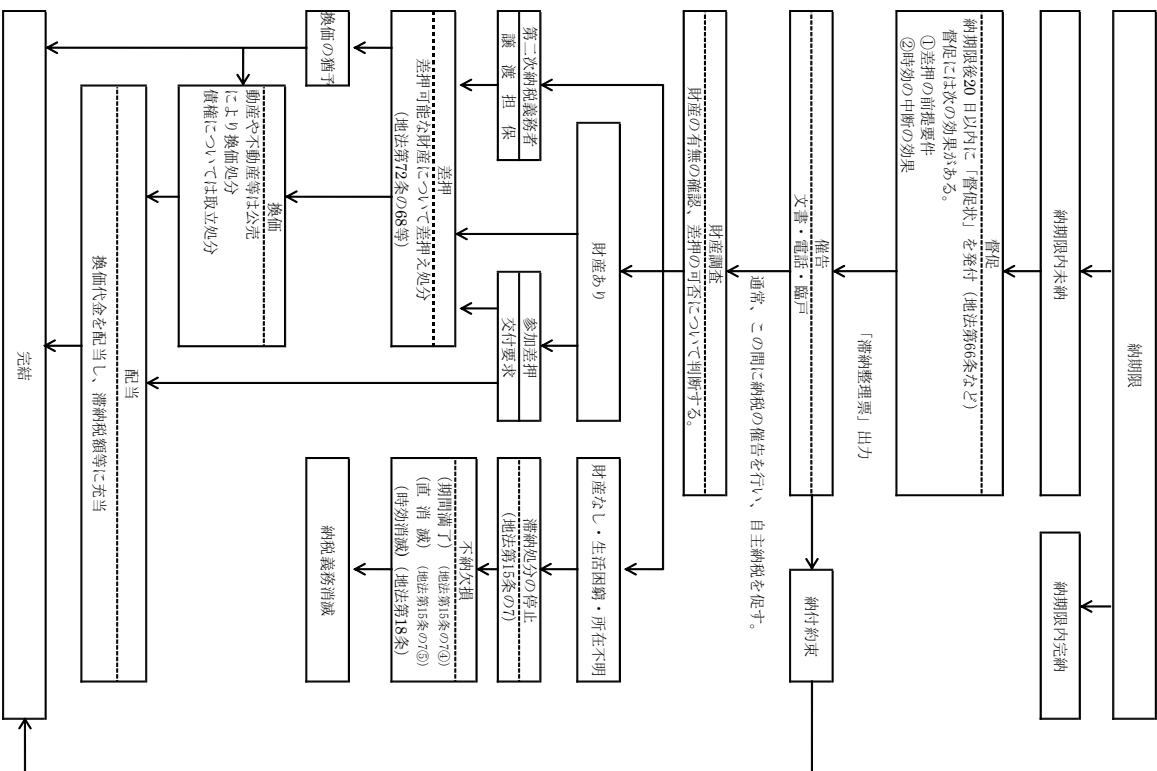
県税が納期限までに完納されない場合、県の徴税吏員は督促状の発行、自力執行による滞納処分等の一連の手続きを行い、収入未済額の整理・縮減に当たることとなる。このような徴収手続を「滞納整理」という。

滞納整理事務は、県税の納期限を経過しても、完納しない者がいるときは、納期限後20日以内に督促状を発付することから始める。それでも納付がない者について、そのときに作成される「滞納整理票」を基に、電話や「差押予告通知書」等の文書による催告、さらには臨戸による催告を実施して自主納付を促すが、催告後も滞納状態が続く場合、納税者の財産調査を行い、財産の有無の確認や差押可能か否かの判断をし、差押等可能な財産について差押等の滞納処分を行う。

そして、差押処分執行後、動産や不動産等は公売により換価処分を、債権については取立て処分を行い、その換価代金の配当額を滞納税額等に充当し、県税の滞納を完結させる事務である。

滞納整理の流れを図に表すと次のようになる。

滞納整理手続きフロー



(2) 県税収入未済額の状況

平成20年度の青森県全体の県税収入未済額は次の表のとおりである。
 県税滞納額の大部分は個人県民税、自動車税、不動産取得税及び法人事業税である。このうち、個人県民税は、市町村が徴収することになっており、原則として県が直接滞納整理を行うことができない制度となっている。

平成19年度から本格化した三位一体改革に伴う税源移譲によって、個人県民税の額が大幅に増加したが、それに伴い収入未済額も収入未済額推移表のとおり大幅に増加している。県では、この増加傾向に危機感を抱き、次の(3)に記載した表のとおり各種施策を実施して、収入未済額の縮減に努めているところである。

(平成20年度の収入未済額)

科目	現年度分		滞納繰越分		計		構成割合 %
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	
個人県民税 (均等・所得割)	31,261	960,008	68,494	1,309,756	99,755	2,269,764	70.5
法人県民税	489	17,230	686	25,991	1,175	43,221	1.3
法人事業税	270	19,159	489	32,204	759	51,363	1.6
法人事業税	158	42,064	153	65,606	311	107,670	3.3
不動産取得税	224	93,144	638	157,363	862	250,507	7.8
自動車税	4,924	181,088	5,757	214,364	10,681	395,452	12.3
自動車取得税	19	74,913	32	23,021	51	97,934	3.0
軽油引取税			8	223	8	223	0.0
料理飲食等消費税			87	1,639	87	1,639	0.1
特別地方消費税	37,345	1,387,606	76,347	1,830,348	113,692	3,217,954	100.0

なお、主な県税収入未済額の各年度の推移は次のとおりである。

(収入未済額の推移)

科目	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
個人県民税 (均等・所得割)	86,410	1,325,488	93,379	1,362,116	91,265	1,337,803	95,547	1,342,829	99,755	2,269,764
法人県民税	775	40,156	880	31,658	940	40,616	977	42,597	1,175	43,221
法人事業税	893	62,030	845	62,976	751	53,320	665	46,783	759	51,363
法人事業税	229	187,055	215	118,861	248	145,703	285	148,838	311	107,670
不動産取得税	930	192,933	925	200,943	904	202,109	890	257,240	862	250,507
自動車税	17,095	624,408	14,394	531,073	12,189	452,077	10,406	390,598	10,681	395,452
自動車取得税	30	22,921	70	23,169	44	70,043	34	60,385	51	97,934
軽油引取税										
特別消費税	118,894	2,463,854	111,158	2,345,001	106,712	2,308,355	108,561	2,791,983	113,692	3,217,954

(青森県税務統計より)

(3) 平成20年度県税徴収に係る特別対策

県税収入未済額の縮減は、県税務行政の根幹に関わるものであり、最重要課題である。県は、「県税滞納額縮減対策要綱」に基づき、自動車税に係る滞納処分等の促進を図つ

できたところであるが、平成19年度から実施された税源移譲に伴い、個人県民税の滞納額が増加したため、「個人住民税に係る徴収確保総合対策」を策定し、「徴収支援チーム」による市町村に対する徴収支援体制の強化策など個人住民税の収入未済額の縮減に向けた各種施策への取組みを開始した。

平成20年度の県税収入未済額縮減に向けた特別対策の概要は次のとおりである。

(徴収支援策等特別対策表)

項目(実施内容)	H20年度の実績
1 徴収体制の強化(徴収支援チームの設置) 県、市町村の相互併任職員で構成し、県税部ごとに設置し、チーム参加市町村の徴収事務を支援する。	下記(4)①に詳述
2 共同催告・共同徴収	下記(4)②に詳述
3 県職員派遣・研修生受入 市町村へ県職員を派遣し、市町村から研修生を受入れ、実務を通じて市町村職員の徴収能力の向上を図る。	H20年度は、2市に2名派遣し、2名受入れた。
4 徴収引き継ぎ 地方税法第48条の特例措置を活用し、市町村の抱える滞納案件を引き継ぎ、直接徴収を実施する。	引継人数 421人 引継額 144,641,572円 引継後収入 49,418,444円 徴収率 34.2%
5 県下一斉時間外・休日納付窓口の開設 納税者の便宜を図ることに より 期限内納付を推進 期間 : 平成20年6月23日～30日 開設時間: 平日20時まで 土・日曜: 8時30分～17時30分まで 開設場所: 各地域県民局	期間中の 窓口納付件数 1,883件 納付金額 70,660千円
6 その他新規施策 ① 納税証明書添付事業の拡大 ② 町村職員・議員等への出前講義 ③ 地域県民局長による市町村長に対する収入確保要請	

(4) 滞納額縮減のための各種施策

① 徴収支援チームの設置

徴収支援チームは、個人住民税の滞納額縮減を図り、併せて市町村職員の滞納整理技術の向上に資するため、平成21年度から平成23年度の間において各地域県民局県税部に設置する市町村の徴収事務を支援するチームである。

徴収支援チームは、担当する県の職員と管轄市町村職員の相互併任職員により構成されるものである。

その概要は以下のとおりである。

項目	内容等
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員の滞納支術の向上を支援する。 個人住民税現年県税分の滞納整理を促進する。 各地域県民局県税部納税課に設置。 構成職員は次のとおり。 リーダー 県職員1名 (納税課副課長相当) (参加する市町村職員に併任) スタッフ 市町村職員数名 (県職員に併任)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 併任期間は、原則として1年以内とする。 市町村職員は、週1回、月4回程度、相互併任した県職員とチームを組んで自己の所属する市町村で徴収事務に従事する。 市町村職員は、月2日程度、各地域県民局県税部に勤務し、そこで打合せ、検討会及び勉強会等を行う。 県職員は、参加市町村職員との身分で幅広く滞納整理を実施する。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員は、参加市町村職員に併任する。 県職員は、参加市町村職員に併任する。
実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 徴収支援チームに参加する市町村。

なお、当該制度は、平成21年度からであるが、平成20年度において19市町村において実施した。

実施市町村及び実施した結果は、次の表のとおりである。

(実施した市町村)

県税部	東青	中南	三八	西北	上北	下北	計
	平内町	黒石市	三戸町	つがる市	六戸町	大間町	
	今別町	藤崎町	五戸町	板柳町	東北町	東通村	
参加市町村	蓬田村		田子町	鶴田町			
	外ヶ浜町		南部町				
			陸上町				
			新郷村				
計	4	2	6	3	2	2	19

(実施した結果) (単位: 円)

区分	従事 日数	現年度分		滞納繰越分		合計	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
徴収支援対象額	238	398	128,491,773	620	251,523,633	1,018	380,015,406
		250	75,835,076	382	79,297,391	612	155,132,467
収入済額		157	14,453,653	133	10,908,047	290	25,361,700
		71	4,414,307	83	6,238,659	157	10,652,966
滞納処分 内個人県民税		5	631,900	9	2,624,390	14	3,256,290
		10	163,700	8	515,200	9	678,900
滞納整理 内県		10	111,500	52	11,251,578	62	11,363,078
		0	0	11	1,187,282	11	1,187,282
計	238	172	15,197,053	194	24,784,015	366	39,981,068
		75	4,578,007	102	7,941,141	177	12,519,148

※上北県税部では計数を把握していなかったためこれには入っていない。(各県税部資料より)

②共同催告・共同徴収
県では、従来から個人住民税の滞納がある者に対して、各市町村長との連名による共同催告及び共同徴収を実施している。
実績は次のとおりである。

(単位：人、千円)

県税部	平成20年度共同催告の対象としたもの				計
	滞納繰越	現年分	現年分のうち滞納繰越なし	実人員	
	人数	税額	人数	税額	税額
東青	171	15,629	8	404	171
中南	266	22,353	1,897	106,454	2,163
三八	1,553	154,895	2,633	302,129	2,025
西北	2,578	269,513	303	14,439	2,881
上北	1,376	159,948	892	63,805	1,855
下北	296	32,569	207	15,862	332
計	6,240	654,910	5,930	503,094	3,187
					180,146
					9,427
					1,158,004

(単位：人、千円)

県税部	共同徴収の対象としたもの					
	滞納繰越		現年分		現年分のうち滞納繰越なし	
	人数	税額	人数	税額	人数	税額
東青	15	1,426	12	708	4	365
中南			42	2,200	42	2,200
三八	128	57,460	157	19,273	77	5,022
西北	20	21,825			20	205
上北						0
下北	113	13,722	73	6,290		113
計	276	94,435	284	28,472	123	7,588
						399
						122,907

※「現年分」は平成19年度発生の滞納繰越額に平成20年度の第1期及び第2期の未納分を加算した額である。なお、共同催告した結果納付のあったもの及び共同徴収を実施した結果徴収できたものの実績は把握していないため不明である。
東青県税部の共同催告・共同徴収の実施割合が低い、青森市からの要請がないためである。

③県職員派遣・研修生受入れ
市町村へ県職員を派遣し、市町村から研修生を受け入れして実務を通じて市町村職員の徴収能力の向上を図る制度である。
平成20年度は三沢市とむつ市に2名派遣し、2名受け入れた。

④地方税法第48条による徴収引継ぎ
徴収引継ぎとは、地法第48条（個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）に基づき、市町村長から県知事に対し、個人県民税の滞納に関する報告があった場合において、県知事が市町村長の同意を得て県の徴税吏員が直接徴収を行うものである。
平成20年度における徴収引継ぎの実施状況及び申し出状況は次のとおり。

(徴収引継ぎの実施状況)

県税部	市町村	引継ぎ予告書発行		収入・納付約束等		徴収引継ぎ		徴収引継ぎ後の収入	
		人数(人)	税額(千円)	人数(人)	税額(千円)	人数(人)	税額(千円)	人数(人)	税額(千円)
東青	2町村	17	3,344	9	1,767	12	2,095	1	109
中南	6町村	229	61,894	159	35,137	70	26,776	13	5,191
三八	7町村	41	24,232	11	1,272	47	30,756	17	7,261
西北	2町村	163	42,136	23	5,168	140	36,968	34	12,748
上北	9町村	399	67,586	284	40,517	114	30,908	69	17,100
下北	5町村	473	85,019	196	31,022	38	17,135	13	7,006
計	31町村	1,322	284,213	682	114,886	421	144,641	137	49,418

※上記において、東青県税部の徴収引継ぎ額が小さいのは、東青県税部の課税額95%を占める青森市からの徴収引継ぎの申出がないことによるものである。青森市の税務課の徴収スタッフ数は東青県税部の総人数を上回っているなどの理由から申し出はないとされている。

(徴収引継ぎの申し出状況)

県税部	市町村									
	青森市	平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町	大鰐町	田舎館村	新郷村	五所川原市	六ヶ所村
東青	なし	なし	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり
中南	あり	黒石市	平川市	西目屋村	あり	あり	あり	あり	あり	あり
三八	あり	三戸町	五戸町	田子町	南部町	降上町	あり	あり	あり	あり
西北	なし	鶴田町	中泊町	鯉ヶ沢町	なし	なし	あり	あり	あり	あり
上北	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	東北町	あり	あり	あり	あり
下北	大間町	風間浦町	むつ市	東通村	佐井村	あり	あり	あり	あり	あり

⑤県下一斉時間外・休日納付窓口の開設
県下一斉時間外・休日納付窓口の開設は財政改革プランに基づき県税滞納額削減計画を達成するために制定された県税滞納額削減対策要綱に基づき平成16年から実施してきた。窓口業務は通常は午前8：30から午後5：30までで昼休みも受け付けている。
自動車税の納期限が到来する6月下旬は、納税者の利便を考慮し平日は夜8：00まで受付

時間を延長し、土日は午前8：30から午後5：30まで窓口を開けて対応した。
平成20年度は、平日は6月23日(月)から27日(金)まで及び最終日の30日、土日は6月28日(土)及び29日(日)実施した。納付実績は、自動車税1,853件70,660千円であった。

平成21年度は、平成21年1月からコンビニエンスストアでの納付(コンビニ収納)がスタートしたため、休日の納付窓口は実施していない。

⑥その他新規施策

平成20年度県税滞納縮減策その他新規施策として次のものにも取り組んだ。

- イ. 納税証明書添付事業の拡大
- ロ. 町村職員・議員等への出前講義
- ハ. 地域県民局長による市町村長に対する収入確保要請

イ. の納税証明書添付事業については、次の6事業について添付することとなった

担当課	事業名	事業の概要	対象者	使用目的
1 財産管理課	H21職員公会堂等売却業務企画提案募集	職員公会堂等売却業務の委託に係る企画提案の募集	委託財産の売却に係る業務を行うおととする者	県の委託業務参加資格審査
2 農林水産政策課	H21女性起業を核とした「3つが-創出事業	農山漁業の女性起業家が事業拡大を通じて、経営力と信用力を高めるための取組みに要する経費補助	農産物等の直売加工等の起業活動に取り組んでいる女性又はこれらの女性が中心となり組織する団体	県の補助金交付申請
3 構造政策課	H21大きく育て！青春・農起業「アツカ-」育成事業	若手農業者及びこれらの者で組織する団体が行う左の事業に要する経費の補助	若手農業者及びこれらの者で組織する団体	県の補助金交付申請
4 水産振興課	潜水業者資格審査	潜水調査業務の指名競争入札等参加資格審査	潜水調査業務の指名競争入札等に参加する者	県の入札参加資格審査
5 監理課	H21県建設工事競争入札参加資格審査申請	建設工事入札参加資格審査	建設工事の入札に参加する者	県の入札参加資格審査
6 監理課	H21・22建設関連業務競争入札参加資格申請	建設関連業務入札参加資格審査	建設関連業務の入札に参加する者	県の入札参加資格審査

⑦タイヤロツク

滞納者に自主的な納付を促すとともに、円滑な公売手続きに資するため、差し押さえた自動車の車輛を固定し動かなくする「タイヤロツク」を平成19年度から各県税部に配備している。

配備個数は、各県税部3台である。

平成20年度タイヤロツクの実施状況は次のとおり。

(単位：千円)

県税部	装着予告		装着予告による納付		装着	
	件数	税額	件数	徴収額	件数	徴収額
東青	729	35,469	292	13,373	0	0
中南	8	1,477	2	74	0	0
三八	1,161	62,864	326	17,135	0	0
西北	0	0	0	0	0	0
上北	0	0	0	0	0	0
下北	732	28,150	434	17,688	1	90
計	2,630	127,960	1,054	48,270	1	90

⑧インターネット公売

インターネットを通じ、より幅広い公売情報の周知と入札者の便宜及び拡大を図り、差押え財産の売却を推進し、税収の確保を目指す目的で平成17年度から導入した。各年度の実績は以下のとおりである。

年度	公売回数	公売件数	公売による収入
H17年度	2	3	1,092,101円
H18年度	6	26	7,461,353
H19年度	7	24	1,088,450
H20年度	8	16	2,526,130
計	23	69	12,168,034

⑨コンビニエンスストアでの納付

コンビニエンスストアは多くが24時間営業であり、さまざまな事情で帰宅が遅くなるような県民も利用可能となるよう、また自宅近くで気軽に納税できるよう平成21年1月から実施した。

コンビニ収納の実績を示すと次のとおり利用率が高いものとなっている。

月	件数(件)	金額(円)
H21年1月	79	1,643,124
H21年2月	157	3,053,200
H21年3月	245	3,844,350
H21年4月	207	3,874,900
H21年5月	202	3,095,556
H21年6月	96,486	3,579,144,890
H21年7月	14,292	503,678,340
合計	111,668	4,098,334,360

⑩振替納税の推進

県税の納付は、原則として指定金融機関及び県税の窓口であるが、指定の納付場所に行かなくてもよい手段として口座振替制度がある。この制度は、納税者の利便性を高めると

ともに、県にとっても確実に徴税が行われるというメリットがある。
 利用できる税目は、個人事業税(定期賦課分)、自動車税(定期賦課分)、法人県民税、法人事業税及び軽油引取税(特別徴収義務者の申告分)である。
 平成20年度末の利用状況及びここ数年の利用率の推移は次のとおりである。

イ. 口座振替利用状況(青森県税務統計より)

区分	口座振替		H20年収入済		利用割合	
	件数(件)	納付金額(千円)	件数(件)	納付金額(千円)	件数(件)	納付金額(千円)
	①	②	③	④	①/③	②/④
個人事業税	1,541	168,819	11,208	878,187	13.7	19.2
法人県民税	314	32,420	31,616	5,174,276	1.0	0.6
法人事業税	172	151,874	16,176	28,745,466	1.1	0.5
自動車税	39,810	1,364,726	557,137	18,411,617	7.1	7.4
軽油引取税	52	362,564	2,277	14,265,447	2.3	2.5
その他の利用税	-	-	142	190,582	-	-
その他県税	-	-	88,672	24,666,040	-	-
計	41,889	2,080,403	707,228	92,331,615	5.9	2.3

※納期を2期に分けて口座振替により納税が行われた個人事業税については2件とした。

ロ. 口座振替利用件数推移表

(単位:件)

区分	口座振替件数				
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
個人事業税	827	1,656	1,574	1,521	1,541
法人県民税	127	143	221	303	314
法人事業税	103	103	132	176	172
自動車税	47,114	46,438	44,345	41,751	39,810
軽油引取税	-	55	48	48	52
計	48,171	48,395	46,320	43,799	41,889

2. 実施した手続き

担当者に対しヒアリングをし、関係書類を閲覧した。

3. 監査の結果

以下の点を除き、滞納整理は概ね適切に行われている。

【意見①】徴収支援チームの実績

実施状況から検討すると、徴収支援対象件数1,018件に対し、収入等滞納整理が行われた件数が366件と件数的には整理割合36%と効率のよい処理が図られた。
 しかし、金額的には徴収支援対象総額380百万円に対し、滞納整理となった額が39百万円で10%、うち個人県民税だけについてみると支援対象額155百万円に対し、滞納整理となった額が12.5百万円(処分停止分も含む)と8%にとどまっている。
 因みに、平成20年度の地方税法第48条の徴収引継ぎによる滞納整理の実績をみると、

次の表のとおり、144百万円の徴収引継ぎ額に対し滞納整理となった額が49百万円であり、整理割合が約34%となっている。

6県税部計	市町村		徴収引継		徴収引継後の収入	
	人数	税額	人数	税額	収入歩合	%
6県税部計	421	144,641	137	49,418	34.2	

(税務課資料より)

徴収支援チームによる実績は、年度途中の平成20年10月からスタートしたため、これに比して大分低い数値である。

個人県民税の平成20年度の収入未済額は2,269百万円であり、この数字からみると徴収支援チームは研修の場ではなく、個人住民税の滞納縮減のためのプロジェクトチームとしての意識をもって事務の遂行に当たるべきである。

本番に向けて、気持ちを新たに、相当の覚悟を決めて取組む必要がある。

【意見②】徴収支援における県の役割

徴収支援チームの対象とする収入未済額は、個人県民税に限らず、個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等市町村の収入未済についても対象としている。徴収支援チームが徴収した徴収額をどの税目に充当するかということであるが、最終的には納税者の判断に委ねられる。

個人県民税の滞納額縮減、滞納整理技術の向上という観点から事案を選定する場合は、県が主導的な立場に立つて行うべきであり、大口滞納者や滞納整理困難事案を優先すべきである。

【意見③】滞納処分の促進

平成20年度の徴収支援の実施状況を見ると、滞納処分の実績が14件と参加19市町村の割には少ないように思われる。

これは、徴収しやすい事案を優先し、滞納処分までいかない通常の滞納整理で終わっているという印象を受ける。

徴収支援チームの本来の目的は個人住民税の滞納整理の促進と市町村からの併任職員に対する滞納整理技術の向上支援である。

実施要領では、差押え等は、市町村の職員が主として行うこととし、県職員はあくまでもその支援を行うことを前提としているが、市町村職員の滞納整理技術が十分でないため当該制度を導入した訳であるから、経験豊かな県職員が積極的にやってみせ、範を示すべきではなからうか。

有能な市町村職員の育成のためにも、徴収支援チームは滞納処分を積極的にを行い、より多くの滞納整理事例を経験すべきである。

【意見④】市町村との連絡協調の促進

実施要領では、高額・特殊滞納者について、納付折衝、滞納処分等を行う場合は、処理方針及び納付計画等について支援先の税務課長と十分協議し、市町村の意向を尊重することとしている。これは、市町村の担当者は納税者とのしからみが多く、また市町村長は自分の名前で執行することになるということに配慮してのことと思う。

個人住民税(市町村住民税及び県民税)の平成20年度末における収入未済額は2,269,764千円と金額も大きく、また、前年(平成19年度末収入未済額1,842,829千円)より、426,935千円も大幅に増加している状況の中においては、やはり果が積極的に関わるべきではないかと思う。

徴収支援にしろ徴収引継ぎにしろ市町村との連絡協調を密にし、協力を得られるよう努力する必要がある。

【意見⑤】共同催告・共同徴収

徴収支援チームによる徴収支援が研修の性格が強いということであれば、共同徴収にもつと力を入れるべきである。大口滞納者や滞納整理困難事案等について、県と市が連携して回収に向けて努力することが効果的であると考える。市町村に働きかける必要がある。

【意見⑥】引継ぎ告書

県税部での聞き取り調査では、引継ぎ告書を発行しただけで効果があるということであった。前掲の表を見ると1,322件の発行に対して682件と約50%の反応があり、担当者の回答を裏づけている。

徴収引継ぎしたものについては、421件144,641千円の引継ぎに対し、136件49,418千円の収入があり、件数では32%、金額では34%と高い割合での滞納整理結果がでていいる。

個人住民税の滞納整理に徴収引継ぎが非常に有効な手段であるとはつきり現れている。徴収が落ち込み、個人住民税に限っても県全体で2,269百万円の収入未済額があり、この状態が続くと財政健全化団体が出てくるという事態にもなりかねない状況にある。

多額の個人住民税の収入未済額の縮減のためには、徴収引継ぎによる直接徴収を積極的に推進する必要がある。

県と市町村が、両者協議して徴収引継ぎの対象債権を決定しており、徴収引継ぎの申出については市町村により温度差があるところであるが、市町村との連絡協調を密にし、良好な関係を構築するとともに、各市町村の首長等の意識改革に努めるなどし、徴収引継ぎ制度の有効活用努力が必要がある。

【意見⑦】タイヤロツク

タイヤロツクを実際に使用したケースは1件と少ないが、装着予告に対する納付割合は、件数で40%、税額で38%と相当の効果が認められる。

ただ、自動車税の収入未済額に対するタイヤロツク装着予告割合は県税部によって温度差がある。

タイヤロツク装着予告は、各県税部の自主的な判断に任せているが、現場担当者においては現物をなかなか捕捉することができないとか、所有権留保付き自動車の場合が多いということから装着には消極的である。

平成19年度から始めたばかりであるが、装着実績が1件だけということであればタイヤロツクを調達した費用が無駄な支出ということになる。

また、装着予告をしただけで、実際に装着した事例がないということになれば、滞納者に対する牽制の効果も薄れてしまう可能性があるのも、積極的に取り組む必要がある。

県として、実施時期や実施方法等について指針を示し、統一的な取扱いを図るべきではないか。

【意見⑧】インターネット公売

不調に終わった回が6回ほどあるがまずまずの成果と思われる。滞納整理促進のため、今後も制度の積極的な活用を期待したい。

【意見⑨】コンビニエンスストア収納

期限後納付については、コンビニエンスストアでは延滞金の計算ができないため、県税部に申し出てコンビニ収納用の納付書を発行してもらったうえでないと納付できないという制約がある。この使い勝手を検討する必要がある。

納税者の利便を考慮し、利用促進のための改善及び広報に更に前向きに取り組んでいただくことを希望する。

なお、コンビニエンスストアの手数料は銀行の口座振替の手数料に比べれば高いものであるが、滞納整理に要する経費を考えればいたしかたないものと思う。

【意見⑩】振替納税の推進

平成20年度の口座振替の利用件数割合は5.9%である。国税の利用状況を見ると、国税庁で作成した「日本における税務行政」によれば、平成14年度の古いデータであるが申告所得税では、納税人員の65%、個人の消費税では80.5%が利用していることであり、それに比べれば非常に低いものである。

努力した結果このような数字になったということであれば納付ができるが、過去数年の利用件数の推移をみると、平成17年度をピークに減少しており、利用勧奨等に力を入れたとは思われない数字である。

振替納税は、確実に収入済となる確率が高いので口座振替の利用促進に向けた取り組みを積極的に推進すべきである。

第2節 不納欠損処分

1. 概要

(1) 不納欠損事由

県税職員は、前記のとおり、苦勞し、滞納額の圧縮に努めているのであるが、滞納者が生活困窮者とか行方不明等の理由により徴収権の消滅時効により、納税義務が消滅する事案も少なくない。

納税義務の消滅は、県と納税者との法律関係が消滅することとなり、会計処理として不納欠損処分を行うこととなる。

不納欠損は、企業会計における貸倒れに相当するものである。

不納欠損事由は、次の表のとおり地方税法に個別に規定されている。

規定	地方税法第15条の7第5項	地方税法第15条の7第3項	地方税法第18条
内 容	地方税法第15条の7第1項により滞納処分を行った後、その停止期間が3年間継続したときには、納付(入)の義務が消滅する。	地方税法第15条の7第3項第1号により滞納処分の停止を行ったもので、地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、3年間の期間満了を待たずに直ちに消滅させることができる。	地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定期間の翌日から起算して5年間行使しないことにより時効により消滅する。
備 考	地方税法第15条の7第1項 1号：滞納処分をすることができる財産がないとき。 2号：滞納処分をすることによってその生活を著しく窮乏させる恐れがあるとき。(概ね、生活保護を基準) 3号：滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明であるとき。 地方税法第15条の7第5項 地方税法第15条の7第1項第号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができることが明らかであるときは、地方団体の長はその地方団体の徴収金を納付又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。		

(2) 県税欠損処分の内訳

平成20年度の県税欠損処分の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	欠損処分						計 (現年分と滞納繰越分の合計である)	備考		
	地方税法第18条		地方税法第15条の7		計			滞納処分発生中のもの の合計である)		
	時効完成	第1項 期間満了	第5項 直消滅	計	件数	金額		件数	金額	
個人県民税(均等・所得割)	6,685	61,707	762	17,126	2,072	44,216	9,489	123,049	580	3,798
法人県民税	11	217			129	6,040	131	6,257		
計	6,696	61,924	762	17,126	2,195	50,256	9,623	129,306	580	3,798
個人事業税	20	1,177	3	220	19	3,234	42	4,631	4	213
法人事業税	3	62			37	54,004	40	54,066		
計	23	1,239	3	220	56	57,238	82	58,697	4	213
不動産取得税			40		36	13,056	76	16,961	6	531
県たばこ税										
ゴルフ場利用税										
自動車税	523	20,364	5	155	81	2,792	609	23,311	11	411
自動車取得税										
軽油引取税										
料理飲食等消費税	19	104								
特別地方消費税	32	324			33	198	65	522		
県税合計	7,303	87,860	770	17,501	2,401	123,540	10,474	228,901	601	4,953
過少申告加算金					1	56	1	56		
不申告加算金	19	248			9	135	28	383		
重加算金	1	8			16	18,182	17	18,190		
税外合計	20	256	0	0	26	18,373	46	18,629	0	0
総計	7,323	88,116	770	17,501	2,427	141,913	10,520	247,530	601	4,953

(平成20年度青森県税務統計より)

※この他、収入となったとき調定する延滞金について不納欠損処理した金額が18,337千円ある。

平成20年度の不納欠損処理金額は、上記表のとおり247,530千円である。当該金額は、下の表のとおり例年同じような金額で推移している。不納欠損処理は、ほとんどが繰越滞納額について行われるため、税源移譲となり、収入未済額が急増している個人県民税についての不納欠損金が、2～3年後から大きな金額で発生してくると思われる。

(単位：千円)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
県税合計	1,334	2,158	4,169	3,615	4,763
滞納繰越分	283,119	271,382	236,118	235,664	224,137
計	284,453	273,540	240,287	239,279	228,900
税外合計	16,029	9,280	476	1,891	18,629
総計	300,483	282,821	240,764	241,170	247,530

(3) 不納欠損処理の考え方

不納欠損処理には2つの意見がある。
 不納欠損処理は、迅速かつ積極的に行い、他の徴税活動の効率化を図るべきであるという意見と、職員の徴収能力が低い場合、滞納された税の多くが欠損処理されてしまうので欠損処理は極力抑えるべきであるという意見である。

なお、前者の場合は、不納欠損率（測定額に占める不納欠損処理した割合）を高めることにより税徴収の効率性を促進することによって不納欠損率も徴収率も高い数値を示し、後者は、徴収する能力が低いいため滞納額の多くが不納欠損となる率が大きくなることとで不納欠損率が高いが徴収率は低い数値を示すこととなる。

これらの数値について、他県と比較して検討してみることとする。

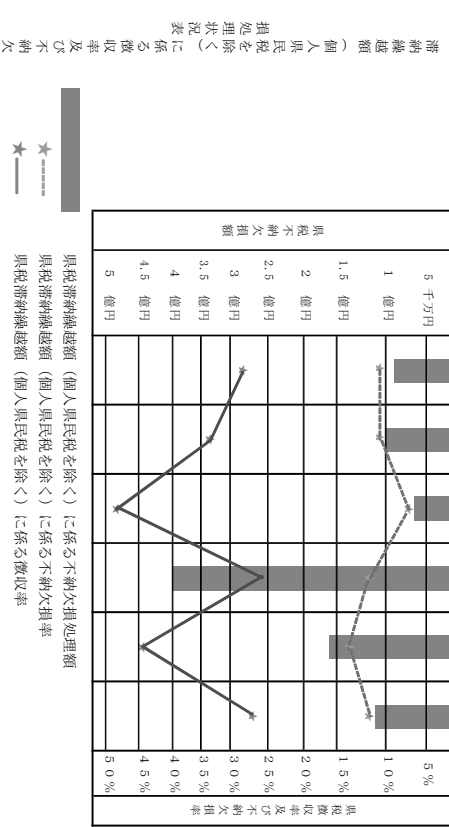
(4) 東北6県との比較

東北6県について平成19年度の計数により比較検討することとする。

不納欠損処理は、ほとんどが滞納繰越分について行われるので、滞納繰越額について検討する。また、個人県民税は市町村の所管であるので、これに係る数値を除いたところの徴収率及び不納欠損率で検討する。

平成19年度県税滞納繰越額に係る徴収率及び不納欠損処理状況の東北6県比較検討表（計数は各県税務統計データから）

区分	青森県						秋田県						岩手県						宮城県						福島県						山形県						備考																							
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円																														
① 県税測定済額	2,202,584	1,841,832	2,158,899	6,408,512	3,321,060	1,816,663	493,384	479,328	722,436	1,381,486	980,288	399,025	22,4%	26,0%	33,9%	21,6%	29,5%	22,0%	1,473,534	1,182,683	1,252,492	4,320,586	1,974,647	1,238,904	235,864	179,840	174,031	706,450	366,152	178,733	10,7%	9,8%	8,1%	11,0%	11,0%	9,8%	②/①																							
② 県税徴収率（対測定）	22,4%	26,0%	33,9%	21,6%	29,5%	22,0%	10,7%	9,8%	8,1%	11,0%	11,0%	9,8%	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
③ 収入未済額	1,473,534	1,182,683	1,252,492	4,320,586	1,974,647	1,238,904	235,864	179,840	174,031	706,450	366,152	178,733	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
④ 不納欠損率	10,7%	9,8%	8,1%	11,0%	11,0%	9,8%	10,7%	9,8%	8,1%	11,0%	11,0%	9,8%	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑤ 個人県民税測定済額	1,335,642	900,655	1,162,333	2,951,865	2,087,403	896,807	257,831	161,902	246,064	495,228	426,814	154,226	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑥ 個人県民税収入済額	19,3%	18,0%	21,3%	16,8%	20,4%	17,3%	892,934	655,402	816,755	2,144,352	1,457,274	672,157	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑦ 個人県民税収入未済額	144,876	82,751	99,513	312,290	203,314	79,422	10,8%	9,2%	8,6%	10,6%	9,7%	7,9%	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑧ 個人県民税不納欠損率	10,8%	9,2%	8,6%	10,6%	9,7%	7,9%	10,8%	9,2%	8,6%	10,6%	9,7%	7,9%	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑨ 個人県民税測定済額	866,942	941,777	996,566	3,456,647	1,233,657	919,866	235,553	317,425	486,372	886,233	553,474	244,799	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑩ 個人県民税収入済額	27,2%	33,7%	48,5%	25,6%	44,9%	26,6%	540,900	527,261	435,677	2,176,234	517,373	566,747	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑪ 個人県民税収入未済額	90,788	97,089	74,518	394,160	162,838	108,311	27,2%	33,7%	48,5%	25,6%	44,9%	26,6%	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿
⑫ 個人県民税不納欠損率	10,5%	10,3%	7,5%	11,4%	13,2%	11,5%	10,5%	10,3%	7,5%	11,4%	13,2%	11,5%	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿



検討の結果、前記の表のとおり、青森県の個人県民税を除いた不納欠損処理金額は、90,789千円で、岩手県に次いで小さい金額となっている。

不納欠損率をみると、10.5%で、他県とほぼ同水準のものである。次に、個人県民税を除いた徴収率についてみると青森県は27.2%で、下から3番目の非常に低い数字となっている。青森県は、徴収率も不納欠損率も低いということで、前述した2つのパターンのいずれにも該当しないことである。平成20年の実績をみると次のようになっている。

項目	H19年度	H20年度
	千円	千円
県税調定済額	2,202,584	2,698,947
県税収入済額	493,384	644,462
県税徴収率(対調定)	22.4%	23.9%
収入未済額	1,473,534	1,830,347
不納欠損額	235,664	224,137
内時効分	104,467	87,860
不納欠損率	10.7%	8.3%
個人県民税調定済額	1,335,642	1,824,803
個人県民税収入済額	257,831	395,372
個人県民税徴収率(対調定)	19.3%	21.7%
個人県民税収入未済額	932,934	1,309,755
個人県民税不納欠損額	144,876	123,049
内時効分	78,777	61,707
個人県民税不納欠損率	10.8%	6.7%
個人県民税除いた県税調定済額	866,942	874,144
個人県民税除いた県税収入済額	235,553	249,090
個人県民税除いた県税徴収率(対調定)	27.2%	28.5%
個人県民税除いた県税収入未済額	540,600	520,592
個人県民税除いた県税不納欠損額	90,788	101,088
内時効分	25,690	26,153
個人県民税除いた県税不納欠損率	10.5%	11.6%

全体では徴収率は23.9%と前年より1.5%上昇している。これは個人県民税の徴収率が2.4%上昇した結果であるが、これを除いた徴収率でも28.5%と平成19年度より1.3%上昇となっている。次に、不納欠損率であるが、県税全体では8.3%と前年より2.4%落ちているが、これは個人県民税の不納欠損率が4.1%落ち込んだことによるもので、これを除いたところの不納欠損率は11.6%と前年より1.1%増加している。平成20年度は、徴収率も不納欠損率も上昇し、いい方向に向かっていると言えるが、青森県は、滞納繰越分の徴収率が東北6県では下から3番目で、1.3%の上昇ではまだまだ低く今後さらなる徴収努力が必要である。限られた事務量であるので、不納欠損処理や内部事務等について効率化を図り、それによって生まれる事務量を徴収事務へ集中するというような何らかの対応策が必要と思われる。

- 2. 実施した手続き
担当者に対しヒアリングを行い、関係書類を閲覧した。
- 3. 監査の結果
以下の点を除き、不納欠損処分は概ね適切に行われている。

【意見①】不納欠損の早期処理

県税部で不納欠損に係る関係書類を検討したところ、滞納者について平成19年12月20日に破産手続きの廃止決定がされ、税務署では平成20年1月30日付けで滞納処分の停止兼納税義務消滅通知書を送付している事案について、県税では、平成21年3月で不納欠損の処理をしているものがあつた。

このような事案は、不納欠損事由に該当し、早急に処理すべきである。前述のとおり、当県は滞納繰越額の徴収率が低いので、不納欠損出来るものは積極的に行うなどして徴収活動の効率化を図り、徴収率の向上に努めていただきたい。

第3節 その他の事案の検討

1. 実施した手続

各県税部において、未納一覧表、滞納者大口報告、滞納者別月間滞納整理計画及び年間滞納整理計画書等からサンプルを抽出し、当該案件に係る滞納整理票、大口・累積滞納等管理簿等により滞納整理事務が的確かつ効率的に行われているか検討した。

2. 監査の結果

以下の点を除き、概ね適切に行われている。

【意見①】換価処分早期実施と時効完成分のチェック

(概要)

不正軽油に係る処分を受けた会社が、一括納付が困難であるとの申出により、代表者を保証人として分納約束（換価猶予）をしたが、当該約束が不履行となったため、平成13年に保証人所有の土地を差押えた。

会社については、平成14年に会社所有の土地の競売事件が開始され、滞納額の一部について交付要求による配当を受け、完納に至らなかったが、保証人の財産を差押えているという事で、また、会社は廃業状態ということで差押等時効中断の手続きは行なわなかった。

保証人の差押物件については、6回の不調に終わり、7回目の公売に付そうということで作業に入ったところ、滞納者本人の時効が完成していることが判明し、納税保証人の土地に対する差押を解除したという事例があった。

(意見)

当該事例は、保証人に対する差押が滞納者本人の時効をも中断する効力があるという担当者の錯誤に原因がある。

また、時効完成間近の滞納債権については、よくチェックし、当該事例のように保証人の保証がある場合であっても、必ず、納税者本人に対して差押えのための捜索を実施するとか納付誓約書を取るなどの時効中断の手続きをするべきである。

時効中断のため他に適当な方法がないときは、必要に応じ、滞納者の納税義務存在確認の訴えを提起することも検討する必要がある。

【意見②】納付委託と担保

(概要)

大口の滞納常習者からの口頭による分割納付約束を受け、先日付小切手を受領しただけで担保を取っていない事案があった。

当該事案の場合、最終的には収納することができたが、中途において何回か組戻しが行われた上での収納であった。

担当者にヒアリングしたところ、手形・小切手はその振出人等が金融機関との取引の停

止処分を恐れず不渡りとする事ができないため、一般的にはそれが担保的機能を果たしていること認められるので、手形・小切手を受け取った場合は、担保の提供があったものとして認識し、ほかに債権保全の措置をしなかったということであった。

確かに、地方税法第16条の2第4項でもそのように規定しているが、その前提として、その手形・小切手等が「最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り」という条件が付いている。

徴収関係個別通達では、「最近」とは、納付委託を受けた日からおおむね6か月以内をいい、「確実に取り立てることができるものであると認められる」かどうかについては、納付委託に使用する証券について支払の責任を有する者が振出人又は支払人となっている小切手又は手形が、最近において不渡りとなった事実がなく、かつ、その者の信用状態が将来悪化する見通しのない場合に限り、取立てが確実と判断して差支えないとしている。

当該事案の場合、滞納している会社が、将来信用状態が悪化する見通しはないとは言えず、この条件から外れているものと思う。

(意見)

換価猶予等をした滞納者から、手形又は小切手による納付委託を受けた場合は、将来の信用状態についても十分に検討し、不安なときは担保の提供も求めるべきである。少なくとも、組戻し等期日に納付にならない場合は、資金繰りが芳しくなく信用状態が悪化しているものと認められるので担保を取るべきである。

なお、県税の場合、換価猶予の担保としては、人的保証と有価証券（手形、小切手）を対象とし、抵当権の設定は行っていないということであるが、必要に応じて検討すべきであると思う。

【意見③】延滞金の保全措置

(概要)

手形等の組戻しに関連しての事例であるが、手形支払期日までの延滞金も入れた金額で納付委託を受けた手形を滞納者が期日に落とせないということで、本税相当分のみを納付させ返却していた事案があった。当然、延滞金については、保全措置が全く取られておらず、調査日現在も収入未済となっている。

(意見)

滞納者にとつては、それが精いっぱい金額であったことと思うが、延滞金については、本税と一緒に徴収しないと徴収は非常に難しいものとなることは明らかであるので、納税折衝のときに同時納付に向けて努力すべきである。それが難しい事情にあったのであれば、延滞金相当額の新たな手形を振り出しでもらう等何らかの保全措置をとるべきである。

延滞金は、納付を高めるための制度として設けられたものであり、その本来の機能を発揮させるためにも厳正な対応を行うべきである。真面目な納税者が損をみるような税務行政は極力排除すべきである。延滞金を完全に徴収するための更なる努力が必要である。

【意見④】延滞金の滞納処分

(概要)

ある不動産会社に対して、昭和60年8月29日に昭和56年12月期の法人県民税及び事業税について、国税調査に基づき、本税4,465,750円、重加算税938,700円を追徴した。昭和61年12月25日同社の所有する不動産について参加差押えを行い、平成8年10月21日に国税の滞納処分手続きにより、県税は本税及び重加算税について配当を受けた。この時点で、これらの県税に係る延滞金の額が確定し、その金額が5,118,580円となった。当該延滞金については、分納により納付することとなり、平成11年12月まで納付があったが、代表者が行方不明となり、その後納付が全くない状況となった。

県税には、参加差押えした土地が、第一順位であった国税の滞納処分完結による差押え解除で順位が繰り上がり、第一順位の差押えとなっていた土地があった。

県税では、本税に滞納はなくなったが、延滞金だけの滞納について、長期間換価処分の手続きを行わなかった。

当該土地について平成21年8月になって調べたところ、当該土地は開発許可の条件として、市に所有権を移転しなければならぬ緑地予定地で公売ができない土地であることが判明し、当該土地の差押えを解除していたという事例があった。

(意見)

このような結果となった主な原因は換価処分の遅れである。

早い時期に換価処分を行っていたれば、その時点で当該土地の換価価値がないということが把握でき、ほかの滞納整理の手立てもできたことと思う。【意見③】で記載したとおり、延滞金についても、本税同様の徴収の努力をすべきである。

【意見⑤】グループ管理

(概要)

法人県民税及び法人事業税の追徴税額が滞納となっていた親会社と子会社について、親と子のそれぞれの住所を所管する班で管理していた。

(意見)

グループ会社については、一元管理し、対応すべきである。

滞納者側は窓口が一つで県税が複数では、滞納者の方に余計な負担を強いることになり、また、県税の方がバラバラでは、統一した滞納整理がおぼつかないこととなる可能性がある。

グループ会社の滞納については、一つの債権として、全体の徴収を見据えた滞納整理事務を推進する必要があると認められるので、各班の連絡協力を密にしてグループ会社等の把握に努め、同じ担当者が、あるいは共同して滞納整理を行うべきである。

【意見⑥】市町村との連携

(概要)

差押物権が長期間放置されている事案について、担当者にヒアリングしたところ、土地は県が差押えをしたが、建物については市が差押えているため公売手続きができず長期間塩漬けの状態としているというものがあつた。

(意見)

市町村との連絡協力を密にし、効率的な滞納整理事務を推進すべきである。

【意見⑦】分割納付の期限

(概要)

大口の滞納者について、担保の提供もなく、口頭による分割納付約束を行い、月々少額の入金をさせ、完納までの年数をみると1年超という事案が多々見受けられた。中には、本税だけで14年というものもあつた。

(意見)

換価猶予する場合、50万円超の滞納額がある場合は、担保を徴すこととなり、また、分割納付する場合は、1年以内という制限が設けられている。また、滞納徴収金を納めることについて誠実な意思があると認められる場合という前提があり、分割納付の期日までに納付がない等の約束違反があれば、猶予を取消すこととなっている。

口頭による分割納付約束は諸々の事情があり、やむにやまれず行われていることと思うが、正規の換価猶予の条件等が前記のようになっているので、債権保全等については、さらにきちんとした対応が必要と思われる。

担保を徴し、分割の約束違反等があれば、ただちに差押等の処分を行うべきものと思う。

【意見⑧】搜索*

(概要)

各県税部で、滞納整理における財産調査の状況をヒアリング等により検討するも、ほとんどが、金融機関等に対する文書照会、市町村に対する住民票及び固定資産の文書照会等で終わっている。

※搜索：租税債権実現の手段として差押えるべき財産の発見等のため、滞納者の物又は住居その他の場所を探し求めることである。

搜索の権限は、搜索を受ける者の意見に拘束されない強制力のある調査であり、極めて強力な権限である。

(意見)

滞納整理には、搜索という強力な手段があるのであるから、これを有効に活用できるように担当者の教育育成が望まれる。

第3章 県税システム

第1節 税務の電算システム

1. 電算システムの沿革と現状

(1) 税務の電算化の沿革

青森県では税務事務に関わる業務の効率化・迅速化・的確化を主たる目的に、税務課が主体となり、昭和49年から全国自治体の中でも先駆的に電算化を進め、平成元年までには全税目を電算処理するシステムをホストコンピュータ上に作り上げた。

これとは別に、企画政策部情報システム課が、日常の庁内業務を円滑に進めるため、県庁全庁内を各県民局も含めて光ファイバーの高速回線で結び、電子メールやファイナルサーバといったネットワーク化を進める全庁ネットワーク LAN (以下全庁 LAN と略) を構築した。これらのシステムインフラのもとで、職員一人に1台の割合でパソコンが与えられ、税務以外の事務処理も含めて電算化が図られている。(図1. 参照)

税務事務全体で使用するコンピュータおよびネットワーク等のシステムインフラは、大きく分けて以下のように2分類される。

① 定型事務：納税通知書作成、調定決議書作成、収納仕訳、未納一覧等

主に県が NEC よりリースしているホストコンピュータ(ACOS)上で稼動しており、税務に関係するすべてのプログラムは税務課税務電算グループ(専任職員6名)の職員が開発にあたり、一部プログラム開発の外部委託も含めて、税務課の予算で開発ならびに保守を行っている。

② 非定型事務：見積資料、調定伺、滞納整理(個票)作成等

企画政策部情報システム課が管理する県下の全庁舎へ配線した光ファイバーによる高速回線を経由して、全庁 LAN 上に配置されたメールサーバ、ファイナルサーバにデータを収納し、これも全庁 LAN に接続された職員各自に貸与されたパソコン上で文書として処理されている。(図2. 参照)

1 電算化の目的

- 事務の効率化・迅速化・的確化
 - 定型業務
 - 大量データ処理
 - 情報の伝達、検索
 - 資料作成
 - 手作業の自動化
- 情報活用的高度化
 - 多面的な利用
 - 意志決定・判断の支援



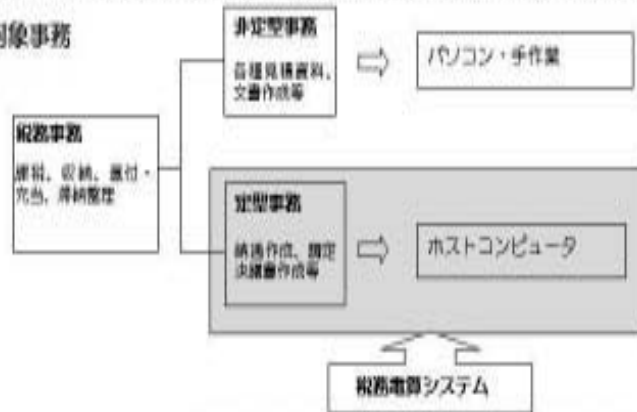
＜図1. 税務課上りの受割資料；税務電算関係資料P.1＞

2 税務電算システムについて

税務においては、県行政の各分野の中でも最も早い時期から電算化に取り組み、青森県電子計算組織を利用したシステムを昭和47年の自動車税を皮切りに順次開発し、平成元年度までには全税目について電算システム化を完了した。

電算処理に関する事項については、「税務電算事務処理要領」において定めている。

(1) 対象事務



課税事務、収納事務、滞り事務、滞り事務のうち定型的な事務
 (各税目の具体的な電算処理対象事務については、税務電算事務処理要領に記載している。)

＜図 2. 税務課よりの受領資料；税務電算関係資料 P. 2＞

(2) 税務電算システムの現状

システムの開発と運用の現状は、以下の通りである。

① システム開発手法

プログラムの開発体系としては、税目別のアプリケーション・プログラム開発手法を採っている。プログラムとデータベースは、税目別に稼働するよう分かれており、データも税目別のデータベースであり、共用や統合はされていない。

共有情報のほとんどはコンピュータからの出力紙に手書き追記で事務処理され、別途、稟議書にて決裁された情報のみがホストコンピュータに入るシステムになっている。

納税者情報の確認等のデータベース・アクセスには、住民や企業からの問い合わせがあれば、ホストコンピュータ上の定型事務用オンラインシステムを使用している。頻度は少ない。

② ホストコンピュータとの連携および相互利用

(1) の①定型事務、②非定型事務の間では、プログラムもデータベースも独立しており、ホストコンピュータとファイルサーバーシステムやパソコンとの間でデータの直接共有および自動連携はない。他の団体から提供されるデータ(地方自治情報センターからの自動車登録に関するデータ、銀行からの領収済み通知データ、等)も、各団体とネットワーク回線で接続されたコンピュータからデータを受領する。

しかし直接ホストコンピュータには取り込めないもので、いったんフロッピーディスクに落とし、それをホストコンピュータにバッチ処理で読ませたり、あるいは各所属から提出された紙による入力帳票をバッチすることで、ホストコンピュータで処理できる形式にしている。(図 3. 参照)

③ 電子決裁および電子承認機能

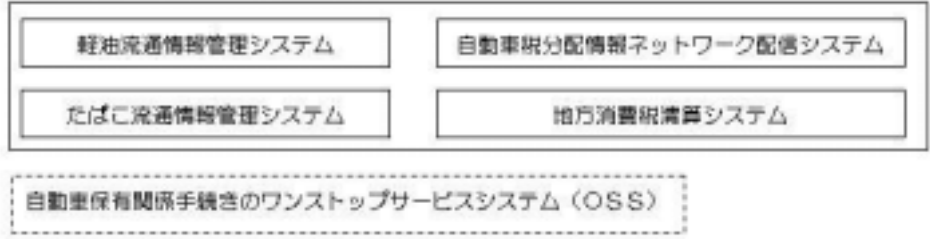
税務事務において電子メールやファイルサーバーを経由した電子決裁の機能はない。現状は、パソコンから出力された稟議書で決裁を受けたデータを、手入力でホストコンピュータに入力し、出力した決裁書類が原本となる。この時点で、パソコンやサーバー側のデータは消去される。

④ セキュリティ管理

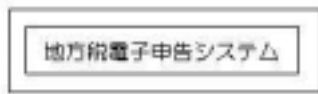
ホストコンピュータへのアクセスは、各県税部内でグループ単位に割り振られた ID パスワードにより行う。全庁 LAN にアクセスする場合には、職員個々にホストコンピュータとは異なる ID・パスワードが割り振られていて、このような異なるアクセス管理の方法を採るのは、コンピュータどうしで直接連動をさせない方が、「情報流出の心配が少ない」ことが主な理由である。

都道府県間にもたがる情報を処理するシステム

◆ 財団法人地方自治情報センター



◆ 社団法人地方税電子化協議会



<図 3. 税務課よりの受領資料；税務電算関係資料 P. 4>

⑤データ管理
 税務課税務電算グループでは、ホストコンピュータ上のデータを正式なものとして
 いるが、当該データは次の理由で完全なものではない。

- イ．国税から提供を受けた電子データには、不動産貸付業や駐車場の規模の判定
 等地方税の賦課に必要な情報が入っていない。このため不足する部分は県職員
 が税務署へ出向き確定申告書の添付書類等を書写し賦課資料として使用してい
 る。
- ロ．国税から受ける電子データは国税における確定申告書の電子化には相当の時間
 を要するため提供の時期が遅くなり、県職員が当該データに基づき調定を行
 うのに十分な時間が足りない。

以上の理由から職員がコンピュータ・データによせる信頼は低い。コンピュータ処理よ
 りも紙に書かれた情報を電話やFAXでやりとりをする事務処理が主体となっている。

2. 実施した手続

- ・ 「青森県情報セキュリティポリシー」（企画政策部情報システム課より受領）青森
 県セキュリティ基本方針、青森県セキュリティ対策基準を閲覧
- ・ 「税務電算事務処理要領（平成4年版）」税務課より借用して閲覧
- ・ 「税務オンラインシステムに係る情報セキュリティポリシー実施手順」（税務課よ
 り受領）閲覧
- ・ 「平成21年度税務電算グループ事務実施要領」（税務課より受領）
 税務課税務電算グループへ質問により、システムの概要、運用方法、運用コスト等
 を把握した。
- ・ 各県税部(6箇所)の情報システム管理担当者へ質問と、執務室立入調査により、シス
 テムの運用方法、セキュリティ管理の実態を調査した。
- ・ 企画政策部情報システム課システム管理運用グループへ質問によりシステムの運用
 方法を調査した。

3. 監査の結果

以下の点を除き、税務事務に関するコンピュータ利用については、概ね基準、規則に則
 った処理が行われているものと思われる。

(はじめに) システム全体の問題点
 国税の電子申告(e-TAX)や地方自治情報センター等の外部ネットワークシステムと連動
 していない。
 IT導入の目的は、組織内の情報収集効率アップと情報共有により業務を円滑に進めるこ

とで、行政コスト削減と効率アップを図るものである。

本県の場合、外部ネットワークシステムから受領した元データに地方税賦課に必要な情報が全て入っているわけではない。各税目の賦課担当職員がそれぞれ税務署へ赴いてデータの補充を行っている。重複する情報が、税目別に何も整理をされないままホストコンピュータ上に集められている。さらなる事務の円滑推進、情報収集効率アップには、情報共有が必要である。情報共有とデータの統合化が進めば、何人もの職員が同じ情報を税務署へ行って書写する必要もなくなる。

【意見⑩】 IT化の基本戦略

(意見)

IT化および電算化の基本戦略を、情報活用の本来的目的となる以下の項目に求めるべきである。

イ．情報活用的高度化による業務の一貫性の確保

納税者に提供される情報の一元化により、納税者を混乱させないことが肝要である。住民や企業からの問い合わせに対しても、個別情報の管理部門ごとにたらい回しにすることなく、一回の問い合わせで用事が済むようなワンストップ・サービスをめざすべきである。

ロ．部門間の事務処理の効率化

納税者に関する情報収集効率をあげ、税務署へ出向いて調査した情報の追記を各賦課部門と納税部門で共有することにより、税目毎の徴収漏れを防ぎ、税負担の公平性を確保することをより一層進めるべきである。

(改善提案) 最新 IT 技術の導入

最新の IT 技術導入により、未解決の問題を改善する必要がある。改善すべきポイントを以下にあげる。

- ・ 情報の高度利用 (情報共有、検索容易性、情報アクセス者の制御)
 - 主な技術：リレーショナル・データベース (RDB) 化、各種データ検索システムの導入
- ・ 電子決裁導入による事務処理のスピードアップと承認プロセスの透明性の確保
 - 主な技術：ワークフロー、電子メール、電子決裁、電子捺印等の導入
- ・ 情報セキュリティの確保
 - 主な技術：アクセス制御 (アクセス者の制限、警報、ログ管理)、ウイルス対策、ファイルサーバープログラム等のレベルアップ

【意見⑪】 ペーパーレス化と情報の高度利用

最近の民間企業や他の自治体の著しい IT 化ならびにペーパーレス化の促進と比較すると、本県税務システムは非効率である。

本県の税務システムは、システム化の前提となる業務効率化が不十分で、高額なホストコンピュータのリース料や高速の光ファイバー網の回線使用料など多額の IT 費用を負担しながら、事務処理が書類 (紙) の受渡し中心で IT 化されていない。「セキュリティが大事故だから紙で受け渡しをする」という現況は、IT 化・電算化の目的をはずれたシステムになっているといえよう。

【意見⑫】 将来計画の策定の必要性

(はじめに) ホストコンピュータ廃止の動向

自治体の行政システムの利用効率の悪さを指摘されているのは、本県に限ったことではない。総務省や財務省が進める電子申請、電子申告および電子納税制度への対応を契機として、外部行政ネットワークとのオープンネットワークによる情報共有が整備されてきている。これら外部システムと庁内システムとの情報の共有や連動を目的として、長期的視点からホストコンピュータの使用を見直す自治体が増えてきている。

また、投資の面からも、ホストコンピュータの更新、維持管理は莫大な経費がかかるので、価格の面で有利な WEB サーバやオープン・ソース・システムの利用による小型サーバの複合システムへの移行により、情報の共有化と業務効率の追求を検討すべき時期にきているといえよう。

(意見)

平成元年に全税務事務の決裁処理をホストコンピュータへ登載し終えたことで、過去 20 年間に亘る事務の電算化は山を越えた。

今後の 10 年を考えると、税制改正に伴うシステム改修が必要な上、県全体での事務量が減る見込みは少なく、一方で職員数は団塊世代の退職等で減少傾向にあり、また税務処理ノウハウがすべて電算システムに反映しているとは言えない状況であり、これから 10 年先までを見通した業務のあり方、IT の方向性を検討する時期にきている。

第2節 税務電算システムのコストと現状

1. 電算システムの管理と予算

(概要)

ITインフラ*の予算と管理は次のように二元化している。

イ. 情報システム課は、ホストコンピュータ本体とそのデータ入出力装置、通信制御装置及びこれらを動かす基本ソフトの導入および維持管理を行う。さらに、全庁 LAN に関わるハードウェアと基本ソフトの導入および維持管理も担当する。

ロ. 税務課をはじめとする各業務の所管課は、税務及び人事給与等の各アプリケーション・プログラムの予算措置を行い、開発ならびに保守管理を行っている。

※IT インフラ：県庁舎内と各県民局を結ぶ光ファイバー高速回線、ホストコンピュータ及びネットワーク管理のためのドメインサーバー、ネットワーク監視サーバー等のサーバー機群である。

ホストコンピュータ以外の各部課の業務サーバーや専用アプリケーション・プログラムは、各部課において予算措置を含め開発・管理を行っている。

企画政策部情報システム課によれば、本県の電算システムは、最初のホストコンピュータ導入以来この予算措置と管理体制で維持・更新をおこなってきた。全庁 LAN の導入も同様であった。「管理が二元化しているという事実はない」とのことである。

【意見⑨】管理体制の見直し

ITガバナンス*の面からも問題が多い。

県全体での IT 投資がもつ効率よくできるような管理体制に改めるべきである。県全体としての IT ガバナンスは個々の IT 投資やその効果を管理するだけでは不十分で、組織全体での費用対効果については、経営戦略と IT 戦略との整合性をもって、IT 投資額を決定し、組織の在り方や人員・体制、リスクに関連する事項を総合的に検討してかかるべきである。

※IT ガバナンス：「企業が、IT に関する企画・導入・運営および活用を行うにあたって、すべての活動、成果および関係者を適正に統制し、目指すべき姿へと導くための仕組みを組織に組み込むこと、または、組み込まれた状態」(経済産業省；IT 経営ポータル WEB サイトより抜粋)。「企業」を「経営組織」として読み替えると県庁にもあてはまる。

2. 税務電算システムにかかるコスト

(1) 税務事務の電算システムにかかる費用 (概要)

現在稼働している税務アプリケーション・プログラムにかかった投資額を、表 1 に示す。表 1 は現在稼働しているプログラムに関する開発費用であり、電算機の導入からの

開発費総額ではない。また、開発したプログラムの償却費用、リース契約の利子、基本ソフトの使用料、システムソフトのライセンス料は含んでいない。

表 1. 現行の税務課の電算システム投資額 (平成 12 年度から平成 20 年度分)

システム開発費	項目		金額
	法人二税 (平成 12, 13, 18 年度)	法人外形標準課税 (平成 15, 16 年度)	
	法人二税 (平成 12, 13, 18 年度)	法人外形標準課税 (平成 15, 16 年度)	215, 250
	法人特別税 (平成 20 年度)		53, 340
	コンピュータ収納 (平成 20 年度)		80, 535
			15, 750
総投資額			364, 875

(単位：千円)

(税務課資料による)

また、税務電算システムの年間の運営費用は表 2 の通りである。システム運用にたずさわる職員の人件費は含まれていない。税務課の電算システム運営費は、年平均 49, 343 千円相当となっている。

この他に、企画政策部情報システム課の予算で、各部課の共通費用として県全体で外注費を年平均 50, 000 千円前後費消している。この外注費の主な内訳は、データ入力作業のパンチヤーとシステムのオペレータの費用とのものであり、30%～40%が税務課からの依頼作業にかかっている。 (情報システム課からの回答)

これらを合算すると、税務課だけでシステム運営費用は年間平均 65, 000 千円～70, 000 千円となり、表 2 でもわかるように、その費用は右肩上がりが増えてきていることがわかる。

表 2. 現行の税務課の電算システム運営費 (平成 16 年度から平成 20 年度分)

費目*	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	計
印刷費	30, 932	28, 473	27, 718	29, 479	34, 642	151, 244
役員費	0	0	0	39	257	296
委託料	12, 485	31, 647	12, 343	12, 149	11, 913	80, 537
賃借料	0	1, 969	4, 219	4, 219	4, 234	14, 641
計	43, 417	62, 089	44, 280	45, 886	51, 046	246, 718

(単位：千円)

※主な費目の内訳： (ソフトウェア償却費、オペレータ費用は含まず。) (税務課資料による)

- ・印刷費：県税務統計、各種広報誌、納税啓蒙パンフレット等の印刷費
- ・役員費：ホストコンピュータから印刷出力した用紙で個人情報記載があるものを各県税部へ配布する宅配事業者の費用

- ・委託料：指定金融機関への納税金額・納付者リストとりまとめ作業費用、コンビニ収納にかかる回収代行費用、納付書等の圧着紙ハガキへの印刷外注費
- ・賃借料：電子申告ネットワーク端末、コンビニ収納納付状況確認端末等の各種端末のリース料

【意見⑤】外部委託の問題点

システム運営費の中で高額の印刷費、委託料についてヒアリングした結果、納税通知書作成、収納仕訳、未納一覧作成といった100万件単位のデータ処理は、税務課職員が主体となりほとんどホストコンピュータ上で処理している。
納税通知書などについては、圧着印刷用の専用プリンタを持たないため、特殊印刷対応の事業者へ外注している。高額な圧着印刷対応プリンタのリース料を考えれば妥当な措置だが、個人情報セキュリティの問題は残る。
外注契約の際には、個人情報保護を中心に情報管理の注意義務および守秘義務にかかる契約を忘れずに行っていただきたい。

(2) 税務事務にかかわる職員の IT 装備率 (概要)

各県税制では、オンライン端末で賦課及び納付の状況を検索または更新している。さらに納税通知書等作成のため各県税制には専用プリンタも配備されている。(表3)
また、県庁と各県税制は光ファイバーの高速回線で結ばれており、職員一人当たりの IT 装備率は100%以上で、職員が使用できる IT インフラは十分である。

表3. 税務課および各県税部の端末パソコン台数 <平成21年9月1日現在>

部課	職員数 (臨時職員含む)	税務課調達パソコン		情報システム 課配布パソコン	合計(台)	IT 装備率 (%)
		税務オンライン専用端末パソコン	日常業務用パソコン(非定型事務用)			
税務課	21	6	オンラインと共用	15	21	100
東青	57	8		48	9	65
三八	32	8		27	5	40
下北	15	6		11	4	21
西北	23	7		18(2)	5	30(2)
中南	29	8		23(5)	5	36(5)
上北	25	6		20	5	31
合計	202	49		147	48	244(7)

(税務課・各県税制システム管理担当者へのヒアリングから)

【意見⑥】IT 投資効率の見直し

県内民間企業には負担が重すぎて装備できないほどの高額な IT インフラ環境を持ちながら、滞納整理等、複数税目にまたがったデータをまとめて参照できる仕組みはない。また各県税制はフレイムサーバスを置いてデータ管理をしているが、サーバの情報は文書形式 (Word, Excel 形式) で格納されており、未だデータベース化されていない。したがって重複した個人情報がいくつものフレイムにわたって存在する。

さらに、担当職員が臨時にアクセス権限をもらって柔軟に他部課のデータにアクセスできない等、投資効率が悪い。

【意見⑦】古い基本ソフトの使用中止

事務が紙ベースの割には、保有するパソコン台数は十分であるが (表3)、中には、事務用であることを理由に、マイクロソフト社のサポート期限が2010年7月13日にせまっている Windows2000 の基本ソフト上で稼働させているパソコンも数台あった。

事務処理効率及びセキュリティなどの問題点から、できる限り最新のソフトウェアが稼働できるパソコンに切り替えていくべきである。

3. 税務情報の高度利用

(概要)

税務電算システムのプログラムやデータベースは、税目別に稼働するよう分かれており、データの共用や統合はなされていない。個人事業税の事務処理フローの例を挙げる。

＜図4. 個人事業税の事務処理フロー＞

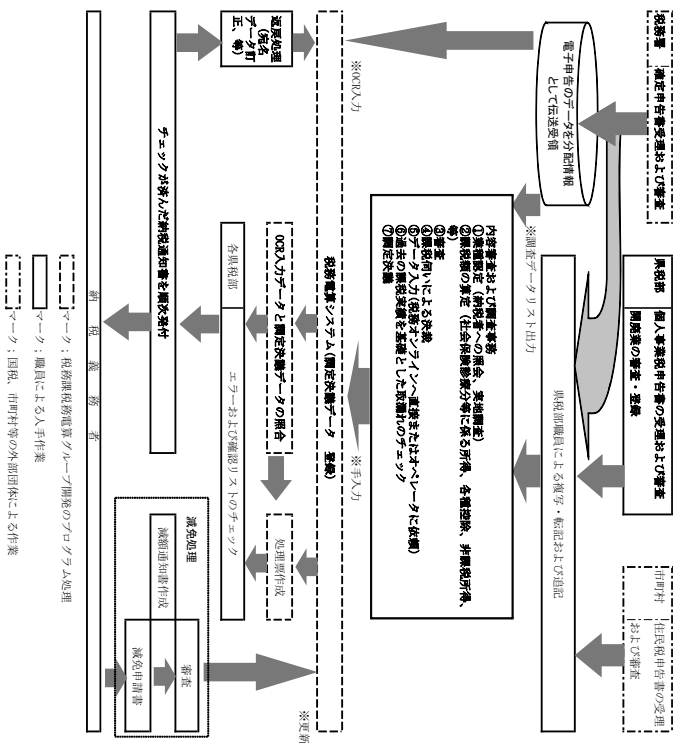


図4をみてもわかるように、ほとんどの業務はWord/Excelベースの文書作成（個人のパソコンでの情報管理）であり、調定決議されたデータのみが電算システムに登録されている（破線部分）。
県民が税を納付後、納税データがホストコンピュータに登録されることになる。

（検出された事実）データの利用率
せっかく職員が税務署へ出向いてまで収集したデータは税目別にコンピュータ上に格納され、他の税目から利用できない仕組みである。
・現在の賦課情報についてオンラインでは、ある税目の賦課情報から、他税目の賦課状

況は確認できない。

・ホストコンピュータへ入った調定決議の情報は、税目別データベースになっているため、担当者は税目間で共有できない。

・各税目の滞納状況は、担当者に依頼してオンラインで検索してもらわないかぎり、把握できない。

また、次のようなデータ利用率の悪い例もある。

- イ. 個人県民税の延滞金総額について、各県税部において個々の市町村ベースでは把握しているが、果全体での集計機能がない。
- ロ. 自動車税の賦課保留を一括認定できる仕組みを有しているにもかかわらず、賦課保留額を集計する機能がない。

【意見⑩】データの共有・統合化

上記の（検出された事実）に対処するため、職員はホストコンピュータから紙で出力したデータや他の部門で作成した統計データをひろって、自部門で必要な情報に加工してExcelで集計し、統計資料の再作成を行っている。これらのデータ再入力はかなり人手を要する作業になっている。

せっかく共有可能なデータがホストコンピュータ上に入力されているにもかかわらず、職員が、相互に関連をもつデータをスムーズに検索・収集できないのでは、データを持つ意味が半減する。早急に、いろいろな条件を入力して検索利用できるようにデータベースを構築する必要がある。

税務課税務電算グループへのヒアリングによると、データ共有・統合の促進をはかれない理由としては、職員から「データを共有してほしい」というニーズがあつていないことと、税目によっては、他税目の担当者には開示できない情報もあるため、とのことである。このため、現状の細分化されたアプリケーション・プログラムで運用せざるをえない、とのことである。

【意見⑪】リレーショナル・データベース*の導入

賦課情報と納付状況のデータ管理を、データの相互参照が容易に行えるリレーショナル・データベース搭載のサーバ型システムに変更することを検討すべき時期にきている。

これが実現できれば、メリットとして、

- ・職員が税務署で書写したデータが適切に他の税目へも反映できるので、税目別に担当職員が何度も税務署へ足を運ぶ必要がなくなる。
- ・Excelファイルをインターネット（窓口）として、納税者毎に税目別の納付状況や滞納状況を一度に検索することが可能になる。
- ・賦課・滞納情報から納税者毎の年度をまたがった納付サイクル等を見つけることができるので、市町村へ所得情報をいちいち確認しなくても、大体の所得推移を予測することができる。督促のタイミンズを検討する上でも、効率のよい情報の管理ができる。

※リレーショナル・データベース：

データ相互の関係付け、検索条件付けを容易に設定・変更できるデータ管理システム：MySQL、UDR、Oracle等

4. 電子決裁機能の導入と承認プロセスの透明性の確保
(概要)

決裁が済んだ測定データのみがホストコンピュータ上で更新されることになっているため、現状では、情報管理者の承認をコンピュータ上では確認できない。

各県税部の測定決裁書の捺印欄を見ない限り起案者・承認者・決裁者が判別できないシステムになっている。これは各県税部によって、測定決裁書が、専用様式の書類に手で記入したり、Excelで作成されたり、統一されていないためである。

故意または偶発的な事故(税率適用ミス、臨時減免制度による計算ミス等)によって誤ったデータ更新が行われた場合、当該帳票にあたるまで、ミス・改ざんを発見する手段がない。「承認プロセスの透明性をいかに確保しているか」との問いに対しては、税務課税務電算グループの見解は、「本県の場合は、稟議書への捺印が証跡管理のすべてである」とのことであった。

【意見⑩】証跡管理と電子決裁機能の導入

民間企業や他自治体の場合、納税者情報のような重要なデータの更新には、証跡管理が行えるようにシステム上に更新者と承認者の記録が残ることになっている。「何月何日に誰の承認で決裁が行われたのか?」をシステムで確認できない理由として、「プログラムが税目別システムの集合体となっており、ホストコンピュータ上のデータ自体も完全性を有していない。」との回答があった。しかし莫大な費用をかけて整備したシステムである。データの完全性に支障をきたさないようにするべきである。

決裁書の作成がすべて紙ベースなので、ミスや不正な変更等があった場合にも発見しにくい環境にある。このようなリスクに対して、予防的対策の面からも、日常利用するデータはデータベース・サーバに統合して、アクセス権限の適切な割り振り、ログの確保をもっときめ細かくかつ柔軟に行える仕組みに変える必要がある。

さらに、作業した個人を特定できるワークフロー[※]、電子捺印、電子決裁等の機能を装備すべきである。最近の電子決裁システムはこのような責任権限の明確化と証跡管理を行う機能が標準的に装備されているので、導入を検討したほうがよい。

※ワークフロー：コンピュータ上で業務フローを作成する際に、データの起票者、承認者、決裁者の登録を同時に行える機能で、組織単位、作業グループ単位に承認ルートとその制限も合わせて定義できるシステムである。

第3節 情報セキュリティ管理

(はじめに)

税務情報は個人県民税、自動車税等に代表されるように個人情報の塊である。現在は、「青森県情報セキュリティポリシー」に準拠して税務課が制定した「税務オンラインシステムに係る情報セキュリティポリシー実施手順」に則り、ホストコンピュータや部局毎に設置されているファイルサーバの中へ入るには、ログインIDとパスワードによるアクセス制限を含めて厳しく規制が敷かれている。

担当者でも部署で管理責任のあるデータを参照したりダウンロードしたりするのに、そのつど税務課に依頼してデータを抽出してもらわないとデータ参照できない等、業務効率を阻害するほどである。しかしながら、事故が起こった際の証跡管理ができておらず、罰則規定も明記されていない。

1. 紙によるデータ配布・開示が有するセキュリティの問題
(概要)

事務で日常利用するデータは、ホストコンピュータからの出力用紙に手で加筆修正したものが台帳として管理されている。当然、個人情報が詳細に記載されている。しかしながら、これらの書類は電算室で配布内容を点検し、梱包された後は、外部運送業者へ委託されて各県税部へ配布される。万が一、配送トラックが事故を起こし、書類が散乱したりした場合、どの情報がどこまで流出したのか追跡調査することは不可能に近い。

【意見⑪】紙による個人情報の取扱の抑制

最新のサーバコンピュータから漏れた情報であれば、ネットワーク経由でバックアップされた場合なら、相手 IP アドレスを特定できるので、相手のドメインの所属団体等から追跡調査が行える。

- ・内部で不正取得したIDを利用して情報を抜き取った場合でも、IDの使用履歴から、不正取得をおこなった個人の特定は容易である。

いずれのケースでも、実際に不正取得を行った個人が特定できれば、そのルートからどこまでデータの提供が及んだかの追跡調査も可能となる。

また、個人情報に記載された書類は、用済み後に廃棄されるが、この費用もかなりの額にのぼっている。表4に個人情報記載書類の廃棄にかかわる費用をまとめたが、各県税部ともかなりの金額を負担している。

表4 個人情報記載書類及び機密書類の年間廃棄費用 (平成20年度分)

部局	年間廃棄文書 (単位: kg)	年間廃棄委託費用 (単位: 円)	備考
税務課	1,000	30,000	焼却
東青	7,500	236,250	焼却 (この他、機密文書の全庁回収時に2ヶ月に1回段ボール20箱ずつ搬出)
三八	2,000	100,000	裁断後リサイクルへ (この他、三八合同庁舎全体で地域連務部の回収に毎月段ボール2箱搬出)
下北	780	780	焼却
西北	1,300	39,000	裁断後段ボールリサイクルへ
中南	1,800	9,700	焼却
上北	2,500	200,000	裁断後リサイクルへ
合計	16,880	615,730	

必要最小限のデータのみを紙で印刷しコンピュータ上に整理格納されているデータは、全庁LANのセキュリティの下で、画面で参照する事務形態にあらためるべきである。

2. 書類の保管および管理の問題

(概要)

個人情報の記載がある出力用紙を、執務時間中机上に放置したままのケースがあった。また、帰宅時にはロッカーに収納して施錠する規定になっているにもかかわらず、鍵のないロッカーに保管されている書類もあった。

表5 個人情報記載書類の保管分類
<平成21年10月13日現在>

個票 (滞納整理票等)	施錠管理あり	施錠管理なし
ホストコンピュータ出力用紙で個人情報の記載のあるリスト類	5	1

(事務所数)

【意見⑩】個人情報の保管・管理体制の見直し

各県税部とも執務室内なので安全であり、執務室全体が施錠管理されているので問題なし、との判断であった。情報セキュリティポリシー実施手順の規定をきちんと守るべきで

ある。規定によれば、出力帳票の管理責任は税務課から各県税部へ引き渡された時点で、税務課の情報セキュリティポリシー実施手順の対象外となる。しかしながら、内容は県民の個人情報である。「各県税部で独自のセキュリティポリシー実施手順があり、それに準拠すればよい」というのは疑問が残る。統一した詳細な保管・管理体制の規定を作成するよう求めたい。

3. 職員のID、パスワード管理について

(概要)

個人を特定するID・パスワードの管理について、税務電算システムは、部・課別に共用IDとパスワードを発行し、オンライン操作に従事するのは個人を特定することなく、この共用IDで識別されている。

各部署で使用するグループサーバ(共用文書保管用)には個人別に付与されるIDによって、利用者であることの確認を行い、パスワードによって利用者が本人であることを確認するアクセス管理機能が実装されており、ログオンする際は、個人別のIDとパスワードの入力が要求される。

パスワードは利用者自身により変更することができるが、システム側で不正使用を防止するため、一定期間ごとに変更を要求するような機能はない。そのため、不正取得したIDを使用されると追跡調査の段階では判別できない。

現在、民間や他の自治体が使っている先行システムでは、通常は初期設定のパスワードでログインした後、個人でしかわからないパスワードに変更をうながす警告システムが設定され、パスワード自体も英字・数字の混在の6文字以上の文字列でなければ設定することができないよう制限されている。

さらに、本県の場合、一定期間経過後にパスワードを無効化するシステム機能は存在しないため、同一のパスワードを長期間(1年以上)使用することが可能であり、第三者にパスワードが漏れる可能性が高くなる。

【意見⑪】パスワードの有効期限

万が一、パスワードが第三者に漏れた場合、不正操作による情報漏えい、データの改ざん及び消去等のセキュリティ事故が発生するおそれがある。ファイルサーバの情報を適切に保護するためには、パスワードの有効期限を定め、定期的にパスワード変更が強制されるシステム機能を導入することが望まれる。

【意見⑫】パスワードの強度

税務オンラインシステムへのアクセスや、グループサーバのパスワードについては、「青森県情報セキュリティポリシー」、「税務オンラインシステムに係る情報セキュリティポリシー実施手順」にて、その設定に関するルールが定められている。

しかしながら、設定ルールは具体的ではなく、パスワードの強度(類推のしにくさ)や管理に関して個人の解釈に依存する記載となっている。このため、類推されやすいパスワ

ードを使用しているユーザが多数存在する可能性があり、万一、パスワードが第三者に漏れた場合、不正操作による情報漏洩、データの改ざん及び消去等のセキュリティ事故が生じるおそれがある。

【意見⑨】 ファイルサーバーのアクセス管理

さらに、各県税務局ファイルサーバーのアクセス管理は、管理責任者が各県税務局の（正）部長、（副）管理課長になっているが、実際の管理は管理グループ内の一般職員が行っている。職員の IT スキルはレベルがばらばらで、企画政策部情報システム課の研修を受けた後に担当することになっているが、日常の税務事務をこなしながらの全職員の ID 管理、セキュリティ管理は各県税務局とも相当な負担になっている。

各県税務局に IT 専任をおく必要はないだろうか。また、職員の IT レベルアップのための研修範囲の拡大も必要となるう。

【意見⑩】 パスワード管理のルール化

パスワード管理のルールとして、例えば一定のルールを満たさないものは受けつけない機能を盛り込むことにより、パスワード管理を自己責任として徹底する必要がある。一例をあげると、

- ・パスワードは最低でも6桁以上としなければならない。
 - ・パスワードは英数字小文字大文字を組み合わせたものとしなければならない
 - ・3ヶ月に一度、システムから自動でパスワードの変更要求が発信され、パスワードを各自で変更しなければならない仕組みとする。
 - ・税務電算システム（オンライン）も、共用 ID ではなく、できれば個人別に付与される ID によって、利用者であることの確認を行い、パスワードによって利用者が本人であることを確認するアクセス管理機能を実装すべきである。
- また、共有ファイルやデータベースへのアクセスは、個人が特定できる環境でログアウトされる度、ログファイルが自動変更され、アクセスログがサーバー管理者権限以外では消去されないファイルに格納されなければならない。このような機能をもったサーバーコンピュータを装備すべきである。

4. 職員用パソコンやファイルサーバーへの外部データ持込について
(概要)

青森県セキュリティポリシーによると、情報の漏洩やインシデントとされたソフトのライセンス管理・不正コピー防止には対策が行き届いている。また、フリーソフトと呼ばれる（著作権者が債権を放棄した）無償ソフトのコピーやインストールにもチェックがなされており、年に2回企画政策部情報システム課による、インシデントの内容確認が行われている。しかしながらファイルサーバー外部から持ち込まれるソフトやデータに関しては、ウイルス対策管理しかされていない。

【意見⑪】 外部から持ち込まれたデータのセキュリティ管理

誤って外部から不当なデータを持ち込まれることがないように、入力データや追加ソフトの履歴管理も3ヶ月に一度程度定期的に行われるべきである。企画政策部情報システム課による監査は3年に一度とのことと、これでは、現場の管理担当者の負担が増えるばかりで、細かいところまで手が回らない。

これらの作業を、各県税務局の管理担当者が人手で行うには限界があり、相応のセキュリティ管理ソフトを導入すべきである。

第4節 障害発生時の対応

1. ホストコンピュータの障害対策、防災措置

(概要)

ホストコンピュータは、耐震建築の施された果実倉内に設置されていて、障害発生時には、税務課のシステム担当職員がすぐにつけつけられるように応急処置体制はとられているが、ホストコンピュータ自体が一台で、他の人事給与や経費精算などのアプリケーションも同時に稼動しており、他のアプリケーションやサブシステムが原因でダウンした場合の回避系（バックアップ用）の予備機はなく、復旧を待つしか方法がない。

また新規プログラム開発や調査等に利用されるテスト環境も乏しく、当該テスト環境には、本番環境（実際のシステムの稼動環境）より本番データ（実際の個人情報）が転送されており、最新データとはいえないもののテスト環境の利用者は本番データが閲覧できる状況である。ホストコンピュータの臨時利用者には、企画政策部情報システム課へ申請書にて作業者、作業時間等の申請が行われて臨時利用IDが付与される。また、この申請書元を企画政策部情報システム課員が必要人数分のコンピュータ室内退室用IDカードを作成し、税務課担当者が確認して、臨時利用者にIDカードを手渡している。

【意見⑨】障害対策の作業記録の保全

緊急時、障害対応のためテスト環境・本番環境にて作業を行った場合に、当該申請書が作成されていないケースがある。維持管理会社より提出された障害報告書では、作業を行ったのが職員本人なのか職員からIDカードを貸与された外注先の作業担当者なのかは判別できない。

税務課税務電算グループは、緊急時の利用においても、作業記録（全利用者、利用時間（開始及び終了）、利用目的、作業内容等）を残すよう維持管理会社のオペレータに周知徹底する必要がある。

また、ホストコンピュータのログとは別に、当該ログとオペレータにて作成された作業記録の内容を突合・承認した記録を残す必要がある。

2. フライサーバーの障害対策、防災措置

(概要)

フライールサーバー自体が各県税部のデータの退避（バックアップ）を兼ねて設置されているため、サーバー機自体にデータ保全のための多重化格納を行うディスクレイ*の機能などはついていない。また、繰返し述べてきたように、証跡管理のためにサーバー自体にアクセスログを保管しておく機能がなく、不正アクセス防止機能についてはいるが、そのプログラムが破られた場合の警報発信やログのセキュリティプログラムの自動保管・消去防止機能などは搭載されていない。

さらに、執務室内の机の上に置かれているため、持ち出そうとすれば、誰にも気づかれずに持ち出してしまうサイズであることも問題である。「個人情報記載されたファイルは暗号化して格納してあるため問題ない」との見解であるが、「マイクロソフト社のExcelや

Wordについている暗号化機能は、プログラムは正しいの方法がインターネットでも多数公開され問題になっているが、税務課税務電算グループの見解は、「セキュリテイレベルを維持し、きちんと設定しており、あとは運用の問題」とのことである。

※ディスクレイ：

複数のハードディスクを論理的に一つにまとめることによって使用者からみてディスクが一つに見えるようにする仕組みのことである。一つのデータを複数のハードディスクに分散させてコピーを持つことで、一つのハードディスクが故障しても他のハードディスクから自動的にデータの読み出しが可能となる。ハードディスクが故障してもデータ格納システム全体での信頼性を確保する仕組みである。

【意見⑩】サーバーの二重化

(意見)

銀行のATM管理システムをはじめ列車や航空機の運行管理システム等は、システムダウンを起すと、一般市民に影響が大きいので、ほとんどが二重化されて退避系（バックアップ）の予備機を持っている。税務オンラインは納税者からの問い合わせに滞滞なく応えるためには、端末を何台も用意するよりもデータが入っているコンピュータの退避系の予備機を持つべきである。障害対策としては不十分である。

(改善提案)

ホストコンピュータを本番系の他に退避系としても一台用意するのは莫大な費用がかかる。

このような状況を打開する意味でも、新システムとしてサーバーベース・サーバー、WEBサーバー、アプリケーション・サーバーと小型サーバー複数にプログラムを配置し複合環境でプログラムを稼働させるよう変えるべきである。これらのサーバー費用は一台数十万円～数百万円規模なので、全機種を二重化してもホストコンピュータの10分の1である。

税務システムのクライアント・サーバー型やWEB方式サーバー型のオープン系コンピュータ環境への移行を終えた果の事例をみても、ハードウェアの費用は格段に安くなったので、二重化による退避系の準備ができた報告されている。

また、今後、オープン系環境への移行を明言している自治体も複数あり、いずれも退避系予備機を持つことは常識になっている。障害対応、防災の面からも早期に検討を開始されたい。

第4章 徴税費

(1) 概要

青森県の一般会計の歳入額は、平成20年度で709,335百万円である。そのうち県税収入は138,565百万円であり、歳入額全体の19.54%を占めている。

税は自動的に収納されるものではないため、人件費や物件費等の費用が徴税コストとして発生する。徴税費は必要最小限に抑えることが租税原則の一つとなっている。したがって、課税する側は、適正公正な税務行政の遂行とともに常に課税の効率性を意識しながら業務に携わる必要がある。

ここでは、課税の効率性に焦点をあて、青森県の徴税費の状況及び他県との比較等により検討を加えることとする。

【青森県の徴税費の推移】

青森県における、徴税費の推移は次のとおりである。

徴税費に関する調 (県年比較)

Table with columns: 区分, H16年度, H17年度, H18年度, H19年度, H20年度. Rows include 県税調定額, 県税収入済額, 差引未納額, 職員給与, 人件費, 旅費, 需用費, 徴収取扱費, 徴税費の割合, 徴税吏員数, 徴税吏員数, 臨時職員, 1人当たり収入額, 1人当たり人件費, 徴税費, 人件費割合, 未納割合.

県は行財政改革の一環として、職員数の適正化に取り組んでおり、県税においても、職員数の減員をみているが、平成19年度から徴税費の割合が増加し、平成20年度は対収入額で3.73%と前年に比しさらに0.49%増加している。この原因は、平成19年度は税源移譲により徴収は増加したが、市町村に交付する個人県民税徴収取扱費の計算方法が変更となり徴収取扱費が増加したことによるものであり、平成20年度は収入が次のとおり前年に比し21億円落ち込んだうえに、徴収取扱費がさらに増加したことによるものである。

平成20年度 徴収対前年比較

(単位：千円)

Table with columns: 税目, 収入額, 対前年増減額. Rows include 個人県民税, 法人県民税, 個人県民税, 法人事業税, 地方消費税, 不動産取得税, タバコ税, エネルギー場利用税, 自動車税, 鉱区税, 固定資産税, 核燃料物質等取扱費, 自動車取得税, 軽油引取税, 狩猟税, 産業廃棄物税, その他, 計.

【全国との比較】 他の都道府県の徴税費の状況についてみると、平成19年度の資料であるが、次のようになっている。

平成19年度都道府県別の徴税費

都道府県 県名	平成19年度 徴税入額	平成19年度 徴税費	徴税入に 対する 徴税費 の割合	徴税吏 員数	徴税吏員 一人当たり の徴税額	徴税吏員 一人当たり の徴税費
北海道	606,661,740	22,424,872	3.70	906	669,605	24,752
青森	140,722,521	4,555,706	3.24	204	689,816	22,332
岩手	129,386,874	4,544,717	3.51	188	688,254	24,174
秋田	102,821,055	3,421,178	3.33	146	704,254	23,433
宮城	284,234,807	8,833,213	3.11	329	863,936	26,849
山形	117,321,261	3,736,208	3.18	210	538,673	17,791
福島	244,168,721	7,541,740	3.09	292	836,194	25,828
茨城	415,883,371	10,556,544	2.54	351	1,184,853	30,076
栃木	282,553,420	7,738,820	2.74	329	858,825	23,522
群馬	262,443,120	13,651,931	5.20	355	739,276	38,456
埼玉	812,131,476	23,511,684	2.90	759	1,070,002	30,977
千葉	882,376,785	22,218,935	2.52	704	1,253,376	31,361
東京	5,509,508,010	93,987,727	1.71	3,906	1,410,524	24,062
神奈川	1,280,515,299	38,887,919	3.04	911	1,405,615	42,687
新潟	284,741,517	8,513,182	2.99	358	795,367	23,780
富山	151,364,374	4,117,124	2.72	139	1,088,952	29,620
石川	158,210,987	3,938,341	2.49	165	958,854	23,869
福井	119,386,355	3,237,856	2.71	141	846,712	22,964
山梨	115,590,997	3,417,337	2.96	124	932,185	27,559
長野	258,872,498	7,579,212	3.33	289	895,753	29,824
岐阜	263,555,579	7,579,156	2.88	294	896,448	26,779
静岡	566,904,890	15,034,455	2.65	560	1,012,330	26,847
愛知	1,413,481,609	28,985,058	2.05	1,021	1,384,409	28,389
三重	273,560,690	7,447,612	2.72	295	927,324	25,246
滋賀	191,328,477	5,712,040	2.99	206	928,779	27,728
京都	336,160,913	10,534,899	3.13	419	802,293	25,143
大阪	1,426,022,926	32,044,389	2.25	1,248	1,142,647	25,677
兵庫	721,720,008	19,340,774	2.68	740	975,297	26,136
奈良	132,831,648	4,770,590	3.59	167	795,399	28,566
和歌山	101,213,292	3,745,156	3.70	165	613,414	22,698
鳥取	55,457,980	2,262,558	4.08	100	554,580	22,626
島根	70,132,866	2,774,167	3.96	124	565,588	22,372
岡山	257,608,499	7,460,052	2.90	248	1,038,744	30,081
広島	374,870,257	10,790,822	2.88	413	907,676	26,128
山口	201,290,833	6,163,722	3.06	303	664,326	20,342
徳島	86,169,259	3,338,363	3.87	151	570,657	22,108
香川	131,202,356	4,083,876	3.11	160	820,015	25,524
愛媛	161,497,550	4,700,591	2.91	188	859,030	25,003
高知	66,228,737	3,047,367	4.60	167	396,579	18,248
福岡	617,506,354	17,115,454	2.77	733	842,437	23,350
佐賀	87,781,006	3,583,652	4.08	143	613,853	25,061
長崎	117,172,649	5,434,428	4.64	255	459,501	21,311
熊本	173,847,883	6,469,891	3.72	259	671,227	24,980
大分	127,223,567	4,322,716	3.40	195	652,429	22,168
宮崎	100,345,666	4,682,310	4.67	215	466,724	21,778
鹿児島	151,023,548	6,363,910	4.21	230	666,624	27,669
沖縄	106,236,130	4,546,558	4.28	197	539,270	23,079
合計	20,471,270,390	529,789,012	2.58	20,002	39,208,600	1,208,154
平均	435,558,944	11,272,107	2.58	426	834,226	25,705

(単位：千円、人、%)

※1 徴税費注、人件費、旅費、需用費及び徴収取扱費等の合計額である。
 2 徴税吏員数とは、徴税吏員及び嘱託職員をい、臨時職員を除く。
 3 平成19年度徴税入額及び徴税費等は、平成19年度道府県徴収状況等資料
 (全国地方税務協議会編集)により作成した。
 なお、東京都に係る分については、市町村税相当額を含んでいる。

これを、徴税費の小さいものから順に並べると次のようになっている。

都道府県の徴税コストベースト順位

ベスト 順位	都道府 県名	徴税入に 対する 徴税費 の割合	ベスト 順位	都道府 県名	徴税入に 対する 徴税費 の割合
1	東京	1.71	24	福島	3.09
2	愛知	2.05	25	宮城	3.11
3	大阪	2.25	26	香川	3.11
4	石川	2.49	27	京都	3.13
5	千葉	2.52	28	山形	3.18
6	茨城	2.54	29	青森	3.24
—	平均	2.58	30	秋田	3.33
7	静岡	2.65	31	長野	3.33
8	兵庫	2.68	32	大分	3.40
9	福井	2.71	33	岩手	3.51
10	富山	2.72	34	奈良	3.59
11	三重	2.72	35	北海道	3.70
12	栃木	2.74	36	和歌山	3.72
13	福岡	2.77	37	熊本	3.72
14	岐阜	2.88	38	徳島	3.87
15	広島	2.88	39	鳥取	3.96
16	埼玉	2.90	40	島根	4.08
17	愛媛	2.91	41	佐賀	4.08
18	山梨	2.96	42	鹿児島	4.21
19	新潟	2.99	43	沖縄	4.28
20	滋賀	2.99	44	高知	4.60
21			45	長崎	4.64

青森県は、3.24%で29位であり、全国平均2.58%より0.66%高いものとなっている。
 隣接3県では秋田の3.33%、岩手の3.51%となっており、当県は若干下回っているが、当
 該数字がこれより高いものなのか隣接県と比較検討してみることにする。

【隣接3県との比較】

①隣接3県の状況
 秋田、青森及び岩手の隣接3県の平成19年度の徴税費の状況は次のとおりとなっ
 ている。

平成19年度 徴税費隣接3県比較表

区 分	青森県	岩手県	秋田県
徴税入済額	① 140,722,521	129,386,874	102,821,055
徴税費合計金額	② 4,555,706	4,544,717	3,421,178
徴税費の割合(%)	②/① 3.24%	3.51%	3.33%

(単位：千円)

青森県の徴税費の割合が、他の2県より若干小さい数字となっている。これは、青森県には、青森県特有の税目、大規模償却資産に係る固定資産税及び核燃料物質等取扱税があり、税収が秋田、岩手より多くなっていることによるものと思われる。
ちなみに、各県の、税目ごとの収入は次のとおりとなっている。

税目ごとの県税収入済金額隣接3県比較表 (単位：千円)

税 目	青 森	岩 手	秋 田
県民税	38,657,320	40,043,047	31,240,114
事業税	31,388,108	30,721,883	24,795,564
地方消費税	13,541,677	11,630,383	10,262,185
不動産取得税	3,347,225	3,230,662	2,832,543
たばこ税	3,296,254	2,669,947	2,234,501
ゴルフ場利用税	196,981	371,053	232,572
自動車税	18,992,463	19,697,638	16,142,376
都区税	3,648	20,473	15,392
固定資産税	1,847,980	-	-
核燃料物質等取扱税	9,022,293	-	-
自動車取得税	3,769,944	3,764,500	3,307,879
煙油引取税	16,549,541	17,100,217	11,405,317
狩猟税	27,823	53,866	41,363
産業廃棄物税	80,754	83,008	311,244
その他	510	190	-
計	140,722,521	129,386,874	102,821,055

固定資産税、核燃料物質等取扱税だけで、100億円の収入となっているが、これらの税金は徴税経費をほとんど要しないと認められるので、これを除いたところで、隣接3県の県税収入済額及び徴収率を比較してみることにする。

固定資産税、核燃料物質等取扱税を除いた県税収入済額と徴税費隣接3県比較表 (単位：千円)

項目	青 森	岩 手	秋 田
県税収入済額	140,722,521	129,386,874	102,821,055
固定資産税	1,847,980	-	-
核燃料物質等取扱税	9,022,293	-	-
差引計	129,852,248	129,386,874	102,821,055
徴税費	4,555,706	4,544,717	3,421,178
徴税率	3.51%	3.51%	3.33%

・当県は岩手県とほぼ同じであるが、秋田県よりは高い徴税率となっている。
・各県の徴税費の内訳は次のようになっており、その内容について検討する。

平成19年度 徴税費隣接3県比較表 (単位：千円)

区分	青森県	岩手県	秋田県
県税収入済額	① 140,722,521	129,386,874	102,821,055
人件費	② 1,513,494	1,462,957	1,006,981
旅費	③ 10,303	13,546	5,730
需用費	④ 262,806	230,299	231,484
個人県民税徴収取扱費	⑤ 2,297,151	2,364,751	1,826,227
地方消費税徴収取扱費	⑥ 49,489	41,044	37,745
納税貯蓄組合補助費	⑦ 3,788	-	4,500
特別徴収義務者交付金等	⑧ 416,793	426,402	308,511
その他(岩手・納貯舎)	⑨ 1,882	5,718	-
計	⑩ 2,769,103	2,837,915	2,176,983
合計	⑪ 4,555,706	4,544,717	3,421,178
徴税率の割合(%)	⑫/① 3.24%	3.51%	3.33%

② 人件費の検討
隣接3県の人件費の内訳は次のとおりである。

人件費に関する欄 (年度比較)

区分	青森県					岩手県					秋田県				
	117年度	118年度	119年度	117年度	118年度	119年度	117年度	118年度	119年度	117年度	118年度	119年度	117年度	118年度	119年度
職員給与	853,107	832,134	756,612	836,722	801,451	734,838	567,315	549,105	536,715						
超過勤務手当	54,115	48,724	45,184	41,162	27,788	22,145	23,805	25,167	21,683						
稼働手当	29,401	30,034	27,860	40,163	39,276	33,938	28,001	13,568	3,655						
その他の手当	461,036	450,902	409,610	447,713	429,681	401,293	313,355	304,029	293,690						
手当小計	514,552	529,660	482,684	529,038	496,745	462,375	365,161	342,764	319,028						
その他人件費	271,661	268,754	274,168	298,900	265,327	265,743	172,535	167,692	151,238						
計	1,669,320	1,630,548	1,513,494	1,664,660	1,563,523	1,462,957	1,105,011	1,059,561	1,006,981						
徴収職員	224	219	204	206	201	188	137	137	144						
その他	8	1	0				2	2	2						
計	④ 232	220	204	206	201	188	139	139	146						
臨時職員	8	8	9												
事務人数	6,024	6,190	6,075	6,630	6,458	6,368	6,708	6,416	5,861						

青森県の人件費が3県中では最も額が大きい。これは職員の数が多いことによるものである。青森県は、税務課と6県税部で204人であり、隣接2県より人数が多くなっている。秋田県は税務課と8地域振興局を146人で、岩手県は税務課と11地方振興局を188人で構成している。

県は行財政改革の一環として職員数の適正化に取り組んでおり、県税においても職員の減員をみており、平成20年度末には197人となっているが、この人員をさらに減らすべきであるかどうか、調定額及び収入済額等から検討してみることにする。なお、個人県民税の賦課徴収は市町村で行うこととなっているのでこれを除いたところで検討する。

また、青森県は、法定外普通税核燃料物質等取扱税や大規模償却資産に係る固定資産税などの、ほとんど経費の要しない、また、滞納となる可能性がない県税収入があるのも除いたところで検討する。

平成19年度県税調定額 (個人県民税を除く)

	件数		金額		職員数		1人当たり 調定件数	1人当たり 調定金額
	現年	繰越	現年	繰越	人	件		
青森県	741,056	12,986	751,042	98,832,325	866,941	99,699,267	204	3,696
岩手県	739,692	13,919	753,601	96,908,034	906,566	97,904,599	188	4,009
秋田県	619,635	14,072	633,707	78,176,858	941,777	79,118,635	146	4,340

※ 青森県は固定資産税及び核燃料物質等取扱税を除いた金額
秋田県は1人当たり4,340件の調定件数を処理している。

岩手県でも1人当たり4,009件であり、青森県は3,696件と2県に比べ少ないものとなっている。

次に収入済額についてみると次のとおり。

平成19年度県税収入済額 (個人県民税を除く)

	件数		金額		職員数	1人当たり 収入済額
	現年	繰越	現年	繰越		
青森県	735,128	4,135	739,263	98,422,987	235,553	98,658,540
岩手県	734,547	4,500	739,047	96,237,541	486,371	96,723,912
秋田県	615,766	2,788	618,554	77,830,482	317,427	78,147,909

(注) 青森県は、固定資産税及び核燃料物質等取扱税を除いた金額

平成19年度県税徴収率 (個人県民税を除く)

	件数			金額		
	現年	繰越	計	現年	繰越	計
青森県	0.992	0.318	0.980	0.996	0.272	0.990
岩手県	0.993	0.323	0.981	0.993	0.488	0.988
秋田県	0.994	0.198	0.976	0.996	0.337	0.988

(注) 青森県は、固定資産税及び核燃料物質等取扱税を除いた金額

個人県民税を除いた県税の徴収率(青森県の場合は、固定資産税及び核燃料物質等取扱税を除いた数字)は、3県ともほぼ同じ率である

秋田県、岩手県は当県より少ない人数で同じような徴収率を確保しているため、青森県は他県より人的効率が悪いと言える。

それでは、どれくらいの人数であれば他県と同じくらい人の効率となるか検討してみることにする。

秋田県は徴収件数、金額がやや低いため、ほぼ同水準の岩手県を基準として考える。

岩手県の平成19年度職員一人当たりの徴収済金額は514,489千円である。

青森県の平成19年度の収入済金額は、98,658,540千円であるので、岩手県の職員一人当たりの徴収済金額514,489千円を割った金額が岩手県と同じ効率の職員数であるということになる。その人数は191人と出る。

【徴収取扱費等】
個人の県民税は、市町村が当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて行うこととなっている。

市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、市町村に交付する徴収取扱費が個人県民税徴収取扱費である。

徴収取扱費には、その他、軽油引取税の特別徴収義務者に対する期限内申告納入の報奨金である特別徴収義務者交付金等がある。

徴収取扱費の内訳は次のとおりである。

徴収取扱費に関する調（累年比較）

区分	（単位：千円）				
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
個人県民税徴収取扱費	1,216,959	1,190,423	1,251,578	2,297,151	2,883,858
地方消費税徴収取扱費	45,897	42,696	55,530	49,489	46,903
納税戸数組合補助金	18,859	4,824	4,306	3,788	3,270
特別徴収義務者交付金等	456,674	454,755	446,002	416,793	406,304
その他	1,712	1,833	1,981	1,882	2,214
計	1,740,101	1,694,531	1,759,397	2,759,103	3,342,549

徴収取扱費の中で一番大きなものは、個人県民税徴収取扱費である。

当該費用が平成19年度から急増しているが、これは金額の算定方法が払込金額に係数を乗じて算定する方法から、納税義務者数に係数を乗じて算定する方法に変更となったことによるものである。

この内訳は次のとおりである。

	（単位：千円）			
	H18年度交付額	H19年度交付額	H20年度交付額	H21年度交付額
個人県民税徴収取扱費	1,251,578	2,297,151	2,883,858	
（内訳）				
納税通知書の数分	40,810	992	241	
払込金額分	1,177,187	409,971	19,442	
その他	33,581	1,886,188	2,864,175	

なお、納税義務者一人当たりに乗ずる係数は平成19年度及び20年度の2年間は移行期間として4,000円である。

そして当該金額は、平成21年度は3,300円、平成22年度以降は3,000円となる。

- (2) 実施した手続き
担当者に対しヒアリングを行い、関係書類を閲覧した。

- (3) 監査の結果
以下の点を除き、徴収費の取扱は概ね適切に行われている。

【意見①】 税務職員数と徴収費

隣接3県のうち、徴収等が青森県に近い水準にある岩手県と同じ人的効率となる税務職員数は213員のとおり計算上191人となり、平成19年度で13人多いことになり、平成20年度は職員数が197人、平成21年度は193名に減員しており、ほぼ岩手県と同じ水準になってきている。この減員による徴収率に対する影響であるが、平成20年度は県税全体の数字が97.6%で、平成19年度の97.9%から0.3%の落ち込みとなっている。平成20年度調定額1,420億円がこの0.3%は4億2千6百万円である。決して小さい金額ではない。ちなみに、人員削減による平成20年度の人件費の減少額は、42,873千円である。財政再建の一環としての人員削減は必要であるが、無駄なところを削減するのであって、欠くべからざる重要な部署は人員を増やしてもいいのではないかと思う。

県税は県財政の礎となっている非常に重要な部署であり、この働き具合が県財政に大きな影響を与えたと考えても過言ではない。県税職員の削減は人件費の減少となるが、行き過ぎた削減は逆に効率性を損なう恐れがあるため、総合的バランスを考慮したうえで判断する必要がある。

【意見②】 個人県民税徴収取扱費の算定

個人県民税徴収取扱費の算定方法については、平成18年度までは県の収入額である「払込金額」等に係数を乗じる方法であり、市町村の徴収努力を反映した算定方法となっていたが、地方税法の改正に伴い、平成19年度以降は納税義務者数によって徴収取扱費が算定されることとなった。

このため、県は市町村からの払込金額に拘らず一定の徴収取扱費を支払うことになり、市町村の徴収意欲が薄れ、収入未済額が増加する可能性が大きい。

制度上の問題であるが、市町村の徴収努力に見合った徴収取扱費の支払いとなるような法改正等を要望していくことが望まれる。

第5章 組織体制

(1) 概要

【税務職員数の隣接3県との比較】

徴税吏員等について、隣接三県を比較すると次のとおりとなる。

区分	青森県			岩手県			秋田県		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
事務所数	税務課と6事務所	税務課と11事務所	税務課と8事務所						
調定額	124,400,089	138,361,843	143,763,764	111,338,540	116,983,654	132,295,729	90,391,821	91,354,631	105,199,791
収入済額	121,781,542	135,813,200	140,722,521	109,034,406	114,615,330	129,389,874	88,235,183	89,200,798	102,821,655
人口	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1,457,215	1,442,258	1,427,624	1,388,164	1,377,656	1,366,652	1,186,356	1,143,829	1,130,823
徴税吏員	224	219	204	206	201	188	137	137	144
徴税吏員等	8	1	0	0	0	0	2	2	2
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	232	220	204	206	201	188	139	139	146
徴税収入当りの調定額	536,207	628,917	704,675	540,478	582,008	703,701	650,301	657,084	720,547
徴税収入当りの収入済額	524,920	617,333	689,816	529,239	570,226	688,228	634,785	641,732	704,254
果税徴収率	97.9%	98.2%	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.6%	97.7%	97.7%
徴税員1人当たり人口	6,281	6,556	6,998	6,739	6,854	7,269	8,319	8,229	7,745

(各県税務課計及び岩手県市町村課「住民基本台帳人口年報」より)

青森県は調定額、収入済額、人口及び徴税吏員の数が隣接3県より大きい数字となっており、また、徴収率も高いものとなっている。青森県の果税収入が大きいのは、他の二県にない核燃料物質等取扱税及び固定資産税の収入があるからである。

この二税の収入は、次のとおり大きな金額となっている。

項目	H17年度	H18年度	H19年度
固定資産税	1,376,392	2,317,740	1,847,980
核燃料物質等取扱税	14,495,804	14,858,864	9,022,293
合計	15,872,196	17,176,604	10,870,273

(単位：千円)

これらの税収は、100%収入済みとなるため、青森県の徴収率を引き上げる結果となっている。これを除いたところをみた場合、調定額、収入済額及び徴収率は次のとおりである。

区分	青森県			岩手県			秋田県		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
調定額	124,400,089	138,361,843	143,763,764	111,338,540	116,983,654	132,295,729	90,391,821	91,354,631	105,199,791
収入済額	108,527,897	121,185,299	132,883,491	111,338,540	116,983,654	132,295,729	90,391,821	91,354,631	105,199,791
徴収率・固定資産税	15,872,196	17,176,604	10,870,273						
徴収率・固定資産税	12.7%	12.4%	7.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
徴収率・果税徴収率	97.6%	97.9%	97.7%	97.9%	97.9%	97.9%	97.6%	97.7%	97.7%

差引後の調定額、収入済額及び徴収率は岩手県とほぼ同じ数値となっている。これらの数値が、同じ水準であるなか、職員数の多さが目立つが、これについて、青森県は、次の様に人員削減を実施し、平成21年4月1日現在では、岩手県の水準に近い人員数となっている。

	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
青森	232	227	220	204	200	193
岩手	205	206	201	188	-	-
秋田	148	149	145	147	-	-

【税務職員の年齢別及び経験年数別の分布及び構成状況】

平成20年4月1日現在の、青森県の税務職員の年齢別、経験年数別の分布及び構成状況を表にすると次のとおりとなる。

年齢別	青森県税務職員年齢別経験年数表													
	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-60	計	10人	20人	30人	40人	50人
1年未満	●●	●●●●							6					
1-3年未満	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●					32					
3-5年未満	●●	●●	●●●●●●	●●●●●●	●●				21					
5年-10年未満		●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●				61					
10年-15年未満			●●	●●●●	●●●●	●●●●			26					
15年-20年未満				●	●●●●	●●●●			18					
20年以上					●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	33					
計	2	19	48	43	25	17	16	30	200					

年齢別構成表

次に掲げる年齢別経験年数表は、千葉県のデータを表にしたものであるが、2つの表を比べてみると、千葉県は50代以降の職員が多いのに対し、青森県は30代に集中しており、若い職場であるといえる。税務職員の平均年齢も、40.4歳(H20.4.1現在)で、他の部署の平均年齢と比べても次のとおり若いものとなっている。

のための研修とはかけ離れているように思われる。
職務の遂行には、担当税法だけでなく、関連するものは幅広く知っておく必要があるのですが、実務とは離れた講座を設け選択により参加できるような制度も考える必要があるのではないかとと思う。

【税務職員の人事について】

青森県の税務部門の人事は、警察行政と教育行政を除く一般行政部門の一環として組み立てられている。

したがって、税務部門の人事を限定的に取り上げてみたとしても実現は難しいのかもしれないが、税務行政推進の立場から税務職員の人事についての分析と提言を試みることとした。

青森県の税務職員の平均年齢等について、前述のとおり平成20年4月1日現在でまとめると、40.4歳である。これは、県全体の一般行政職の平均年齢44.4歳より若いものとなっている。

この要因を年齢別経験年数表から推定してみると、青森県の税務職の場合、新規採用後他部署をわたり5年経験してから配属されるが、税務を10から15年くらい経験しベテランの中核職員として職場をリードする40代になると、他部署に異動になるというローテーションになっているためと思われる。

若く活気ある職場といえるが、これではせっかくこれまで培われてきた税に関する知識や経験さらにはノウハウが承継されていかないのではないかと思われる。これは、ポストの関係からこのようになったものと思うが、経験豊富な能力のある税務職員を税務の職場から離すということは税収減に結びつき、県にとつては多大なる損失である。

このため、税務職員は税務職として採用し、税務の仕事に専門にやってもらうという制度の導入を検討してみたいかがであろうか。

そして、税務の職場は非常にきついものであるため、敬遠されないよう税務職の俸給表を作り一般職と水準差を設け、さらには税務関係のポストはすべてプロパーで占めることとするとしてはいかがであろうか。

(2) 実施した手続き

担当者に対しヒアリングを行い、関係書類を閲覧した。

(3) 監査結果

以下の点を除き、組織体制は概ね適切である。

【意見①】体系的研修の実施

青森県の研修実施状況を見ると、実務直結型の断片的な研修に終わっている感が強い。新人に対する研修でも5日で終わっている。税務の仕事は、担当する税法だけでは処理でき

ない。関連するものが、簿記会計、民法、商法等広範にわたっている。カリキュラムが体系的にプログラムされた研修を行い、後継者の早期育成及び優秀な人材の育成に力を入れるべきである。

県は、職員の自己研修にたよることなく、組織としても、人材育成のための体系的な研修制度の実施に取り組んでいく必要がある。

【意見②】税務の人事政策について

税務行政は高度な専門性が求められることから、税務経験を考慮した人事異動が必要である。

現在は若くして税務の職場に配置されているが、役付きになる年代になると他部署へ異動しているようであり、それが若年化及び税務経験年数の浅い者の増加となっている。

将来的には、税務職として採用し、税務のプロパーとして人事異動は原則税務関係機関内で異動するという制度も検討すべきである。そうすることにより、税務のノウハウの継承や体系的な研修も可能となる。

第6章 地方税の延滞金

(1) 概要

【はじめに】

延滞金は納税者が果税を法定納期限までに納付しない場合、課されるものである。これは、期限内に納付した者との権衡を図る必要があること、併せて果税の期限内納付を促進させる見地から、納付遅延に対して遅延利息に相当する金額を課すものである。

延滞金は納付（納入）すべき期限（納期限延長があった場合は延長された納期限、申告納入に係る更正決定の場合は申告期限）の翌日から納付日までの期間に応じ、本税に対して年14.6%の割合で計算する。ただし、納付（納入）すべき期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間については7.3%を乗じて計算した金額となる。

なお、平成12年1月1日以後については、当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない時は、当該特例基準割合とされる。

※ 特例基準割合とは、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいい、平成20年1月1日から12月31日までは、年4.7%、21年1月1日からは4.5%である。

【特徴】

- ① 延滞金は、本税が完納になって初めてその金額が確定する収入金である。すなわち、本税が未納になっていた間は年14.6%の延滞金が日々発生し、本税が完納されたときにそれまで発生していた延滞金の額が確定することとなる。
 - ② 延滞金は納入額が調定額となるいわゆる事後調定される収入金である。
 - ③ 延滞金は確定額のうち不納欠損となった額が集計されない収入である。
- 本税であれば調定額のうち最終的に納付されなかった金額は不納欠損額として集計されるが、延滞金については事後調定であるため調定額の中に不納欠損となる金額がもともと含まれていないからである。

【延滞金の免除】

延滞金が免除される場合は以下のとおりである。

ケース

納税猶予の場合の延滞金免除（地方税法第15条の9）

	免除金額
1. 災害等による徴収の猶予（地方税法第15条第1項） ① 納税者等がその財産につき災害等を受けたため徴収猶予（※1）したとき ② 納税者等が病氣又は負傷のため徴収猶予したとき ③ ①又は②に類する理由により徴収猶予したとき	猶予又は停止をした税額の延滞金の金額のうち、その猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額
2. 滞納処分の執行停止（※2） ① 法第15条の7第1項各号該当により滞納処分の執行を停止したとき ② 法第15条の7第1項各号該当により滞納処分の執行を停止したとき	猶予した税額の延滞金の金額のうち、猶予期間中において年14.6%の割合で計算される期間に対応する部分の金額の1/2
3. 事業の廃止等による徴収の猶予（地方税法第15条第1項） ① 納税者等がその事業を廃止又は休止したため徴収猶予したとき ② 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたため徴収猶予したとき ③ ①又は②に類する理由により徴収猶予したとき ④ 法定納期限から1年を経過した後に賦課したため徴収猶予したとき	猶予した税額の延滞金の金額（上記3.4による1/2の免除部分を除く）のうち、その猶予期間に対応する部分の金額で納付納入が困難と認められるものを限度
4. 換師の猶予 ⑤ 法第15条の5第1項の規定による換師猶予したとき	猶予した税額の延滞金の金額（上記3.4による1/2の免除部分を除く）のうち、その猶予期間に対応する部分の金額を限度
3. 法第15条による徴収猶予又は法第15条の5第1項により換師猶予（※3）した場合で、次の一に該当 ① 納税者等の財産の状況が著しく不良なため、他の租税、公課又は私債権について軽減又は免除しなければその納税者等の事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その租税、公課又は私債権が軽減又は免除されたとき ② 納税者等の事業又は生活の状況により、その延滞金の金額の納付納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき	猶予した期間（延滞金が年14.6%の割合によって計算される期間に限るものとして法第15条の9第1項又は第2項の規定による免除期間は除く）に対応する延滞金の1/2
4. 更正の請求があり徴収猶予した場合	猶予した期間（延滞金が年14.6%の割合によって計算される期間に限るものとして法第15条の9第1項又は第2項の規定による免除期間は除く）に対応する延滞金の1/2を限度
5. 差押した場合又は担保の提供を受けた場合	差押又は担保の提供がされている間（延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限るものとして、第1項から第3項までの規定により延滞金の免除された場合にはその免除期間に該当する期間を除く）に対応する部分の金額の1/2を限度
第3項	
第4項	

- ※1 徴収猶予とは、納税者等が一定の事由により徴収金を一時に納付納入できないと認められる場合に、一定期間徴収を猶予して納税の緩和を図る制度。
- ※2 滞納処分の執行停止とは、滞納者に滞納処分できる財産がないときに、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどに、地方団体の長の職権によって滞納処分の執行を停止して納税の緩和を図る制度。
- ※3 換師猶予とは、滞納処分を受けた滞納者について、その財産の換師を直ちにすることにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある時などに、その換師を猶予して納税の緩和を図る制度。

【事務手続】

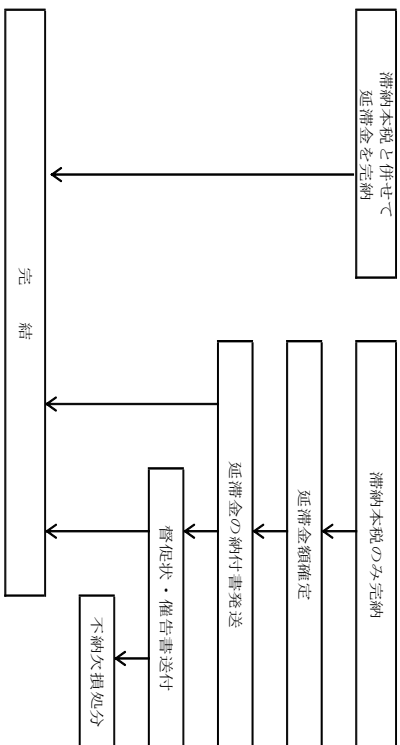
延滞金に係る事務の流れは次のとおりである。
 延滞金に属する本税が完納されると延滞金が計算され、随時、滞納者に対して納付書が
 滞納されている本税が完納されると延滞金が計算され、随時、滞納者に対して納付書が
 発送される。

これにより、納付があれば滞納整理完結ということになるが、納付されない場合、本税
 について督促状が発付されていなかっただけについては督促状を発付し、それ以外の場
 合、催告書の送付等により納付の意思を行っている。

本税が完納され延滞金のみ滞納の場合、金額が少額ということもあり、徴税効率の見
 地から、滞納繰越時の催告書の一斉送付等の文書送付を行うだけで、ほとんど滞納者と接
 触がない状況である。

このため、時別による不納欠損となるものが非常に多い状況となっている。

延滞金に関する事務の流れ



【青森県における延滞金徴収の状況】

青森県の税務統計では延滞金の収入済額は以下のようになっている。

年度	件数	延滞金 千円
18年度	33,630	156,860
19年度	32,337	161,614
20年度	29,388	158,004

(青森県税務統計より)

【延滞金の収入未済額等の状況】

延滞金は、前記制度の概要に記載のとおり、納入額を測定額としているため、収入未済
 額及び不納欠損額が税務統計上表示されない。

今回の監査でこれらの数値を把握したところ、次のとおりであった。

県税部	平成20年度延滞金の収入済額及び収入未済額等の状況									
	①		②		③		④		①+②-③-④	
	H19年度未収入未済額		H20年度未収入未済額		H20年度収入済額		H20年度不納欠損		収入未済額	
	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円	件数	金額 千円
東青	991	31,505	464	21,767	498	21,443	22	1,985	935	29,844
中南	499	15,706	521	16,140	499	14,510	55	5,730	466	11,606
三八	785	16,798	500	16,734	452	14,823	72	3,874	761	14,836
西北	269	5,408	250	3,383	211	2,737	19	410	289	5,644
上北	410	9,783	427	10,977	401	10,316	39	4,201	397	6,244
下北	265	3,088	168	3,525	161	3,230	23	398	249	2,984
分別法人等	5,998	58,458	27,422	93,863	27,166	90,945	296	1,739	5,958	59,635
計	9,217	140,746	29,752	166,389	29,388	158,004	526	18,337	9,055	130,793

(各県税部の平成20年度延滞金未納額調より)

なお、上記の延滞金は本税が完納されて金額が確定したものである。

したがって、本税が完納されていないために金額が確定していない延滞金は含まれてい
 ない。当該未確定となっている延滞金の額は、現在の電算システムにおいて、滞納者ごと
 であれば現時点での金額を画面上で把握できるが、全滞納者について集計する機能がない
 ことから、把握不能である。

また、上記表の不納欠損及び収入未済額には、市町村が処理を行っている個人県税に
 係る金額は入っていない。

- (2) 実施した手続
 担当に対してヒアリングを行い、関係書類を閲覧検討した。

- (3) 監査の結果
 以下の点を除き概ね適切に行われている。

【意見①】延滞金の徴収

(検出された事実) 延滞金滞納者の管理状況
 滞納が発生すると、督促状と同時に滞納整理票が出力され、それを地区担当者ごとに分
 け整理している。担当者は、この滞納整理票により滞納整理を行っている。本税の納付に
 より確定した延滞金についてもこれにより管理している。

担当者が滞納整理を行うに当たっては、毎月出力される「滞納者別月間滞納整理計画」
 により月間計画を立て、これに基づき滞納整理事務を行うが、当該計画書は本税に滞納が
 ある者だけのリストで、延滞金のみ滞納者は入っていない。

このため、延滞金のみでの滞納整理票には目を向けられることが少なくなり、延滞金滞納者の管理が非常に疎かな状況となっている。

また、本税であれば納税通知書、督促状、催告書等によって、複数回にわたって納税者との接触を図る仕組みができてはいるが、延滞金の場合には本税が完納されて延滞金の納付書が発行されたあとは、滞納繰越時に行う催告書等の文書の送付だけで終わっている例が多く、滞納者との接触はあまりない状況である。

延滞金の滞納とともに本税の滞納がある場合でも、本税徴収が優先で、本税が納まれば、延滞金まで徴収するという努力が充分でない事例が見受けられた。

このような状況であるため、時刻による不納欠損となるものが非常に多くなっている。

(意見)

延滞金は税外収入であり、税務統計上徴収率にも関係がなく、また一件当たりの金額が小さいこともあるためか、その滞納整理が疎かにされている状況にある。

延滞金は、納付を高めるための制度として設けられたものであり、その本来の機能を發揮させるためにも厳正な対応を行うべきである。

延滞金を徴収するための更なる努力をすべきである。

【意見②】延滞金の開示について

滞納している本税については税目別に収入未済額及び不納欠損額が公表されているが、本税の完納によりその金額が確定する延滞金は、納入額を測定額とする事後測定のため、徴収率が常に100%で、これらの金額は統計数値として表に出てこない仕組みとなっている。

因みに、平成20年度における延滞金の不納欠損は526件、18,337,102円で、平成20年度末における、延滞金の徴収未済額は9,055件、130,793,859円である。

本税であれ延滞金であれ県税に係る地方団体の徴収金に変わりはないのであるから、延滞金についても、確定した額及びそれに対する徴収状況並びに期末の収入未済額等を税務統計において開示すべきである。

第7章 その他

1. 概要

(1) 調定収入状況調の整合性

【収入未済額と翌年度調定額の差異】

県の税務課が毎年作成している「青森県税務統計」に、調定収入状況を記載した「県税決算額」があるが、当該資料について下記のとおり前年度末の収入未済額合計額と当年度調定済額の繰越額との金額には差異があり、年度間の整合性のない部分がある。

当年度末の収入未済額の合計金額は翌年度の調定済額として繰り越される金額であり、当該金額は翌年度の調定済額欄に繰越額として記載されるべきものである。これは、前年度の収入未済額について繰越調定決議を行うのが、出納整理期間の関係から6月1日(繰越額分は4月1日)となり、この間に「課税の取消」等が行われる場合がある。

このような場合状況調では、前年度末の収入未済額から当該金額を加減したところで、翌年度の調定済額を表示しており、このため差異が生じているものである。

青森県 収入未済額と翌年度調定額の差異

税目	H18年度未収入未済額合計	H19年度調定済額(繰越額)	差異
個人県民税	1,337,803	1,335,642	2,161
法人県民税	40,615	38,967	1,648
法人事業税	145,703	137,589	8,114
不動産取得税	202,103	200,090	2,013
自動車税	452,076	360,241	91,835

(単位:千円)

税目	H19年度未収入未済額合計	H20年度調定済額(繰越額) 決算見込額	差異
個人県民税	1,842,829	1,824,803	18,026
法人県民税	42,536	40,379	2,217
法人事業税	46,768	46,386	382
法人事業税	148,837	131,198	17,639
不動産取得税	257,240	248,032	9,208
自動車税	390,597	345,053	45,544

① 個人県民税の差異

個人県民税は、個人の市町村民税とあわせて市町村に納付される。

市町村は、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を県民税と市町村民税に按分し、按分した金額を翌月の10日までに県に振り込むこととなっている。

その按分率は、当該年度の3月31日現在の按分率によるが、4月から6月分の払込み金額は前年の3月31日現在の按分率により、7月から3月分の払込み金額は、当該年度の最初に到来する納期限の末日現在の按分率により行うことができるものとしているため、差異が生ずることとなる。

これが、個人県民税の主な差異発生の原因である。
 なお、当該払込済額と、当該年度の3月31日現在の按分率により県に払い込むべき金額との間に過不足がある場合は、翌年の4月から6月分で清算することとなる。

② 不動産取得税の差異
 登記簿上の所有者に課税したところ、当該所有者は名義だけのものであることが判明したので、これを取消し、真正所有者にあらたに賦課決定したという大口の事案等があったことによるものである。

③ 自動車税
 前年度以前の自動車税が未納となっている自動車について、実態調査等の結果、解体等によって運行の用に供されていないことが確認できた自動車に係る自動車税についての課税取消があったことによるものである。

(2) 窓口業務について
 地域県民局県税部の窓口業務は、主として自動車税、軽油引取税等県税の収納事務、納税証明書(車検、金融機関提出用、指名競争入札用等)の発行、軽油免税証の交付等である。

県税部では、複数の窓口担当者が交替で対応しているが、所内徴収については、管理課職員のうちから、あらかじめ部長の指定した職員が2人態勢で対応し、現金と一緒に受領した納入書に必ず担当者の印鑑を押すこととし、事務的に担当者を特定できるようにしている。

納付書に押す徴収領収スタンプについては、カウンターの付いたものを使用し、これをスタンプ管理台帳で毎日登録管理している。

また、所内徴収した徴収金は、その日のうちに銀行に入金することとし、事故や不正の防止に留意している。

因みに、県税部の取り扱い件数等は次のとおりである。

平成20年度窓口実績表

年月	納税証明		所内徴収	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
20年 4月	870	31,638	1,579	32,411
20年 5月	557	1,332	986	272,854
20年 6月	986	12,353	1,661	134,186
20年 7月	1,661	6,273	933	80,339
20年 8月	933	3,759	755	58,273
20年 9月	755	2,782	592	83,205
20年10月	592	3,370	461	50,780
20年11月	461	2,147	633	83,844
20年12月	633	4,249	2,756	36,639
21年 1月	2,756	1,869	3,115	35,711
21年 2月	3,115	1,688	1,146	40,930
21年 3月	1,146	1,849	14,465	940,680
計	14,465	43,250		

(3) 県税事務指導検査について

【事務指導検査の実施】

県税事務指導検査(以下「指導検査」という)は、青森県県税事務提要(平成6年4月1日付け青税第1号総務部長通達、以下「事務提要」という。)に定めるところに基づき、税務課職員が地域県民局県税部に對して実施する事務指導検査である。

指導検査の目的は、「県税の賦課徴収事務の適正かつ合理的な運営を期するため」に実施すると事務提要に規定されている。

平成20年度は、当該事務提要に基づき策定された、平成20年度県税事務指導検査実施要領(平成20年5月30日付け青税第137号総務部長通知。以下要領という。)により実施された。

指導検査には、「総合指導検査」、「一般指導検査」及び「特別指導検査」がある。

一般指導検査の対象項目は、事務提要に記載されているが、平成20年度の指導検査はこれに則ったものである。

平成20年度の検査実施状況及び指導検査項目の主なものについては以下のとおりである。

局名	実施日程	従事者(人)		
		責任者	徴収・管理班	課税班
東青地域県民局県税部	7月23日～7月25日	1	2	7
中南地域県民局県税部	7月7日～7月9日	1	2	4
三八地域県民局県税部	7月9日～7月11日	1	2	4
西北地域県民局県税部	6月30日～7月2日	1	2	4
上北地域県民局県税部	7月2日～7月4日	1	2	4
下北地域県民局県税部	7月23日～7月25日	1	1	4

NO	項目	重点検査項目
1	各税目共通	<ul style="list-style-type: none"> 非課税、課税免除、課税標準の特例、税額の減額、賦課取消、減免等に係る処理状況 申告書、調査書等賦課徴収の基本となる文書の精査、整備、保管等の状況 税外徴収金の管理、取扱いの状況 事務処理に関する方針、計画、要領等の策定及びその実施状況 事務の進行管理及び各課相互の連携に係る対処状況 納税者の疑問、苦情等に対する対応の状況
	各税目共通	<ul style="list-style-type: none"> 賦課猶れ防止対策の状況 医業等に係る調査の実施状況 外形標準課税の対象法人に係る調査の実施状況 医業等に係る調査の実施状況 未登録・不申告法人対策の状況 法人税の更正、決定等に基づく処理等の状況
	個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> 「不動産取得税の課税資料の収集管理事務処理要領」（昭和59年5月22日付け青税第98号総務部長通達）に基づく事務処理の状況 「土地の中間省略登記に係る中間取得者に対する不動産取得税の課税等について」（平成3年12月18日付け青税第445号総務部長通達）に基づく事務処理状況 建築家屋に係る調査の実施状況及び評価計算の状況
	法人二税	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者の調査の実施状況 石油製品販売業者の調査の実施状況 自動車保有者の調査の実施状況 免税軽油使用者の調査の実施状況 申告書の審査及び不申告者に係る対処状況
2	不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理の実施状況 「県税の徴収に関する事務取扱いの適正強化について」（平成11年11月22日付け青税第520号総務部長通達）に基づく事務処理の状況 所内徴収に係る徴収金の管理状況 欠損処分の状況 過剰納金の還付及び充当の状況 徴収取扱費の交付状況 徴収確保対策の実施状況
	自動車税及び自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理の実施状況 「県税の徴収に関する事務取扱いの適正強化について」（平成11年11月22日付け青税第520号総務部長通達）に基づく事務処理の状況 所内徴収に係る徴収金の管理状況 欠損処分の状況 過剰納金の還付及び充当の状況 徴収取扱費の交付状況 徴収確保対策の実施状況
	徴収	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理の実施状況 「県税の徴収に関する事務取扱いの適正強化について」（平成11年11月22日付け青税第520号総務部長通達）に基づく事務処理の状況 所内徴収に係る徴収金の管理状況 欠損処分の状況 過剰納金の還付及び充当の状況 徴収取扱費の交付状況 徴収確保対策の実施状況
	管理	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理の実施状況 「県税の徴収に関する事務取扱いの適正強化について」（平成11年11月22日付け青税第520号総務部長通達）に基づく事務処理の状況 所内徴収に係る徴収金の管理状況 欠損処分の状況 過剰納金の還付及び充当の状況 徴収取扱費の交付状況 徴収確保対策の実施状況
	個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理の実施状況 「県税の徴収に関する事務取扱いの適正強化について」（平成11年11月22日付け青税第520号総務部長通達）に基づく事務処理の状況 所内徴収に係る徴収金の管理状況 欠損処分の状況 過剰納金の還付及び充当の状況 徴収取扱費の交付状況 徴収確保対策の実施状況
	その他検査班長において特に必要と認める事務に係る事項	

【検査結果】

検査結果については、県税部職員全員に対して講評している。指摘事項等は、平成20年度東青県税部の場合を例にあげると次のような内容である。

- ① 法人県民税・法人事業税（更正・決定等の処理遅延事案がある）
- ② 滞納整理の促進状況（文書催告のみで、滞納繰越となっている案件がある）
- ③ 不納欠損処理状況（時効起算日を誤っている事案及び折衝記録のないまま時効完成となっている事案があった）
- ④ 事務の進行管理（滞納整理について、文書催告のみに終わらないよう適切な管理をお願いする）
- ⑤ 個人県民税の収入未済額増加に対する効果的な徴収対策をお願いする。
- ⑥ その他

2. 実施した手続き

担当者に対しヒアリングを行い、関係書類を閲覧検討した。

3. 監査の結果

以下の点を除き概ね適切に行われている。

【意見①】前年度収入未済額と翌年度繰越調定額の差異

税務統計資料においては、前年度の収入未済額がなぜそのまま翌年度に繰越調定されなかったのかが不明瞭である。企業会計では、年度末残高は必ず翌年度の繰越額に一致させることとなっている。不一致の原因を脚注に記載するなどして、調定収入状況について網羅的な情報を提供するように記載することが望ましい。

【意見②】窓口業務の事故防止

ある県税部では、所内徴収を他の受付窓口と区別しないで、カウンターに面した職員の前に行っているが、窓口業務は多数の納税者が来所し、混み合う場合もあることとそう。そのような中で、事務担当者が日常事務を行う席において、現金を受領した場合、納税者の持参した現金が何かのミスで書類の中に紛れ込んだりし、過不足等を原因としたトラブルに発展しないとも限らない。所内徴収は、所内徴収のために必要なもの以外は置かない専用の窓口又は席で行うことが望ましい。

【意見③】県税事務指導検査結果に対する措置

平成20年度の事務指導検査日程表によれば、検査日数、検査従事者数は上表のとおりである。

7月の比較的繁忙ではない時期に、集中的に検査を実施している。指導検査結果（指摘事項）の項目を見ると、業務についての一般的な指摘があり、これに対して県税部は速やかに必要な措置を取っている。指導検査をさらに意義のあるものにするため、改善又は是正を必要とする事項以外に、事務処理が放置されている事案等について、処理促進のための個別具体的な指摘もあつていいのではないかと思われる。

例えば、差押え物件で植漬けとなつていような事案については、換価処分時期を予定した計画書と実績の報告書を求めるなどである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭